

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

I. 金融商品取引法関連

	頁
●適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合〔法第2条第3項、令第1条の4〕	4
●特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合〔法第2条第3項、令第1条の5の2〕	4
●少人数向け勧誘に該当しないための要件〔法第2条第3項、令第1条の6〕	7
●売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合〔法第2条第4項〕	7
●有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引〔法第2条第6項〕	8
●関係外国業者発注の適用除外の拡大〔法第2条8項〕	8
▼その他	9
●組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないための要件〔法第2条の2第4項〕	11
●募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し〔法第4条第1項〕	11
●適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘の制限〔法第4条第2項〕	11
●特定投資家向け有価証券〔法第4条第3項〕	11
▼特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券	12
▼特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等	12
▼特定投資家向け有価証券の範囲	13
▼届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘	14
●有価証券届出書の記載事項〔法第5条第1項〕	15
●特定投資家向け勧誘等に係る告知〔法第23条の13第3項〕	15
●有価証券報告書の提出〔法第24条第1項〕	16
▼有価証券報告書の提出期限の延長	16
▼有価証券報告書の提出を要しないこととなる所有者の数等	16
●四半期報告書の記載内容〔法第24条の4の7〕	17
●臨時報告書の記載内容〔法第24条の5〕	17
●発行者以外の者による株券の公開買付け〔法第27条の2第1項〕	17
▼公開買付けの適用除外となる買付け等	17
▼特別の関係	18
●公開買付開始公告及び公開買付届出書の届出〔法第27条の3〕	18
▼第二号様式	18
●業務等に関する重要事実の公表等〔法第27条の22の3〕	19
●大量保有報告書に添付する書類〔法第27条の23、第27条の26〕	19
▼大量保有報告書の記載内容	19
●電子開示手続に係る届出〔法第27条の30の3、令第14条の10〕	22
●特定証券情報の提供又は公表〔法第27条の31〕	23
●特定投資家として取り扱うことができるよう申し出ることができる個人	24
●運用の対象となる特定資産から除かれるもの〔法第35条〕	25
●広告等の規制〔法第37条〕	25
●契約締結前交付書面の交付を要しない場合〔法第37条の3〕	25
▼その他	26
●特定投資家向け有価証券の売買等の制限〔法第40条の4〕	27
▼一般投資家に含まれない者	27
▼特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外	27
●特定投資家向け有価証券に係る告知義務の対象〔法第40条の5〕	28
▼特定投資家向け有価証券に関する告知の方法	28
●業務に関する帳簿書類、事業報告書の提出等、届出書に添付すべき書類〔法第46条の3、第47条、第48条の2、第50条第1項〕	29
▼別表、附則関係	30
●会社関係者、公開買付者等関係者の禁止行為（インサイダー取引規制）〔法第166条、第167条〕	30
▼子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準	31
▼重要事実等の公表措置	32
▼その他	32
●投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項〔法第172条の4〕	32
●大量保有・変更報告書を提出しない者等に対する課徴金納付命令〔法第172条の7、第172条の8〕	32

●顧客の計算において不正取引をした場合の課徴金の計算方法〔法第 173 条、174 条、174 条の2、174 条の3、175 条〕	32
●会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令〔法第 175 条〕	33
●課徴金の計算における売買等をした者と密接な関係を有する者等〔法第 175 条第 10 項〕	33

II. 投資信託及び投資法人に関する法律関連

●委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲〔法第2条第1項、令第2条〕	34
●特定資産の範囲〔法第2条第1項、令第3条第 10 号〕	35
●委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲〔法第2条第2項〕	35
●適格機関投資家私募等の範囲〔法第2条第9項、令第8条〕	36
●投資信託約款の記載事項〔法第4条第2項〕	36
●金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外〔法第8条第1項〕	36
●外国投資信託の届出を要しない受託証券の募集の取扱い等〔法第 26 条第1項、令第 24 条第6号〕	37
●外国投資信託の届出を要しない行為、外国投資法人の届出を要しない行為	37
●委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等〔法第 223 条の3〕	38

III. 銀行法関連

●外国銀行代理業務〔法第 10 条第2項第8号の2 〕	39
▼外国銀行の業務の代理又は媒介	39
▼外国銀行代理業務の再委託等	41
▼所属外国銀行による営業活動等	41
▼外国銀行代理業務の対象となる業務	41
●外国銀行代理業務の届出〔法第 52 条の2第2項 〕	49
●外国銀行代理業務の認可〔法第 52 条の2第1項 〕	50
●金商法の準用〔法第 52 条の2の5 〕	51
●所属外国銀行の説明書類等の縦覧〔法第 52 条の2の6 〕	52
●外国銀行代理業務の健全化措置〔法第 52 条の2の7 〕	53
●所属外国銀行に関する公告等〔法第 52 条の2の8 〕	53
●銀行代理業に関する銀行法の規定の準用〔法第 52 条の2の 10 〕	53
●その他	55
●金融等デリバティブ取引〔法第 10 条第2項第 14 号 〕	60
▼商品デリバティブ取引〔法第 10 条第2項第 14 号 〕	60
▼算定割当量デリバティブ取引〔法第 10 条第2項第 14 号 〕	63
▼算定割当量の会計処理	64
▼その他	65
●経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社等〔法第 16 条の2第1項、第 16 条の3第7項 〕	65
●特例子会社対象業務〔法第 52 条の 23 の2 〕	67
●イスラム金融〔法第 16 条の2第2項第2号 〕	67
▼金銭の貸付けと同視すべきもの	68
▼合議体の判定	70
▼その他	71
●リース業務〔法第 16 条の2第2項第2号、銀行法施行規則第 16 条の2第2項第 11 号 〕	72

IV. 保険業法関連

●金融等デリバティブ取引〔法第 98 条第1項第8号〕	75
●その他	75

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年法律第65号)	改正法
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(今回公布)	整備政令
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(今回公布)	整備府令
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令	外国債等開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容開示府令
発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	他社株府令
発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令	自社株府令
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令	大量保有府令
開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する内閣府令	電子開示府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業協会等に関する内閣府令	協会等府令
金融商品取引所等に関する内閣府令	取引所等府令
金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令	課徴金府令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令	特定証券情報等府令
金融商品取引業協会に関する内閣府令	協会府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投信法施行令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
投資信託財産の計算に関する規則	投信財産計算規則
投資法人の計算に関する規則	投資法人計算規則
商品投資に係る事業の規制に関する法律	商品ファンド法
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

I. 金融商品取引法関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合〔法第2条第3項、令第1条の4〕	
1	<p>特定投資家向け有価証券に該当する株券・外国出資証券を既に発行している発行者であっても、剰余金の配当等について内容の異なる株券・外国出資証券を発行する場合には適格機関投資家私募・少数私募を行うことができるとの理解でよいか。また、定義府令第12条第1項4号とのバランスを考えると、例えば、既発行の特定投資家向け有価証券と比べて議決権を行使できる事項だけが異なる内容の株券・外国出資証券についても同様に適格機関投資家私募・少数私募を認めるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の4、第1条の7)。</p> <p>なお、修正後の規定においては、新たに発行する株券又は外国出資証券と同一種類の株券又は外国出資証券が特定投資家向け有価証券に該当せず、かつ、他の要件を満たす場合には、すでに特定投資家向け有価証券である株券又は外国出資証券を発行している発行者であっても適格機関投資家私募又は少数私募を行うことが可能であると考えられます(金商法施行令第1条の4第1号口、第1条の7第1号口)。</p>
2	<p>金商法第4条第3項によると、特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等を行った後に、「同一種類の有価証券」について新たに適格機関投資家私募・少数私募を行う場合、新たに発行される有価証券は発行と同時に特定投資家向け有価証券となるようにも思われるが、これは、適格機関投資家私募・少数私募において、何らの情報開示も行われなことを考えると不合理ではないか。この点を踏まえ、適格機関投資家私募・少数私募の要件を規定すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の4、第1条の7)。</p>
No.	●特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合〔法第2条第3項、令第1条の5の2〕	
1	<p>「特定投資家等」の定義には一定の非居住者が含まれるが、このような取扱いとしたのはなぜか。</p>	<p>プロ向け市場を厚みのある効率的な市場とするためには、取引の活発化が不可欠であり、外国人投資家の取引参加が必要であると考えられます。特定投資家には外国法人が含まれますが、取引参加者を特定投資家のみで制限すると、外国人投資家による取引参加が限定的なものとなり得ることから、一定の非居住者をプロ向け市場の取引参加者に含めることとしました。</p> <p>なお、特定投資家向け有価証券について、海外において非居住者間で取引(金融商品取引法が適用される勧誘を伴わないもの)が行われることも考えられます。</p>
2	<p>金融商品取引業者が介在しない形で、特定投資家ではない非居住者が居住者から直接特定投資家向け有価証券を取得することはできないという理解でよいか。</p>	<p>その譲渡が居住者である証券関連業者(金商法施行令第1条の5の2第1項第1号に規定する証券関連業者をいいます。)によるもの又は証券関連業者の媒介、取次ぎ若しくは代理その他の行為によるものでない限り、居住者が、特定投資家ではない非居住者に対して直接特定投資家向け有価証券を譲渡することは制限されるものと考えられます。</p>
3	<p>外国法人は原則として特定投資家であるため、「特定投資家等」の定義に含まれ、非居住者であっても居住者から直接取得できるとの理解でよいか。</p>	<p>外国法人は、原則、特定投資家であるため、「特定投資家等」に該当しますが、当該外国法人を含め、「特定投資家等」に対する特定投資家向け有価証券の譲渡は、金商法第4条第3項の規定の対象となることに留意が必要です。</p>
4	<p>特定投資家等に含まれる非居住者の範囲及び非居住者に対する有価証券交付勧誘等の方法については、特に制限を設けるべきではない。</p>	<p>今般のプロ向け市場の創設は、金融商品取引所における取引を主として想定したものです。仮に、金融商品取引所外で取引が行われる場合であっても、証券関</p>

		連業者の関与により、健全なマーケットが形成されていくことが期待されます。これらの規定は、かかる観点から、居住者が非居住者に対して特定投資家向け有価証券の譲渡を行う場合に証券関連業者の関与を求めるものであると考えられます。
5	特定投資家向け取得勧誘の要件としての譲渡に係る契約については、取得勧誘を行う者と取得しようとする者との間で締結すればよいこととしてほしい。	譲渡制限の実効性を高める観点から、その発行者を有価証券の譲渡に係る契約の当事者に含め、発行者及び勧誘者のいずれもが、取得者との間で当該契約を締結することを要件とすることとしました。なお、当該契約の締結方法として、「発行者及び取得者」、「勧誘者及び取得者」のそれぞれの間で締結することでも要件を満たすこととし、その旨を明確にするため、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の5の2第2項第1項口及び第2号口、定義府令第11条の3の第1号口)。
6	特定投資家向け取得勧誘の要件として、「譲渡に係る契約」とあるが、取得しようとする者が、発行者及び取得勧誘を行う者に対して、特定投資家等以外の者に譲渡しないことを確約する旨の書面を提出する形態でもよいか。	譲渡に係る契約については、発行者及び勧誘者のいずれもが、取得者との間で契約を締結する必要があると考えられますが、契約締結の具体的な方法については特に限定されるものではなく、それにより発行者及び勧誘者それぞれとの間で契約が成立するものであれば、当該有価証券を取得しようとする者が特定投資家等以外の者に譲渡しないことを確約する旨の書面を発行者及び勧誘者に提出する方法も認められるものと考えられます。また、勧誘者が発行者を代理して契約を締結する等の方法も考えられます。 なお、当該契約の締結方法として、「発行者及び取得者」、「勧誘者及び取得者」のそれぞれの間で締結することでも要件を満たすこととし、その旨を明確にするため、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の5の2第2項第1項口及び第2号口、定義府令第11条の3の第1号口)。
7	特定投資家向け取得勧誘における取得の条件としての譲渡に係る契約は、取得勧誘に応じて取得しようとする者との間で締結されるものであることを明確にするために「当該取得勧誘に応じて取得しようとする者」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の5の2第2項第1項口及び第2号口、定義府令第11条の3の第1号口)。
8	特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等の要件は、適格機関投資家私募と同様に、名称・券面への記載又は交付書面への記載により、特定投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることを要件としてほしい。	特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等が行われた場合、当該有価証券と同一種類の有価証券も特定投資家向け有価証券となるため(金商法第4条第3項第3号)、その要件として有価証券自体に譲渡制限を付すことを必要とすると、同一種類の特定投資家向け有価証券であるにもかかわらず、既に発行されているものと新たに発行するものとの間で有価証券自体に譲渡制限が付されているか否かについて差異が生じることになり、投資家に混乱を生じさせるおそれがあると考えられます。 また、特定投資家向け売付け勧誘等については、既に発行された有価証券の売付け勧誘等の場面であるため、「特定投資家等に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること」を要件とすることは、有価証券の法的な性質に鑑み適当ではないもの

		と考えられます。そのため、譲渡に係る契約の締結を要件としております。
9	<p>少数私募や海外発行証券の少数向け勧誘については、公衆縦覧型の開示規制は適用されておらず、かつ、一般投資家に対する譲渡も可能なのであるから、これとの比較において、特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等においても、譲渡に係る契約の締結を要件とする必要はないのではないか。</p>	<p>少数私募又は海外発行証券の少数向け勧誘は、勧誘の相手方が多数でないことを根拠として法定開示を免除するものであるのに対し、特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等は、勧誘の相手方の人数にかかわらず、相手方が特定投資家であることを根拠に法定開示を免除するものであるため、少数私募や海外発行証券の少数向け勧誘の場合とは、自ずと要件は異なることとなります。なお、特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等において譲渡に係る契約の締結を要件としているのは、これらが行われた場合、当該有価証券と同一種類の有価証券も特定投資家向け有価証券となるため(金商法第4条第3項第3号)、その要件として、例えば、有価証券自体に譲渡制限を付すことを必要とすると、同一種類の特定投資家向け有価証券であるにもかかわらず、既に発行されているものと新たに発行するものとの間では有価証券自体に譲渡制限が付されているか否かについて差異が生じることになり、投資家に混乱を生じさせるおそれがあるためです。</p>
10	<p>金商法第24条第1項各号に該当する有価証券は、典型的に流通性が高い有価証券であるといえる。したがって、金商法第24条第1項各号に該当する有価証券と同種の有価証券については、特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等を認めることは適当ではないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の5の2第2項、第1条の8の2)。</p>
11	<p>定義府令案第11条の2第1項第2号又は第13条の2第1項第2号に規定する事項は、イからニまでのすべてを契約に定める必要があるのか、イからニまでのいずれかを定めれば足りるのか確認したい。</p>	<p>定義府令第11条の2第1項第2号又は第13条の2第1項第2号に掲げる事項は、契約の当事者が任意に定めないこととすることができる事項であるため、各号のイからニのすべてを定めること、イからニのすべてを定めないこと、イからニのいずれかを定めることのいずれも可能であると考えられます。</p> <p>なお、上記の趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。</p>
12	<p>特定上場有価証券は発行者による公開買付規制の対象となっているものと理解しているが、定義府令案第11条の2第1項第2号イの公開買付けには発行者による公開買付けも含まれているとの理解でよいか。</p>	<p>同号イの「公開買付け」には、発行者による公開買付けは含まれないものと考えられます。</p> <p>なお、上場株券等の発行者は通常特定投資家に該当すると考えられるとともに、発行者に対する譲渡に関しては、譲渡に係る契約において同号ハの内容を規定した場合、認められるものと考えられます。</p>
13	<p>定義府令案第11条の3第1号に掲げる有価証券が特定投資家向け取得勧誘により発行された場合において、当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができるのは、定義府令案第11条の2第2号ハ及びニに掲げる場合に限られるとの理解でよいか。</p>	<p>定義府令第11条の3第1号に掲げる有価証券が特定投資家向け取得勧誘により発行された場合において、譲渡に係る契約の当事者である者が、当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができるのは、定義府令第11条の2第1項第2号ハ及びニに掲げる場合(これらの場合に特定投資家等以外の者に譲渡することができることを契約の当事者において定めた場合に限り)であると考えられます。</p>
14	<p>有価証券信託受益証券等に関する特定投資家向け</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(定義府令第</p>

	取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等の要件について、受託有価証券等が金商法第 24 条第1項各号に掲げる有価証券に該当しないことという要件が設けられているが、当該有価証券と同一種類の有価証券が金商法第 24 条第1項各号に掲げる有価証券に該当する場合もこれに当たることになるか。	11 条の3、第 13 条の3)。
15	有価証券信託受益証券等の一定の有価証券に関する特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等の要件について、実質的に規制の僭脱が可能になってしまうのではないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、僭脱的な取引については、実態に照らし、規制の対象となる場合があることに留意が必要であると考えられます。
No.	●少数向け勧誘に該当しないための要件[法第2条第3項、令第1条の6]	
1	金商法施行令第1条の6第2号については、特定投資家のみを相手方とし、かつ、50 名以上の者を相手方として行う場合は募集に該当するとの理解でよい。特定投資家のみを相手方とする場合であっても、金商法第2条第3項第2号口で適用除外とならない理由について確認したい。	金商法施行令第1条の6第2号は、金商法第2条第3項第2号ハの「政令で定める要件」を規定するものですが、同号ハは、同号ロに該当しない場合についての規定であるため、同号ロの要件を満たす場合には、金商法施行令第1条の6第2号の適用はない(すなわち、募集に該当しない)ものと考えられます。
2	金商法施行令第1条の6第2号、第2条の4の2について、50 名を計算する場合には、他の規定(金商法施行令第1条の6第1号等)との整合性を考えると、金商法施行令第1条の4に該当する適格機関投資家を計算から除くべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の6第2号)。
No.	●売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合[法第2条第4項]	
1	金商法第2条第4項第1号ハにおいて「取得者」との文言があるが、同条は既に発行された有価証券に係る取引に関するものであることから、「取得者」ではなく「買付者」等と修正すべきである。	「取得者」は買付けを行う者を含む概念であり、同条においては、かかる意味で用いられています。
2	特定投資家等以外の者が特定投資家向け有価証券を取得した場合において、これを転売する場合、金商法施行令第1条の8の2に規定する譲渡に係る契約を締結する必要があるか。	金商法第2条第4項第1号かつこ書及び同号ハを受けた金商法施行令第1条の8の2の規定は、取引所金融商品市場等における取引以外の取引において、均一の条件で 50 名以上の者に対して勧誘する場合(通常、売出しに該当し、有価証券届出書の提出義務が生じ得る態様の取引)について、一定の場合には特定投資家向け売付け勧誘等に該当するものとして開示規制を免除することを趣旨とする規定です。 したがって、そもそも、取引所金融商品市場等における取引以外の取引において、均一の条件で 50 名以上の者に対して勧誘する場合でなければ、譲渡に係る契約を締結する必要はないと考えられます。 なお、特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等を行う場合、金商法第4条第3項の規制に服しますが、かかる規制は、特定投資家等以外の者に対しても適用されます。
3	特定投資家向け売付け勧誘等の要件としての譲渡に係る契約の当事者は、売付け勧誘等を行う者と買付けを行おうとする者にしてほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の2第1号口及び第2号口、定義府令第 13 条の3第1号口)。
4	特定取引所金融商品市場において売買が行われる場合、譲渡に係る契約の締結を不要としてほしい。	金商法第2条第4項第1号かつこ書及び同号ハを受けた金商法施行令第1条の8の2の規定は、取引所金融商品市場等における取引以外の取引において、均一の条件で 50 名以上の者に対して勧誘する場合(通常、売

		<p>出しに該当し、有価証券届出書の提出義務が生じ得る場合)について、一定の場合には特定投資家向け売付け勧誘等に該当するものとして開示規制を免除することを趣旨とする規定です。</p> <p>したがって、特定取引所金融商品市場において売買が行われる場合に、譲渡に係る契約を締結することが必要とされているわけではないと考えられます。</p>
5	<p>特定投資家向け売付け勧誘等の要件として、「譲渡に係る契約」とあるが、買付けを行おうとする者が、発行者及び売付け勧誘等を行う者に対して、特定投資家等以外の者に譲渡しないことを確約する旨の書面を提出する形態でもよいか。</p>	<p>契約締結の具体的な方法については特に限定されるものではなく、それにより売付け勧誘等を行う者との間で契約が成立するものであれば、当該有価証券を取得しようとする者が特定投資家等以外の者に譲渡しないことを確約する旨の書面を売付け勧誘等を行う者に提出する方法も認められるものと考えられます。なお、規定を修正し、売付け勧誘等を行う者と買付けを行おうとする者との間で契約を締結することで足りることいたします(金商法施行令第1条の8の2第1号口及び第2号口、定義府令第13条の3第1号口)。</p>
6	<p>特定投資家向け売付け勧誘等における買付けの条件としての譲渡に係る契約は、特定投資家向け売付け勧誘等に応じて取得しようとする者との間で締結されるものであることを明確にするために「当該特定投資家向け売付け勧誘等に応じて買付けを行おうとする者」とすべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第1条の8の2第1号口及び第2号口、定義府令第13条の3第1号口)。</p>
No.	●有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引[法第2条第6項]	
1	<p>特定投資家向け売付け勧誘等(金商法第2条第6項)には、定義上、適格機関投資家私募によって発行された有価証券について適格機関投資家のみを相手方として売付け勧誘等を行う場合も含まれると考えられるが、そのような場合に、特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け有価証券に対する規制が適用されることは、適格機関投資家私募により発行された有価証券について従前よりも規制を強化する結果となり、過剰規制となるのではないか。</p>	<p>特定投資家向け売付け勧誘等に該当するのは、均一の条件で50名以上の者を相手方として売付け勧誘等を行う場合であって、金商法第2条第4項第1号イからハの要件を満たす場合であり、同号ハの内容として、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約が締結されることが必要とされるため(金商法施行令第1条の8の2)、適格機関投資家のみを相手方とした売付け勧誘等が直ちに特定投資家向け売付け勧誘等に該当するものではないと考えられます。</p>
No.	●関係外国業者発注の適用除外の拡大[法第2条8項]	
1	<p>投資運用業を行う国内の金融商品取引業者(以下「国内業者」)が、投資運用業として行う有価証券等の発注と、関係外国運用業者(以下「関係業者」)の委託を受けて行う有価証券等の発注を一括することは可能であることを確認したい。</p> <p>国内業者は、関係業者の委託を受けて行う有価証券等の発注について、投資運用業として行う有価証券等の発注と同様、取引手法、発注タイミング、ブローカー選定等について裁量を有することを確認したい。</p>	<p>投資運用業として行う有価証券等の発注と関係外国運用業者の委託を受けて行う有価証券等の発注を一括することは、否定されるものではないと考えられますが、国内業者の運用財産と関係外国運用業者の運用財産との間で公平性が確保されるための適切な措置が講じられていることに留意が必要です。</p> <p>なお、ご意見も踏まえ、一括発注が可能であることが明確となるよう、規定を修正いたします(金商法等府令第171条第2項第4号)。</p> <p>裁量の有無については、国内の運用財産と海外の運用財産の公平が確保されるよう、個別に判断されるべきものと考えられます。</p>
2	<p>関係業者が(投資助言業と投資運用業を兼業する)国内業者との間の投資顧問契約に基づいて投資助言を受け、当該投資助言に係る有価証券等について国内業</p>	<p>ご質問の取引の詳細が不明なため、確たることは申し上げられないが、関係外国運用業者が国内業者に真に発注を委託したと言えるかなどについて、個別事例</p>

	者に発注を委託した場合、国内業者が当該発注を行う行為は、金商法第 41 条の3(有価証券の売買等の禁止)の規定に抵触しないことを確認したい。	ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。
3	国内業者は、関係業者の委託を受けて行う有価証券等の発注を行う者(トレーダー)と、投資運用業として行う有価証券等の発注を行う者を、同一の者としてよいことを確認したい。	トレーダーを同一の者とする 것도否定されるものではないと考えられますが、国内業者の運用財産と関係外国運用業者の運用財産との間で公平性が確保されるための適切な措置が講じられていることに留意が必要です。
4	金商業等府令第 171 条第 1 項第 1 号において、新たに「(金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う場合にあつては、関係外国運用業者(同条第 2 項に規定する関係外国運用業者をいう。)の名称)」が規定されているが、発注伝票上、関係業者の略称、コード番号等が使用可能となるよう、「名称」の後に例えば「その他の関係外国運用業者を特定するために必要な事項」などを追加してほしい。	帳簿書類の記載事項については、金融商品取引業者において統一した扱いをしているコード又は略号その他の記号により記載することができるものと考えます。(監督指針Ⅲ-3-3(1)⑧)
5	金商業等府令第 171 条第 1 項第 8 号における「発注日時及び受注日時」について、「発注日時」は関係業者から委託を受けて行う有価証券等の取引について、国内業者がブローカー(金融商品取引業者等)に発注を行う日時であることを確認したい。 また、「受注時間」は国内業者が関係業者からの注文を認識した時点との理解でよいことを確認したい。	「発注日時」は国内業者(投資運用業者)が金融商品取引業者等へ発注を行う日時と考えられます。 また、「受注日時」は国内業者(投資運用業者)が関係外国運用業者からの注文を認識した時点と考えられます。
▼その他		
6	定義府令第 16 条第 1 項第 13 号において、外国集団投資スキームの適用除外について定義されているが、同定義は、①直接出資者が、適格機関投資家または適格機関投資家等特例業務届出者であること、②間接出資者が適格機関投資家に限られること、③直接出資者と間接出資者の数を合わせて、10 名未満であること、④居住者の出資額が全体の 3 分の 1 を超えないことなど、極めて狭い範囲となっている。 そのため、外国集団投資スキームの運用者が日本の金融商品取引法に基づく登録・届出義務を避けるために邦人からの出資拒むことなどにより、日本の適格機関投資家ではない事業会社等の外国集団投資スキームへの投資を妨げる要因となっていると考えられる。 したがって、定義府令第 16 条第 1 項第 13 号において、間接出資者及び直接出資者について、適格機関投資家又は適格機関投資家等特例業務届出者でないものを例え少人数であっても一部認める、などの措置をとることで、日本の投資家の資産運用の幅を広げてほしい。	ご指摘のような適格機関投資家以外の者(一般投資家)が出資等を行う集団投資スキームについて金融商品取引業の登録・届出を適用しないことは、一般投資家保護の観点から適当でないと考えます。
7	いわゆるセキュリティ・トラストとして信託が設定された場合に、被担保債権の組成や譲渡に関わることが、被担保債権の組成や譲渡と同時にセキュリティ・トラストの受益権の取扱いを行うものであつて、金融商品取引業の対象となるとの評価もあり得るところ、被担	シンジケートローンに際していわゆるセキュリティトラストが用いられる場合において、シンジケート団のアレンジャー行がセキュリティトラストに係る受益権を取り扱う行為については、当該受益権がローン債権と不可分一体であることが信託行為等により確保されており、

	<p>保債権を取り扱うに際して付随的にセキュリティー・トラストの受益権を取り扱うことについては、金融商品取引業の対象とならないことを明確にするための規定を定義府令案第 16 条第 1 項に加えるべきである。この点については貴庁より「シンジケートローンの担保について、銀行が直接担保権者となるのではなく、担保権の信託を用いる場合、その信託の受益権がローンと不可分一体であることが信託行為などにより確保されていれば、その受益権の取扱いは第二種金融商品取引業に該当しないものと解される」との見解が公表されているが、どのような理由で「第二種金融商品取引業に該当しない」のか必ずしも明らかではなく、また、かかる見解が適用される場面が明確ではないため、セキュリティー・トラストの実務上の利用に際して法的な不安定さを残している。また、そもそも、セキュリティー・トラストが利用される主たる場面としてはシンジケート・ローンにおける利用が想定されるが、ローンについては政策的に金商法の規制の対象から除外されているのに対して、ローンの柔たる部分である担保権について金商法の規制の対象となるのでは、規制としての整合性がとれているとはいえない。そこで、担保権を主たる信託財産とする信託(担保権及び信託費用に充当するための金銭を信託財産とする信託)の受益権については、信託契約において信託の受託者の承諾がない場合には受益権の譲渡が禁止される旨の制限が付されており、かつ、当該受益権の譲渡により当該受益権の受益者と当該担保権に係る被担保債権の債権者とが異なる者となる場合には信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていることを条件に、金商法第 2 条第 8 項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる行為を行ったとしても金融商品取引業には該当しないことを、定義府令案第 16 条第 1 項に一号を加えることによって明確にすべきである。</p>	<p>実質的にローン債権とは別の付加価値又は独自の経済的価値を有さないものであれば、実態としてはローン債権の担保権を取り扱うことと変わらないものであるといえることから、第二種金融商品取引業には当たらないと考えられます。この考え方がどのような行為について当てはまるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えます。</p>
8	<p>信託業法上、一定の条件を満たす同一の会社集団に属する者の間における信託の引受けについては、信託業の規制が適用されない旨の特例が定められている(信託業法第 51 条)。実務上、かかる特例を用いる例としては、グループ内の知的財産権を一元的に管理するための信託を設定することが考えられるが、いったんそのような信託を設定した後に、グループの再編を行おうとする場合には、当初、グループ内の A 社が知的財産権を利用するために保有していた受益権をグループ内の B 社に移転するといった必要が生じ、その受益権の移転を含むグループ再編の全体的なアレンジをグループの中核企業である C 社が取り扱う場面も考えられる。このような場合に、同一の会社集団に属する者の間における信託の引受けについては信託業の規制の対象とならないのに対して、当該信託の受益権を同一の会社集団に属する者の間で移転させることに</p>	<p>グループ内取引には様々な態様があると考えられることから、一律に金商業に該当しないこととするのは適当でないと考えます。</p>

	<p>については金融商品取引業の規制の対象となるとするのでは、業規制の整合性がとれておらず、また、信託の利用を妨げるものとする。</p> <p>そこで、定義府令第16条第1項に一号を加えることによって、同一の会社集団に属する者間における信託の受益権については、譲渡人、譲渡人及び売買の媒介又は代理・私募の取扱いなどを行う者の全てが同一の会社集団に属することを条件に、金商法第2条第8項第1号、第2号、第6号、第8号又は第9号に掲げる行為を行ったとしても金融商品取引業には該当しないことを定めるべきである。</p>	
No.	●組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないための要件〔法第2条の2第4項〕	
1	<p>金商法施行令第2条の4の2の規定によれば、株主等が適格機関投資家のみである場合であって、かつ、50名以上の場合は、特定組織再編成発行手続に該当するとの理解でよい。株主等が適格機関投資家のみの場合であっても、金商法第2条の2第4項第2号イで適用除外とならない理由について確認したい。</p>	<p>同条は、金商法第2条の2第4項第2号口の「政令で定める要件」を規定するものですが、同号口は、同号イに該当しない場合についての規定であるため、同号イの要件を満たす場合には、本条の適用はない(すなわち、特定組織再編成発行手続に該当しない)ものと考えられます。</p>
No.	●募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し〔法第4条第1項〕	
1	<p>金商法施行令第2条の12の規定につき、「他の会社の発行済株式の総数を所有する場合」を「他の会社の議決権の総数を所有する場合」にすべきである。</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>プロ向け市場に上場している株券を対象とするストックオプションを当該発行者の役員(監査役を含む)及び従業員、当該発行者の子会社の役員及び従業員に付与する場合は有価証券の募集に該当しない旨を確認したい。</p>	<p>特定投資家向け有価証券である株券を目的とした新株予約権証券の取得勧誘については、少人数私募の要件を満たさないため、通常は募集に該当するものと考えられます。</p> <p>ただし、金商法第4条第1項第1号の要件を満たす場合には、有価証券届出書の提出が免除されるものと考えられます。</p>
No.	●適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘の制限〔法第4条第2項〕	
1	<p>ある有価証券について適格機関投資家私募を行った後、当該有価証券につき特定投資家向け売付け勧誘等を行うことができると理解しているが、その場合、当該有価証券は特定投資家向け有価証券としての転売制限に服するにもかかわらず、適格機関投資家私募の転売制限(金商法第4条第2項)が継続するのは不合理である。</p>	<p>適格機関投資家私募により発行された有価証券が、金商法第4条第3項第3号の規定により特定投資家向け有価証券となった場合、適格機関投資家私募により発行された有価証券に係る規制(金商法第4条第2項並びに第23条の13第1項及び第2項)は適用されなくなるものと考えられます。</p>
2	<p>適格機関投資家私募によって発行された社債について、適格機関投資家ではない発行会社が買入消却を行う場合に、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当するものとして有価証券届出書の提出が必要ではないことを明確にするために、現行の企業内容開示府令第2条の4かつこ書を削除し、有価証券の種類を問わず発行会社に対する勧誘は、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当しないことを明確にすべきである。</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。</p>
No.	●特定投資家向け有価証券〔法第4条第3項〕	
1	<p>特定投資家向け有価証券を取得した特定投資家がのちに一般投資家となった場合は、当該有価証券の保有を続けられるか。さらに、特定投資家向け有価証券を</p>	<p>特定投資家が一般投資家となった場合であっても、特定投資家向け有価証券を保有することは可能です。また、法令上、特定投資家でない者が金融商品取引業者</p>

	取得した特定投資家がのちに一般投資家となった場合に当該有価証券を特定投資家に売却する場合、一般投資家との間で「特定投資家向け有価証券」の売買等を原則禁じる金商法の規定に反しないか。	等に委託して特定投資家等に対して売付け勧誘等を行うことは、禁止されていません。
2	特定投資家向け有価証券を取得した特定投資家が、一般投資家となった後に当該特定投資家向け有価証券を売却する場合、契約締結前交付書面を交付する義務は生じないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者等が一般投資家との間で特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、金商法第37条の3第1項に規定するところにより、契約締結前交付書面の交付を行う必要があります(同項。なお同法第45条第2号参照)。
▼特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券		
3	特定投資家向け有価証券から除外される場合の所有者が300名以上となる場合、当該有価証券は金商法第2条第3項第1号の多数の者を相手方として勧誘する場合に該当するものとして取り扱われるのか。特定投資家向け有価証券は何人が所有することができ、何人に対して勧誘することができるのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、所有者の数により、事後的に金商法第2条第3項第1号に該当するものとして取り扱われるものではないと考えられます。なお、特定投資家向け有価証券について、特定投資家以外の者1000名以上が所有する場合には、有価証券報告書の提出義務が生じ(金商法第24条第1項、金商法施行令第3条の6第4項及び第4条の11第5項第1号)、以後、当該有価証券は特定投資家向け有価証券ではなくなるものと考えられます。また、特定投資家向け取得勧誘において、勧誘の相手方の人数による制限はないものと考えられます。
4	金商法第4条第3項の「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるもの」に関する承認(金商法施行令第2条の12の2第1項)は、外国債等に該当する場合は、外国債等開示府令第1条の8、外国債等に該当しない特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券は、企業内容開示府令第2条の8に基づいて承認の手続が必要との理解でよいか。	金商法施行令第2条の12の2第1項に規定する承認の手続については、有価証券の種類ごとに、外国債等開示府令第1条の6、企業内容開示府令第2条の6、特定有価証券開示府令第4条の3に規定されております(これらの規定については、条名を変更しております)。 なお、いずれの場合も、特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券に該当する場合には、承認申請の対象となりません(外国債等開示府令第1条の5、企業内容開示府令第2条の5、特定有価証券開示府令第4条の2)。
5	金商法施行令第2条の12の2第1項の承認を受けた有価証券については、一般投資家に販売する場合か否かに関わらず、募集又は売出しに該当する場合には金商法第4条第1項により有価証券届出書の提出が必要となるのか。 また、募集又は売出しに該当しない場合には、同条第6項の特定募集等の定義に該当しないので、一般投資家に販売する場合であっても有価証券通知書の提出は不要との理解でよいか。	金商法施行令第2条の12の2第1項の承認を受けた有価証券について、新たに募集又は売出しを行う場合には、原則として、有価証券届出書の提出が必要になるものと考えられます。 また、当該有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等が募集又は売出しに該当しない場合には、特定募集等には該当せず、有価証券通知書の提出は不要であると考えられます。
▼特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等		
6	特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である外国債については、関東財務局長に有価証券届出書を提出することで特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行うことができるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。 発行者が、当該特定投資家等取得有価証券一般勧誘に係る有価証券届出書を提出している場合には、特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行うことができると考えられます。
7	非居住者に対して行われる有価証券交付勧誘等であっても、国外で行われるものについては、金商法の適	非居住者に対して国外で行われる有価証券交付勧誘等については、基本的には、金商法第4条第3項の適

	用はないため、かかる行為については、外国証券業者に対する委託の有無にかかわらず、金商法第4条第3項の届出は不要であるとの理解でよいか。	用はないものと考えられます。ただし、当該有価証券交付勧誘等が国外で行われたものであるかどうかについては、個別事案ごとに判断されるものであると考えられます。 また、金融商品取引業者等又は外国証券業者を介さずに居住者から直接取得する非居住者は、特定投資家等(金商法第2条第3項第2号ロ(2))に該当しないことに留意が必要であると考えられます。
8	「金融商品取引業者等が自己のために特定投資家等に対して行う有価証券交付勧誘等」(金商法施行令第2条の12の2第2項第1号)及び「外国証券業者に委託して非居住者に対して行う有価証券交付勧誘等」(同項第2号)が特定投資家等取得有価証券一般勧誘に該当しないのであれば、①非居住者である外国証券業者が自己のために非居住者に対して行う有価証券交付勧誘等、②非居住者である外国証券業者に対して行う有価証券交付勧誘等も除外されてよいのではないかと。	同項第1号の規定は、金融商品取引業者等であれば、自己との関係において相手方が特定投資家等に該当するか否かを判断可能であること等、同項第2号は、例えば金融商品取引所において売付けを行う場合において、売付けの相手方が外国証券業者を介して取得する非居住者となることもあり得ることから、金商法第4条第3項本文の規制の例外として規定されているものです。このような趣旨に照らした場合、ご指摘のような取引について、あえて金商法第4条第3項本文の適用を受けないものとして規定する必要性は低いものと考えられます。
9	特定上場有価証券は発行者による公開買付けの対象となっているものと理解しているが、金商法施行令第2条の12の2第2項第3号の公開買付けには発行者による公開買付けも含まれているとの理解でよいか。	同号の「公開買付け」には、発行者による公開買付けは含まれないものと考えられます。なお、上場株券等の発行者は通常特定投資家に該当すると考えられるとともに、発行者に対する有価証券交付勧誘等は、企業内容開示府令第2条の7第1項第1号により、発行者が有価証券届出書を提出している場合でなくても行うことができるものと考えられます。
▼特定投資家向け有価証券の範囲		
10	特定投資家向け有価証券が外形基準に該当する場合、金商法第4条第3項かっこ書の規定によれば、特定投資家向け有価証券に該当しないこととなるとの理解でよいか。プロ向け市場に上場できるのが特定投資家向け有価証券に限られるとすると、有価証券報告書を提出している未上場会社がプロ向け市場に上場することができなくなってしまうのではないかと。	いわゆる外形基準に該当し、有価証券報告書を提出しなければならない会社に該当することとなった場合には、特定投資家向け有価証券には該当しなくなるものと考えられます(金商法第4条第3項)。 なお、法令上は、有価証券報告書提出会社がプロ向け市場(特定取引所金融商品市場)に上場することを禁止するものではありません。
11	例えば、株券を発行している会社が、新たに種類株式を発行しようとするする場合において、金商法第4条第3項第3号に規定する同一種類の有価証券と認定されるためには、既に株券が特定投資家向け有価証券として発行されている発行者である必要があるとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、既に発行されている株券が特定投資家向け有価証券であって、当該株券が新たに発行しようとする種類株式と同一種類の有価証券(定義府令第12条第1項)であるならば、金商法第4条第3項第3号の規定により、当該種類株式は特定投資家向け有価証券に該当することとなります。 一方、当該株券が新たに発行しようとする種類株式と同一種類の有価証券でなければ、金商法第4条第3項第3号の規定により当該種類株式が特定投資家向け有価証券に該当することとなることはありません。
12	「特定上場有価証券であった有価証券」「特定店頭売買有価証券であった有価証券」が特定投資家向け有価証券に該当することとされているため、特定上場有価証券・特定店頭売買有価証券が上場廃止・登録取消しとなった後も、金商法施行令第2条の12の2第1項	貴見のとおりと考えられます。

	の承認を受けない限りは、原則として金商法第4条第3項の規制を受けるとの理解でよいか。	
▼届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘		
13	特定投資家向け有価証券に該当することとなった外国債を、当該外国債が特定投資家向け有価証券に該当することとなる日前から保有していた者は、当該日から1年以内であれば届出をすることなく一般投資家に売り付けることができるとの理解でよいか。	金商法第4条第3項第3号に該当することにより特定投資家向け有価証券となった外国債であって、同号に該当することとなった日前から所有するものについては、当該日から起算して1年を経過する日までの間においては、発行者が届出をしている場合でなくても、一般投資家を相手方として有価証券交付勧誘等を行うことができます。
14	特定投資家向け有価証券に該当することとなった外国債を、当該外国債が特定投資家向け有価証券に該当することとなる日前から保有していた者が、当該日から1年以内に一般投資家に売り付ける場合において、金融商品取引業者がかかる売付けの媒介、取次ぎ、代理を行うことは、特定投資家等取得有価証券一般勧誘に当たらないとの理解でよいか。	金商法第4条第3項第3号に該当することにより特定投資家向け有価証券となった外国債であって、その所有者が同号に該当することとなった日前から所有するものについて、所有者から委託を受けて行う場合であっても、金融商品取引業者等が一般投資家を相手方として、その売付け勧誘等の媒介、取次ぎ、代理を行うことはできないものと考えられます(金商法第40条の4)。
15	届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘の一形態として、「特定投資家私募」や「特定投資家私売出し」が行われたことにより特定投資家向け有価証券に該当することとなった有価証券について、1年を経過する日までの間に一般勧誘を行う場合が掲げられているが、具体的にどのような状況を想定した規定か。	ある有価証券が金商法第4条第3項第3号に該当することにより特定投資家向け有価証券となった場合、すでに所有していた当該有価証券は、自己の意図しないところで、新たな規制(転売制限等)を受けることとなります。また、このような場合において、自己の所有する有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することになったことを認識していない場合が考えられます。このため、このような特定投資家向け有価証券について、特定投資家向け有価証券となった日から1年間、一般投資家に対する売付け勧誘等を認めることとしたものです。なお、この期間については、法令上、特定投資家向け有価証券の所有者に対し、1年に1回以上発行者情報の提供又は公表があることに鑑み(金商法第27条の32第1項)、その所有する有価証券が特定投資家向け有価証券であることを認識することができるものと考えられるため、1年間としました。
16	企業内容開示府令案第2条の5第1項第1号について、発行者の議決権を50%超保有しているのであれば役員である場合に限定する必要はないのではないかと。	発行者の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を所有する場合であっても、その者が役員でない場合、会社に対する関与の程度は様々であると考えられます。したがって、かかる個人が一般投資家である場合に、特定投資家等取得有価証券一般勧誘の例外とすることは適当ではないと考えられます。
17	企業内容開示府令案第2条の5第1項第1号について、「支配株主等である者」は「会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する者」とすべきである。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
18	企業内容開示府令案第2条の5第1項において、第1号の場合と同様に、第2号に該当する会社についても、その被支配法人等に対する有価証券交付勧誘等は適用除外とすべきではないかと。	同項第1号において被支配法人等に対する有価証券交付勧誘等が適用除外とされているのは、主として、オーナー株主が資産保有会社等を介して発行者の株式又は出資を所有している場合に、かかる資産保有会社等に対して有価証券交付勧誘等を行う場合を想定した

		ものであるため、同項第2号に該当する会社について被支配法人等に対する有価証券交付勧誘等を適用除外とすることは適切ではないと考えられます。
19	企業内容開示府令案第2条の5第1項第3号に該当する場合であっても、50名以上に勧誘する場合には売出しに該当し、発行者が有価証券届出書を提出していなければ行うことができないとの理解でよいか。	同号に該当する場合であっても、均一の条件で50名以上の者に対して売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う場合には、売出しに該当し、原則として、発行者が有価証券届出書を提出していなければ行うことができないものと考えられます。
20	企業内容開示府令案第2条の5第1項第3号においては、金商法第4条第3項第3号に該当することとなった有価証券についてのみ例外的な取扱いが定められているが、同項第4号に該当することとなった有価証券についても同様の取扱いが必要ではないか。	ある有価証券が金商法第4条第3項第4号に該当する有価証券となった場合、当該有価証券の所有者に対し、発行者情報が提供され(金商法第27条の32第2項及び特定証券情報等府令第8条第1項)、また、当該有価証券の所有者は、当該有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において譲渡することが可能であるため、一般投資家に対する売付け勧誘等を例外的に認めるべき必要性が低いものと考えられます。
21	企業内容開示府令案第2条の5第1項第3号においては、特定投資家向け有価証券に該当することとなった日から起算して1年以内の売却のみが届出不要とされているが、起算日を最初の発行者情報が提供又は公表された日にすべきではないか。	法令上、特定投資家向け有価証券の所有者に対し、1年に1回以上発行者情報の提供又は公表があることから(金商法第27条の32第1項)、遅くとも、当該有価証券が特定投資家向け有価証券となった後1年以内には、その所有する有価証券が特定投資家向け有価証券であることを認識することができるものと考えられます。 したがって、特定投資家向け有価証券に該当することとなった日を起算日として1年間とすることが適当であると考えられます。
22	特定有価証券開示府令案第4条の2の「発行者が特定有価証券の発行者である場合」とはいかなる場合か。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、本条は、特定有価証券である特定投資家向け有価証券について、発行者が有価証券届出書を提出していない場合であっても一般投資家に対する売付け勧誘等を行うことができる場合について規定するものです。
23	特定有価証券開示府令案第4条の2は、特定投資家向け有価証券を一度勧誘した後1年間は、当該有価証券を一般投資家に取得勧誘する場合でも届出は不要という規定であると思うが、届出義務を僭脱することにならないか。	同条は、金商法第4条第3項第3号に該当することにより特定投資家向け有価証券となった特定有価証券につき、当該該当することとなった日から1年間、発行者による届出が行われていない場合であっても、一般投資家に対する売付け勧誘等を認める旨の規定であると考えられます。
No.	●有価証券届出書の記載事項〔法第5条第1項〕	
1	第二号様式等における売出要項の欄にも種類株式の内容欄を設けるべきではないか。	売出しについては、既に発行された有価証券について行われるものですが、発行済株式の内容については、例えば第二号様式の場合、必ず、第二部第4、1(1)②【発行済株式】の欄において記載されるはずであるため、売出要項の記載としては、「種類」を記載することで足りるものと考えられます。
No.	●特定投資家向け勧誘等に係る告知〔法第23条の13第3項〕	
1	金商法第23条の13第3項の「特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等であつて、特定投資家向け売付け勧誘等及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(第4条第3項本文の規定の適用を受けるものに限	例えば、特定投資家向け有価証券を特定投資家等に対して相対で譲渡するための売付け勧誘等を金融商品取引業者等に委託して行う場合が考えられます。

	る。)のいずれにも該当しないもの」とは、具体的にはどのような行為を指しているのか。	
2	企業内容開示府令第14条の14の2第1項等における、「取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引」「店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引」とは、それぞれ具体的にどのような形態を想定しているか。	取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において行われる売買のほか、例えば、金融商品取引業者が顧客のために金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場において有価証券の買付けの取次ぎを行い、それによって顧客が当該有価証券を取得する取引が考えられます。
3	外国債等開示府令第11条の13の2第2項第6号及び第3項第6号における「発行者等情報の提供又は公表」は、どのような方法で行われればよいか。	ご質問の規定は、特定投資家向け取得勧誘等において必要な告知について、告知すべき内容を定めた規定であり、発行者等情報の提供又は公表を行うべき旨を直接規定したものではありません。 なお、発行者等情報の提供又は公表の方法については、特定証券情報等府令第7条第1項及び第9条に規定されております。
No.	●有価証券報告書の提出[法第24条第1項]	
	▼有価証券報告書の提出期限の延長	
1	有価証券報告書等の提出期限の延長は、やむを得ない理由がある場合に認められるものとされているが、やむを得ない理由の内容が具体的に明らかにされていない。承認を受ける側でやむを得ない理由があると考えられる場合であれば承認されるのか。	有価証券報告書等の提出期限の延長が認められるのは、財務局長等が、当該有価証券報告書等を提出期限までに提出することができないことにつきやむを得ない理由があると認めた場合であると考えられます(企業内容開示府令第15条の2第3項等)。
2	有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認の基準を具体的に明らかにすべきである。	社会通念に照らし、提出期限内に提出できないことにつきやむを得ない理由があると認められる場合に承認がなされるものと考えられますが、最終的には個別事案ごとに判断されるものと考えられます。
	▼有価証券報告書の提出を要しないこととなる所有者の数等	
3	申出を行うことにより、証券会社ごとに「プロ」「アマ」を使い分けている投資家がいる場合、当該投資家を、特定投資家の数に含めることができるのか確認したい。	原則として特定投資家ではない者(「プロなり」できる一般投資家)であっても、一以上の金融商品取引業者等との関係で特定投資家とみなされる者であることを発行者が知っている場合には、外形基準の計算上、特定投資家としてカウントすることになると考えられます。また、原則として特定投資家である者(「アマなり」できる特定投資家)であっても、一以上の金融商品取引業者等との関係で特定投資家でない者とみなされる者であることを発行者が知っている場合には、特定投資家としてカウントすることはできないものと考えられます。
4	有価証券報告書の提出が必要となる外形基準について、特定投資家向け有価証券について、その所有者の数から除かれる特定投資家とは、発行者の認識として、複数の金融商品取引業者のうち最低1つとの間で特定投資家として取り扱われる者との理解でよいか。	原則として特定投資家ではない者(「プロなり」できる一般投資家)であっても、一以上の金融商品取引業者等との関係で特定投資家とみなされる者であることを発行者が知っている場合には、外形基準の計算上、特定投資家としてカウントすることになると考えられます。また、原則として特定投資家である者(「アマなり」できる特定投資家)であっても、一以上の金融商品取引業者等との関係で特定投資家でない者とみなされる者であることを発行者が知っている場合には、特定投資家としてカウントすることはできないものと考えられます。 したがって、後者の場合、発行者が、複数の金融商品取引業者等のうちの1つとの間で特定投資家として取扱われている者であることを認識していたとしても、特

		定投資家としてカウントすることはできないものと考えられます。
5	企業内容開示府令第15条の4第2号及び第3号に関し、実務的には特定投資家向け有価証券の売付けの媒介、代理、取次ぎを行う金融商品取引業者に問い合わせをすることが考えられるものの、金融商品取引業者側では、このために特別の調査をする必要はなく、適宜、自社で把握している属性を報告すれば足りると考えてよいか。	外形基準において、特定投資家の数を除外することができる場合は、当該特定投資家向け有価証券の発行者が、当該特定投資家向け有価証券の所有者のうちに含まれる特定投資家の数を把握することができる場合に限られます。 したがって、当該発行者は、金融商品取引業者等からの特定投資家の数についての情報に基づき、当該特定投資家向け有価証券の所有者数を計算するものであり、同条は、金融商品取引業者等の義務又は責任を規定するものではないと考えられます。
6	企業内容開示府令第15条の4第2号及び第3号に関し、ある者が特定投資家であるかどうかについての発行者からの問い合わせに協力することにより、有価証券報告書の提出の要否について責任を負わされるとすれば、金融商品取引業者側としては耐え難い。	外形基準において、特定投資家の数を除外することができる場合は、当該特定投資家向け有価証券の発行者が、当該特定投資家向け有価証券の所有者のうちに含まれる特定投資家の数を把握することができる場合に限られます。 したがって、当該発行者は、金融商品取引業者等からの特定投資家の数についての情報に基づき、当該特定投資家向け有価証券の所有者数を計算するものであり、同条は、金融商品取引業者等の義務又は責任を規定するものではないと考えられます。
7	外形基準の計算における特定投資家については、定義府令第23条の規定により形式的に判断することとしてはどうか。	定義府令第23条に掲げる者に該当する場合であっても、一以上の金融商品取引業者等との関係で特定投資家ではない者とみなされる者であることを発行者が知っている場合には、外形基準の計算において、特定投資家として取扱うことは適当ではないと考えられます。
No.	●四半期報告書の記載内容[法第24条の4の7]	
1	外国会社が提出する四半期報告書について、提出会社の本国で要求される四半期開示の水準と同じ水準での開示を認めるべきである。	改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。
No.	●臨時報告書の記載内容[法第24条の5]	
1	企業内容開示府令第19条第7項において「会社法第108条第1項各号」「会社法第107条第1項各号」との文言があるが、それぞれ「会社法第108条第2項各号」「会社法第107条第2項各号」としたほうが適切ではないか。	会社法第107条第2項各号又は第108条第2項各号の内容として列挙されている事項以外であっても、会社法第107条第1項各号又は第108条第1項各号に掲げる事項について定められた内容がある場合には、かかる内容を臨時報告書に記載する必要があると考えられます。 なお、上記の趣旨を明確にするため、規定を一部修正いたします。
No.	●発行者以外の者による株券の公開買付け[法第27条の2第1項]	
	▼公開買付けの適用除外となる買付け等	
1	特定上場有価証券や特定店頭売買有価証券の発行者は有価証券報告書の提出義務がないのが通常であると考えられるため、金商法第27条の2第1項、金商法施行令第6条第2項の改正により公開買付けの対象として追加される特定上場有価証券や特定店頭売買有価証券が、令第6条の2第1項第14号が存在することにより、強制公開買付けの適用除外となってしまう。そもそも存在意義のよく分からない同号は削除すべき	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(金商法施行令第6条の2第1項第14号)。

	ではないか。	
▼特別の関係		
2	<p>金商法施行令第9条に定める特別の関係から除外すべきものについては、買付者が他の法人等に対して当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合における当該他の法人等及びその役員との関係に加えて、当該株券等の買付け等を公開買付けにより行う場合における、当該公開買付けに係る公開買付開始公告が行われた後に同条に定める関係を有することとなった者との関係を定めてはどうか。</p>	<p>公開買付開始公告が行われた後に金商法施行令第9条に定める「特別の関係」を有することとなる場合としては、典型的には、公開買付者が公開買付期間中に役員を選任する場合や、他の会社の株式を購入する場合等が想定されますが、これらは公開買付者の行為に起因するものであるため、「特別の関係」から除外すべきではないものと考えます。</p> <p>なお、公開買付開始公告が行われた後新たに「特別の関係」を有するに至った者が対象会社の議決権のある株式を所有している場合、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は増加しますので、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となります。ただし、総株主等の議決権の100分の1に相当する数以上増加しない場合、また、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合については、訂正届出書を提出しなくてもよいこととしました。</p>
No. ●公開買付開始公告及び公開買付届出書の届出〔法第27条の3〕		
1	<p>買付予定数については、買付予定数の下限及び買付予定数の上限との関係や、それぞれの数字が相互にどのような役割を果たすことが期待されているかが必ずしも明確ではないため、「買付予定数」の概念を整理すべきである。</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。</p>
▼第二号様式		
2	<p>公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況として、「株数」(株)ではなく、「議決権」(個)を記載することが明確になるよう様式を変更してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
3	<p>公開買付期間中に、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数が増加した場合における公開買付届出書の訂正届出書の提出については、減少の場合と同様、総株主等の議決権の100分の1に相当する数以上増加した場合に限定すべきである。</p> <p>また、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数が減少した場合、増加した場合の双方について、公開買付者がこれを「知った場合」に限り訂正届出書の提出を求めるべきである。</p>	<p>公表案では、議決権がわずかに増加した場合でも訂正届出書の提出が必要となりますが、わずかな増加では、株主の公開買付に応じるか否かの判断に重要な影響を及ぼすとは考えられず、訂正届出書を提出する必要性は低いと考えられること、また、公開買付者が全く知ることができない状況において議決権の数が増加するような売買等が行われる可能性もあることから、規定を以下のとおり修正いたします。</p> <p>記載上の注意(7)a</p> <p>なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(20)において同じ。)の数が総株主等の議決権の100分の1に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出をすること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。</p> <p>記載上の注意(20)についても、同様の修正を行います。</p>
4	<p>新株予約権、株券等の買付け等の予約、株券等の売買取引に係るオプションの取得及び付与、他社株府令</p>	<p>新株予約権、株券等の売買の一方の予約、株券等の売買に係るオプションの取得、又は他社株府令第2条</p>

	第2条の2に規定する社債券、株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約のいずれについても、公開買付期間中にこれらに基づき買付け等が行われた際、訂正届出書の提出を要しないことを明確にしてほしい。	の2に規定する社債券に基づき公開買付期間中に株券等の取得が行われる場合については、これにより株券等所有割合が変化しない場合が考えられます。その場合には、訂正届出書を提出する必要はありません。 なお、公開買付届出書の第1の「5【買付け等を行った後における株券等所有割合】」において、当該議決権の数を記載する欄が「潜在株券等に係る議決権の数」から「所有株券等に係る議決権の数」に移動するような場合が考えられますが、このための訂正届出書の提出は不要です。
5	第二号様式記載上の注意(7)a、(20)は、一定の場合に、公開買付開始公告を行った日より前の日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数を記載することを許容しているものと読めるが、公開買付開始公告についてもこのような規定を設けるべきである。また、「原則として」公開買付開始公告を行った日における数を記載するものとされているが、例外はどのような場合に認められるのか。	記載上の注意(7)a、(20)は、一定の場合に、公開買付開始公告を行った日より前の日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数を記載することを許容するものではありません。ご指摘を踏まえ上記を明確化するため、規定を以下のとおり修正いたします。記載上の注意(7)a 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。記載上の注意(20)についても、同様の修正を行います。
6	記載上の注意(7)aにおいて公開買付届出書の訂正届出書の提出が求められる、「当該議決権の数」が増加し、又は減少した場合は、公開買付者又は特別関係者の所有株券等に係る議決権の数をさし、対象者の総株主等の議決権の数が増加し、又は減少した場合は含まれないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
No.	●業務等に関する重要事実の公表等[法第27条の22の3]	
1	発行者による公開買付けにおいて、重要事実の公表により延長されることとなる期間の計算においても、行政機関の休日の日数を算入しないこととすべきである。	改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。
No.	●大量保有報告書に添付する書類[第27条の23、第27条の26]	
1	プロ向け市場に上場している有価証券の発行会社の株券関連有価証券についても、それが金融商品取引所に上場している以上、大量保有報告の対象になるとの理解でよいか。	プロ向け市場(特定取引所金融商品市場)に上場されている株券関連有価証券の発行者である法人が発行者である株券等(金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)については、それ自体が上場しているかどうかに関わらず、大量保有報告の対象になります。
2	プロ向け市場に上場する有価証券については、発行済株式数が少ないことが予想されること、また、投資家が基本的に特定投資家に限られることから、大量保有報告につき、開示が求められる頻度又は株券等保有割合に関して緩和措置を設けてほしい。	経営に対する影響力等の観点から重要な投資情報である上場株券等の大量保有に係る情報を、投資者に対して迅速に提供することにより、市場の公正性・透明性を高めるという大量保有報告制度の趣旨は、発行済株式が少ない場合や投資家が基本的に特定投資家に限られる場合も同様であると考えられるため、緩和措置を設けることは適当ではないと考えられます。
	▼大量保有報告書の記載内容	
3	金融商品取引業者等が大量保有報告書の提出義務	「EDINET運用改善検討チーム」(注)が取りまとめた

	<p>者である場合には、当該大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を他の金融商品取引業者等に委託したとしても、当該他の金融商品取引業者等の名称等を記載した書面の添付は不要か。</p>	<p>「EDINET運用改善に関する論点整理」(平成20年2月)において、虚偽記載のおそれがあり、調査を要すると判断された大量保有報告書について、その事実関係を迅速に確認するためには、当該大量保有報告書の提出者の株券等保有状況を取扱金融商品取引業者等に照会することが初期段階で最も有効な手段の一つであるとの指摘がなされました。これを受け、このような大量保有報告書(変更報告書を含みます。以下同じ。)の記載内容に係る事実関係の調査を速やかに行うなどの観点から、当該大量保有報告書を提出するに至った株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面を大量保有報告書に添付して提出することを義務付けることとしたものです。</p>
4	<p>投資運用業及び投資助言代理業のみを行っている金融商品取引業者等が大量保有報告書の提出義務者である場合に、当該大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を他の金融商品取引業者等に委託したとしても、当該他の金融商品取引業者等の名称等を記載した書面の添付は不要か。</p>	<p>しかしながら、特例報告対象者に該当する金融商品取引業者等については、日常的に多くの取引を行っており、個別銘柄ごとに取引の媒介等を行った者を把握することは困難であること、また、提出義務者である金融商品取引業者等は金融庁の監督対象であり、事実関係の確認に直ちに対応できる体制が整備されていること等を考慮し、提出義務者が金融商品取引業者等である場合は、当該書面の添付を求めないこととしたものです。</p>
5	<p>大量保有報告書を提出しなければならないこととなった株券等の売買、当該株券等に係るデリバティブ取引等の相手方が金融商品取引業者等である場合は、当該株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面の添付は不要か。</p>	<p>したがって、大量保有報告書の提出者が金融商品取引業者等である場合には、その株券等の取引の相手方、媒介等の委託先等にかかわらず、当該書面の添付は不要となります。</p> <p>逆に、その株券等の売買その他の取引の相手方が金融商品取引業者等であっても、大量保有報告書の提出義務者が金融商品取引業者等に該当しなければ、当該書面の添付は必要です。</p> <p>(注) 上場企業6社の株式を取得したとする虚偽の大量保有報告書がEDINETに掲載されたことを受け、金融庁が、大量保有報告制度等及びEDINETについて、再発防止策及び危機管理策を検討するため、実務者を中心として立ち上げた検討チームをいいます。</p>
6	<p>金融商品取引業者等以外の大量保有報告書特例報告対象者については、当該大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面の添付は不要とすべき。</p> <p>特に、金融商品取引業者等の共同保有者である提出者について不要とすべき。</p>	<p>「EDINET運用改善検討チーム」が取りまとめた「EDINET運用改善に関する論点整理」(平成20年2月)において、虚偽記載のおそれがあり、調査を要すると判断された大量保有報告書について、その事実関係を迅速に確認するためには、当該大量保有報告書の提出者の株券等保有状況を取扱金融商品取引業者等に照会することが初期段階で最も有効な手段の一つであるとの指摘がなされました。これを受け、このような大量保有報告書の記載内容に係る事実関係の調査を速やかに行うなどの観点から、当該大量保有報告書を提出するに至った株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面を大量保有報告書に添付して提出することを義務付けることとしたものです。</p> <p>この例外として、特例報告対象者に該当する金融商品取引業者等については、日常的に多くの取引を行っ</p>

		ており、個別銘柄ごとに媒介等を行った者を把握することは困難であること、また、提出義務者である金融商品取引業者等は金融庁の監督対象であり、事実関係の確認に直ちに対応できる体制が整備されていること等を考慮し、提出義務者が金融商品取引業者等である場合は、当該書面の添付を求めないこととしたものです。一方、金融商品取引業者等以外の特例報告対象者については、事実関係の確認に直ちに対応できる体制が整備されているとは考えられないことから、当該特例報告対象者が、第一号様式による大量保有報告書を提出する場合には、当該書面の提出は必要であると考えられます。
7	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載する書面に記載すべき金融商品取引業者等は、当該大量保有報告書の提出を要することとなった最終的な売買その他の取引に係る金融商品取引業者等のみでよいか。	貴見のとおりと考えられます。 この書面は、大量保有報告書の記載内容に係る事実関係の調査を速やかに行うなどの観点から、当該大量保有報告書を提出するに至った株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載するものです。したがって、海外投資家が、外国の証券会社を通じて株券等を購入した場合には、当該外国の証券会社について記載することになります。
8	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載する書面の様式は定めるのか。	法令上、様式は定めません。記載すべき事項を分かりやすく記載してください。
9	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載する書面について、その写しを当該大量保有報告書の写しに添付して、当該株券等の発行者、当該株券等を上場している金融商品取引所等に提出するのか。 また、当該書面は公衆の縦覧に供されるのか。	当該書面は大量保有報告書に添付して財務局長等のみに提出するものであり、当該書面の写しを当該大量保有報告書の写しに添付して当該株券等の発行者等に提出する必要はありません。また、当該書面は公衆の縦覧に供しません(公衆の縦覧に供しない添付書類のEDINETによる提出方法は、「提出書類ファイル仕様書」をご参照ください)。
10	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を委託した金融商品取引業者等の名称等を記載する書面は公衆の縦覧に供されるのか。	当該書面は公衆の縦覧に供しません。公衆の縦覧の対象は大量保有報告書のみです。
11	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載する書面に記載する所在地及び連絡先は、当該金融商品取引業者等の本店の所在地及び連絡先か、実際に注文を発注した営業所の所在地及び連絡先か。	当該書面は、虚偽記載のおそれがあり、調査を要すると判断された大量保有報告書について、その事実関係を迅速に確認するため、当該大量保有報告書の提出者の株券等保有状況の照会先を把握するために提出を義務付けるものです。したがって、当該書面には、実際に注文を発注した営業所の名称、所在地及び連絡先を記載してください。
12	大量保有報告書の添付書類とされる株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載する書面については、保有者が継続的に利用している金融商品取引業者等がある場合には、この金融商品取引業者等の名称等を記載すればよいか。過去に行った取引において利用したすべての金融商品取引業者等について記載することは現実的ではない。	当該書面に記載すべき金融商品取引業者等は、当該大量保有報告書の提出を要することとなった最終的な売買その他の取引の媒介等を行った金融商品取引業者等です。
13	取引の種類、提出者によっては、株券等の売買その他の取引の媒介等を行う者は関係会社に留まらず多岐にわたるため、その情報の把握等に時間がかかり、	その大量保有報告書の提出を要することとなった最終的な売買その他の取引の媒介等を行った者のみにして記載することになるため、その情報の収集・把握

	タイムリーな開示を遵守できない。これを解決するためのシステムを本年12月までに完成させることは極めて困難である。	にそれほど多大な時間は要しないものと考えられます。
14	大量保有報告書に係る株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面を大量保有報告書に添付する必要性は高くないため、当該規定は削除すべき。また、過去の取引に係るすべての者を記載することは煩雑である。	虚偽の大量保有報告書に対する迅速かつ厳正な対応等の検討を行うために立ち上げられた「EDINET運用改善検討チーム」が取りまとめた「EDINET運用改善に関する論点整理」(平成20年2月)において、虚偽記載のおそれがあり、調査を要すると判断された大量保有報告書について、その事実関係を迅速に確認するためには、当該大量保有報告書の提出者の株券等保有状況を取扱金融商品取引業者等に照会することが初期段階で最も有効な手段の一つであるとの指摘がなされました。これを受け、このような大量保有報告書(変更報告書を含みます。以下同じ。)の記載内容に係る事実関係の調査を速やかに行うなどの観点から、当該大量保有報告書を提出するに至った株券等の売買その他の取引の媒介等を行った者の名称等を記載した書面を大量保有報告書に添付して提出することを義務付けることとしたものです。 なお、当該書面に記載すべき金融商品取引業者等は、当該大量保有報告書の提出を要することとなった最終的な売買その他の取引の媒介等を行った金融商品取引業者等です。
15	第一号様式(大量保有報告書)中の「当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分状況」欄に記載されたすべての売買等について、その媒介等を行った者の名称、所在地及び連絡先を記載しなければならないか。	その大量保有報告書の提出を要することとなった最終的な売買その他の取引の媒介等を行った者のみにについて記載することになります。
No.	●電子開示手続に係る届出[法第27条の30の3、令第14条の10]	
1	電子開示システム届出書を提出した者が当該電子開示システム届出書の受理日を失念しないように、当該受理日をEDINET上に表示してはどうか。	電子開示システム届出書の受理日をEDINET上に表示することは考えておりませんが、電子開示システム届出書の提出者に対し、3年ごとに、定款等の提出期間を周知するための仕組みを検討する予定です。
2	外国法人についても、電子開示システム届出書の添付資料として定款に登記事項証明書が追加された。現行、定款について全文の和訳が必要であるとの運用が行われているが、登記事項証明者等の和訳は不要ではないか。仮に和訳を必要とする場合であっても、提出者の負担を軽減するため抄訳でよいこととすべきではないか。また、英文開示との平仄を考慮し、原文が英語であれば和訳は不要とすべきではないか。	上記のとおり、開示書類提出者の情報把握の充実・強化を図るため、電子開示システム届出書の添付書類として登記事項証明書等の提出を求めるとともに、3年ごとに登記事項証明書の提出を求めるとしたものです。この趣旨を踏まえれば、外国法人が提出する登記事項証明書等については、和訳は必要であると考えられますので、電子開示府令において明確化します。
3	電子開示システム届出書の受理日から3年を経過した日(基準日)から1月以内に定款及び登記事項証明書を提出しなければ、EDINETにログインできなくなるのか。	基準日から1月以内に定款及び登記事項証明書を提出しなければ、基準日から1月を経過した日以後に電子開示手続(開示書類の提出)を行う場合には、電子開示システム届出書の提出等の手続を行わなければ、EDINETにログインし、電子開示手続を行うことができません。
4	届出者が非居住者である場合の「資本金又は出資の額」は、現地通貨での報告を基本とし、必要な場合は提出者が合理的と判断する換算レートを用いて円換算す	届出者が非居住者である場合の「資本金又は出資の額」については現地通貨建ての金額により表示するとともに、「その他」において、一定の日における為替相

	ればよいか。	場により本邦通貨に換算した金額並びに換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率及び為替相場の種類を記載することとします。その旨を第一号様式の記載上の注意において明確にします。
5	電子開示府令第一号様式(電子開示システム届出書)中、「電話番号」及びその記載上の注意の改正は、提出者の対外的な窓口となる電話番号であればよく、代表番号である必要はないものとする趣旨であるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、公表した改正案では「電話番号等」と改正することになっていますが、電話番号以外の記載はされませんので、現行どおり「電話番号」のままとします。
6	経過措置としては、施行前の規定により届出を行った者が、施行日から1月間において「登記事項証明書又はこれに準ずるもの」を提出したときは、その提出日に改正後の規定による届出を行ったものとみなすという理解でよいか。	公表した改正案では、施行日から「1月間」となっておりますが、届出者の事務負担等を考慮して「3月間」と修正いたしました。 加えて、施行日において、有価証券報告書を提出義務者等に該当する場合には、登記事項証明書の提出を不要としました。
7	平成 21 年 4 月 10 日に電子開示システム届出書を提出した場合、定款、登記事項証明書等は次の期間に提出することでよいか。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1回目 平成 24 年 4 月 11 日～平成 24 年 5 月 10 日 ■ 2回目 平成 27 年 4 月 11 日～平成 27 年 5 月 10 日 ■ 3回目 平成 30 年 4 月 11 日～平成 30 年 5 月 10 日 	電子開示システム届出書の受理日が平成 21 年 4 月 10 日である場合、この日から3年を経過した日は「平成 24 年 4 月 10 日」であり、この日が最初の基準日(2条6項)となります。 したがって、定款、登記事項証明書等は次の期間に提出しなければならないこととなります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1回目 平成 24 年 4 月 10 日(基準日)～平成 24 年 5 月 9 日 ■ 2回目 平成 27 年 4 月 10 日(基準日)～平成 27 年 5 月 9 日 ■ 3回目 平成 30 年 4 月 10 日(基準日)～平成 30 年 5 月 9 日
No.	●特定証券情報の提供又は公表[法第 27 条の 31]	
1	金商法第 27 条の 31 第 1 項の「政令で定めるもの」は政令の第何条に規定されているのか。	現時点では、当該政令を規定しない予定です。
2	特定証券情報等府令案第 2 条第 1 項第 3 号、第 3 条第 3 号等において、「金融庁長官が指定する情報」、「金融庁長官が指定する方法」といった規定があるが、これらは、いつ、どのような形で指定の内容が明らかにされるのか。	必要に応じ、今後指定を行います。なお、指定の方法としては、告示によることを想定しております。
3	特定証券情報や発行者情報について詳細な情報を提供する義務が課されると、我が国の特定投資家の人数に鑑み、使い勝手の悪い制度とならないか。	特定証券情報等府令においては、特定証券情報及び発行者情報に含まれるべき情報の大枠だけを定めています。また、特定証券情報及び発行者情報の具体的な内容については、例えば、プロ向け市場(特定取引所金融商品市場)に上場する有価証券であれば、当該市場を開設する金融商品取引所によって決定されるものとしております(特定証券情報等府令第 2 条第 1 項、第 7 条第 2 項)。
4	参照方式による「特定証券情報」の提供又は公表ができる特定上場有価証券の発行者の条件として、1年間継続して「発行者情報」を公表している発行者と規定されているが、「1年間」のカウントに関しては、企業内容開示ガイドライン 5-26 における「有価証券報告書」を「発行者情報」と読み替えてよいか。	金商法第 27 条の 31 第 3 項及び本条に規定する、1年間継続して発行者情報を公表している発行者とは、次のいずれかに該当する者であって、当該特定証券情報を提供し、又は公表する日前 1 年の応当日以後当該特定証券情報を提供し、又は公表する日までの間において適正に金商法第 27 条の 32 に規定する発行者の義務

		を履行しているものをいうものと考えられます。 ①応当日において発行者情報の公表をしている者 ②特定証券情報等府令第8条第1項第2号の規定により応当日において発行者情報の公表を行っていない者で、以後、当該特定証券情報の提供又は公表までに発行者情報を公表した者
5	参照方式による特定証券情報の提供又は公表は、特定上場有価証券の発行者が他の有価証券について有価証券報告書を1年間継続して提出している場合も利用できることを確認したい。	金商法第27条の31第3項及び本条の規定による参照方式は、1年間継続して発行者情報を公表している発行者について認められるものですが、ご意見を踏まえ、特定証券情報の内容に関する規定を修正いたします(特定証券情報等府令第2条第2項第1号)。
6	特定上場有価証券又は当該有価証券の発行者が発行する他の有価証券について開示が行われている場合に該当する場合、発行者情報の提供又は公表は不要であるとされているが、当該発行者が特定取得勧誘を行う際に相手方に提供又は公表をする必要がある「特定証券情報」における第2条第2項第1号ハ及びニは省略できる又は継続開示書類を参照することとしてほしい。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします(特定証券情報等府令第2条第2項第1号)。
7	「参照方式」という用語は、企業内容開示府令第9条の4で規定されている「参照方式」と混同される可能性があるため、別の用語に変更すべきではないか。	本条は、特定証券情報の提供又は公表に関する規定であり、企業内容開示府令第9条の4の規定とは適用対象が異なるため、混同のおそれはないものと考えられます。
8	発行者が外国会社であり、外国の証券取引所に上場されている場合において、外国の証券取引所の規則により英文で提出された発行者に関する情報に関しては、投資家保護上、参照情報による記載ではなく、組込書類とすべきではないか。	金商法第27条の31第3項に規定する参照情報は、金商法第27条の32の規定に基づき公表された発行者情報及び訂正発行者情報であると考えられます。なお、プロ向け市場に上場する有価証券(特定上場有価証券)に係る発行者情報につき、いかなる言語によることが求められるかは、当該プロ向け市場を開設する金融商品取引所の定める規則により定められるものと考えられます(特定証券情報等府令第7条第2項)。
9	訂正特定証券情報については、株主名簿に所有者として記載されている者に提供する必要がとされているが、1年間に基準日を複数回設定した場合、当該基準日毎の株主すべてに対して提供する必要はあるのか。	訂正特定証券情報を提供する時点における直近の株主名簿等に記載又は記録された者に提供すべきであると考えられます。
10	有価証券の発行者が当該有価証券のすべてを取得した場合、消却を行う前であっても、特定証券情報等府令第5条第1項第2号、第10条第2号に含まれる旨を明確にしてほしい。	発行者が当該有価証券のすべてを取得した場合であっても、当該有価証券が存在する限りは、発行者の義務を消滅させることは適当ではないと考えられます。この点は、有価証券報告書の取扱いと同様です。
11	特定証券情報等府令について、企業内容開示府令と同様に、ガイドラインは制定されるのか。	必要に応じ、今後検討してまいります。
No.	●特定投資家として取り扱うことができるよう申し出ることができる個人	
1	金商業等府令第62条第3号において、個人は「当該金融商品取引業者等との間で一中略一年を経過していること」となっているが、他の業者で既に一年以上取引を行い特定投資家として取り扱われているにも関わらず、新規に口座を開いた先において同様の取り扱いを受けられないのは、極めて不便である。金商法導入時には止むを得ないという考え方も有り得ると思	金商法では、個人投資家の保護を図る観点から、個人投資家は基本的にすべて一般投資家として位置づけたうえで、その知識、経験、財産の状況が特定投資家に相当する者として一定の要件に該当する者に限り「選択による特定投資家への移行」を申し出ることができるとしているところであり、金融商品取引業者ごとに取引態様が異なることを踏まえると、当該金融商品取

	<p>われるが、少なくとも、法導入から1年が経過している ので、既に1年以上取引経験があることを証するもの (取引報告書等)があれば、特定投資家として扱われる ことが可能であるよう、この機に改正すべきである。</p>	<p>引業者との間で1年を経過しているとの要件が必要と 考えられます。</p>
No.	<p>●運用の対象となる特定資産から除かれるもの〔法第 35 条〕</p>	
1	<p>金商法施行令第 15 条の 25 第 2 号、第 3 号に、商品 や商品投資等取引に係る権利が追加されたが、この趣 旨は、投資信託の投資対象にこれらの商品等が含ま れる場合には、金商法第 35 条第 3 項の規定に基づく届 出ではなく、同条第 4 項の規定による内閣総理大臣の 承認を受ける手続きが必要になるとの理解でよいか。</p>	<p>金商法施行令第 15 条の 25 の改正は、投信法第 2 条 第 1 項に規定する特定資産の対象が拡大されることに 伴い、その性質上、金融商品取引業者等の付随業務か ら除外されるべき投資運用の対象資産として、商品及 び商品投資等取引に係る権利を規定するものです。 投信法第 223 条の 3 第 1 項の規定により、投資信託又 は投資法人の財産の運用として商品又は商品投資等 取引に係る権利に投資運用する業務は、金融商品取引 業者等の承認業務に該当することとなります。 なお、投資信託又は投資法人の財産の運用を行う場 合を除き、商品又は商品投資等取引に係る権利に投資 運用する業務は、届出業務に該当します(金商法第 35 条第 2 項第 5 号の 2、第 6 号、第 7 号、金商法施行令 第 15 条の 26 参照)。</p>
No.	<p>●広告等の規制〔法第 37 条〕</p>	
1	<p>引受けに関して発行者・所有者に交付される資料は、 広告に該当しないものとしていただきたい。今回の法 令改正で、引受・募集・売出し・私募の取扱い(以下、引 受等)の場合には事前に十分な協議が行われることか ら、金融商品取引業者は発行体や所有者に対して契約 締結前交付書面の交付が不要とされた。一方、引受 等を行うにあたって、初期の段階では、予め作成され た株式公開や新株発行などに関する一般的な資料を 用いるケースがあり、これらのものについては、現在 広告等としての取扱を行っている。しかし、これらの資 料を配布したからといって、この資料のみをもって引受 等の契約の判断が行われることはなく、その後の案件 の進展に伴って、必ず個々の発行体に応じた提案書等 が作成され、リスクや費用に関する説明は十分に行わ れることとなる。したがって、引受等に関する一般的 資料については広告規制の対象とする必要はないと 考える。</p>	<p>引受等については、発行体に信用リスクや市場リスク が生じることがないことや取引の複雑性から事前に協 議が重ねられることにかんがみ、書面交付義務の適用 除外としたところ(金商法等府令第 80 条第 1 項第 2 号、第 110 条第 1 項第 2 号)。広告規制については、幹 事業者選定の判断材料ともなることから、あらかじめ手 数料等について表示することが適当と考えます。な お、「予め作成された株式公開などに関する一般的な 資料」が広告に該当するかどうかは、個別事例ごとに 実態に即して判断すべきものと考えられます。</p>
No.	<p>●契約締結前交付書面の交付を要しない場合〔法第 37 条の 3〕</p>	
1	<p>平成 19 年 9 月の金商法施行前の信託業法において、 信託受益権販売業として規律されていた、信託受益権 の販売の代理・媒介に係る業務は、金商法施行によ り、その経済的実質が同一であるにもかかわらず、受 益権の所有者が委託者兼当初受益者の場合には「私 募・募集の取扱い」、受益権の所有者がそれ以外の者 の場合には「売付けの代理・媒介」と、形式的に整理さ れたため、実務上混乱が生じている。 改正案では、「引受け、募集・売出し・私募の取扱い」 の場合には、発行体・所有者に対する契約締結前交付 書面の交付を不要とする手当てがなされたところであ</p>	<p>引受等については、発行体に信用リスクや市場リスク が生じることがないことや取引の特性から事前に協議 が重ねられることに鑑み、書面交付義務の適用除外と したところであり、信託受益権の売付けの代理・媒介に ついて今回の書面交付義務の適用除外と同様に論ず ることは適当でないと考えます。</p>

	<p>るが、「信託受益権の私募・募集の取扱い」とその経済的実質を同一とする「信託受益権の売付けの代理・媒介」についても、所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要としてほしい。</p>	
2	<p>有価証券の売出しの場合には実務上、金融商品取引契約の締結前に株券を保護預りするため、上場有価証券等に関する契約締結前交付書面だけではなく、金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約に関する契約締結前交付書面も交付・説明している。</p> <p>今回の法令改正で、上場有価証券等に関する契約締結前交付書面については、不要とすることが明文化されたが、その趣旨に鑑み、有価証券の売出しの前提行為たる保護預りも「有価証券の売出しの取扱い」行為に該当し、これに係る金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約に関する契約締結前交付書面についても、本条により不要とされたものと解釈してよい。</p>	<p>引受等については、発行体に信用リスクや市場リスクが生じることがないことや取引の複雑性から事前に協議が重ねられることにかんがみ、書面交付義務の適用除外としたところ（金商業等府令第80条第1項第2号、第110条第1項第2号）。</p> <p>「保護預かり契約」においては、顧客が当該契約の概要や手数料等の情報を的確に理解できるよう、金商業者において説明義務が尽くされる必要があると考えられることから、契約締結前交付書面を交付する必要があると考えられます。</p>
3	<p>不動産投資法人が第三者割当により発行する投資口については、投信法第196条の規定に基づき自ら投資口の募集を行うことができないため同法第117条の規定に基づき証券会社に事務の委託を行っている。</p> <p>この場合、事務の委託を受けた証券会社は目論見書を第三者割当先に交付し第三者割当先は当該目論見書に記載された払込取扱銀行に証券会社を経由せず直接入金する方法が一般的である。このような証券会社の行為も金商法第2条第8項第9号に規定する募集の取扱いに該当すると考えられ、事務の委託を受けた証券会社は金商法第37条の3及び第27条の4に規定する契約締結前書面及び契約締結時書面の交付を行っている。</p> <p>しかし、実態は第三者割当であり証券会社を経由せず申込み、入金が行われるため、金融商品取引業等に関する内閣府令にこれらの書面の交付を不要としてほしい。</p>	<p>ご指摘の業務の詳細は不明ですが、今回の改正において、募集の取扱いについて、契約締結前交付書面の交付は不要としたところ（金商業等府令第80条第1項）</p>
4	<p>金商業等府令第80条第1項第5号リについて、一度、所有者になったら、保有し続けている限り、何年経っても、追加で同種の有価証券を買い付ける場合でも、契約締結前交付書面の再交付は不要と考えてよい。</p>	<p>顧客が別途、金商業者と有価証券の売買を行う場合には、契約締結前交付書面の交付が必要になると考えます。</p> <p>なお、一度当該書面を交付した後、1年以内に顧客が同種の内容の金融商品取引契約を行った場合には、再度、交付する必要はありません。（金商業等府令第80条第4項）</p>
▼その他		
5	<p>現行の金商業等府令第80条第1項第5号イでは、金融商品取引業者が自己取引として顧客に有価証券を販売し、当該有価証券を顧客が当該業者に売り付ける場合に限定して契約締結前交付書面の交付を不要としているところ、顧客が既に保有している有価証券を売却する場合にリスクを説明する必要性が乏しいことは、業者が自己取引として行う場合に限られるものではなく、顧客が既に保有している有価証券を売却する場合全般に当てはまる。そこで、有価証券に売付けに係る契約</p>	<p>顧客が有価証券を売付ける場合であっても、金融商品取引業者等が自ら売付けた有価証券でない場合には、手数料等を説明する必要があると考えられますので、契約締結前交付書面の交付が必要であると考えます。</p>

	締結前交付書面の例外を、有価証券の売付け及び売付けの媒介、取次ぎまたは代理全般に拡張してほしい。	
No.	●特定投資家向け有価証券の売買等の制限〔法第40条の4〕	
	▼一般投資家に含まれない者	
1	<p>プロ向け市場は投資家を特定投資家に限定しているが、投資家を現在の特定投資家に限定すると、日本においては投資家がかかり限られることとなる。市場の活性化のためには特定投資家の範囲をさらに広げる必要があると考える。具体的には、次の者を特定投資家の範囲に含めることとしてはどうか。</p> <p>①特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人の範囲の拡大(資産基準の引き下げ等)</p> <p>②発行会社の役員(役員の就任・退任にあたり株式の取得・処分必要性あり)、従業員及び持株会</p> <p>③上場時点における当該上場有価証券の株主</p> <p>④J-Nomadが特定投資家等に準じる者として取引所に推薦する法人・個人</p>	<p>プロ向け市場に参加することが可能な特定投資家の範囲については、公衆縦覧型の開示規制が適用除外される等の特定投資家向け有価証券の特性を踏まえる必要があり、投資者保護の観点から特定投資家の範囲を拡大することは不相当と考えられます。</p> <p>なお、②については、発行会社の役員のうち一定の者(いわゆるオーナー株主等)及び一定の役員持株会は「一般投資家」から除外されるため、これらの者はプロ向け市場に参加することが可能です(金商法第40条の4、金商業等府令第125条の2第1項第1号、第3号)。</p>
2	<p>定義府令案第6条第1項においては、「役員」は「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされているが、企業内容開示府令案第2条の5第1項第1号の「役員」は「取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者」とされている。</p> <p>さらに、金商業等府令案第125条の2第1項第1号では「取締役等」という表現で企業内容開示府令と同様「取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者」となっている。</p> <p>用語とその示す内容について、無用の混乱を生じないよう、用語の整合性を図ってほしい。また、違いがある場合には明確にしてほしい。</p>	<p>それぞれの文言の定義及び適用条文は、各府令の該当箇所において具体的に規定されており、各規定の趣旨から解釈されるものと考えられます。</p>
	▼特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外	
3	<p>金商業等府令案第125条の3第1号に規定する「勧誘に基づかないで」の「勧誘」はどのように定義されるか。あるいは主としてどのような行為を意味すると考えればよいか。</p>	<p>「勧誘」の態様には様々なものが考えられるため、一律の定義を示すことは適当でなく、「勧誘」に該当するか否かは個別事例ごとに実態に即して判断されるべきと考えられます。</p>
4	<p>マス媒体を使って広告を行う場合、特定投資家以外の者もそれを見る可能性が高いと思われるが、特定投資家向け有価証券に関する広告等において一般投資家向けの勧誘ではないことを明記する等の手当てをすれば、当該広告等をして一般投資家を勧誘したことにはならないものとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の内容の詳細が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、「勧誘」に該当するか否かは個別事例ごとに実態に即して判断されるべきと考えられます。</p>
5	<p>金商業府令案第125条の3第1号ハの解釈として公開買付けが含まれるかどうか判然としないため、第3号及び第4号で別途公開買付けを規定している趣旨にかんがみ、本条項に「(第3号及び第4号を除く。)」と規定すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ規定を修正いたします(金商業等府令第125条の3第3号、第4号)。</p>
6	<p>金商業府令案第125条の3第2号は、一般投資家が公開買付者である場合で、自己保有の特定投資家向</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	け有価証券を(公開買い付けに応募して)売り付ける場合の規定という理解でよいか。	
7	金商業府令第125条の3第3号に基づき、公開買い付けにおいて買付けの媒介又は代理を行う場合には、同条第1項の場合と異なり、一般投資家を相手に勧誘してもよいか。もし、勧誘ができない場合には、公開買い付けの対象となっている特定投資家向け有価証券を保有している一般投資家に対し、当該公開買い付けが行われている旨の連絡をしてもよいか。	貴見のとおり、特定投資家向け有価証券を対象とする公開買い付けにおいて金融商品取引業者等が公開買付者のために当該買付けの代理又は媒介をする場合には、一般投資家に対する勧誘を行うことが可能です(金商業等府令第125条の3第3号)。
No.	●特定投資家向け有価証券に係る告知義務の対象[法40条の5]	
1	金商法第40条の5の義務は、金融商品取引業者等のうち、当該行為を金融商品取引業として行っていない場合には適用されないという理解でよいか。例えば、投資運用業や投資助言・代理業しか行わない金融商品取引業者については、金商法第40条の5の義務はないと考えてよいか。	金商法第40条の5第1項又は第2項の規定による告知義務は、金融商品取引業者等が金融商品取引業又は登録金融機関業務として金商法施行令第16条の7の2各号に掲げる行為又は特定投資家向け有価証券取引契約の締結を行う場合にのみ適用されると考えられますが、ご質問のケースがこれらの行為に該当するかどうかは、その実態に即して適切に判断される必要があると考えられます。
2	金融商品取引業者が取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく特定投資家向け有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理を行う場合は、金商法第40条の5第1項の告知義務の対象外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
	▼特定投資家向け有価証券に関する告知の方法	
3	特定投資家向け有価証券の取扱いに係る告知等について、使い勝手の悪い制度にならないように見直すべきではないか。特に、金商法第40条の5第2項に基づき、初めて「特定投資家向け有価証券取引契約」を締結する際に告知及び書面交付が必要となるが、かかる告知及び書面交付は、取得勧誘又は売付け勧誘等が行われる場合にあっては、金商法第23条の13第3項に基づく告知と、取得勧誘又は売付け勧誘等が行われず、金商法施行令第16条の7の2の告知義務の対象となる行為が行われる場合にあっては、金商法第40条の5第2項に基づく告知とともに行えばよいとの理解でよいか。実務的には、何度も告知をするよりも、一回でまとめたほうが投資家側にとっても有用と思われる。	金商法第40条の5第2項の規定による告知事項と、同法第23条の13第3項又は同法第40条の5第1項の規定による告知事項とを1回の告知でまとめて告知することは、それぞれの規定の要件を満たす限り否定されるものではないと考えられますが、いずれにせよ投資家に対しわかりやすく告知を行う必要があると考えられます(金商法第36条等参照)。
4	金商業等府令第125条の5第3項で複数の業者がいる場合には告知不要とあるように、既に投資家のほうで情報を持っているようなケース、例えば、既に同じものを保有していたり、例えば、1年以内に同じ有価証券を取引している特定投資家の場合には告知不要としてもよいのではないか。アマ向けの契約締結前交付書面ですら、契約締結前1年以内に交付されていれば不要となっていることとの均衡を図るべきである。	特定投資家向け有価証券は原則として公衆縦覧型の情報開示は行われず、また、転売制限が適用されることによって売買の機会が制限されるものであるため、当該有価証券の取引に臨む投資家に対してはその制度を理解する機会を適切に付与することが必要と考えられます。そのような趣旨からは、契約締結前交付書面と同様に考えることは必ずしも適当でなく、金商法施行令第16条の7の2各号に規定する行為を行う都度告知をすることが適当と考えられます。 なお、取引所における買付けの取次ぎを内容とする契約の締結等一定の取引については、告知を要しないものとされています(同項第1号イからへまで、同条項第2号イからニまで)。
5	インターネットを利用して行われている場合には、個	「ウェブサイトの名称」を告知するのみでは、投資者

	別のホームページアドレスではなく、ウェブサイトの名称としていただきたい。	が特定証券等情報及び発行者等情報にアクセスすることが必ずしも容易でない場合もありうるため、適当でないと考えられます。 なお、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、特定証券等情報・発行者等情報そのものが掲載されたページの URL でなくとも、投資者がウェブサイトのいわゆるトップページから特定証券等情報・発行者等情報を掲載したページに容易に到達できるのであれば、当該トップページの URL であっても「当該公表に係るホームページアドレス」に該当する場合もあると考えられます。
6	金商法第 40 条の5の規定は、第1項で規定される告知の内容についてその告知対象行為の都度行う必要があり、第2項で規定される告知の内容について、同一顧客であれば、2回目の取扱い以降、対象となる有価証券が異なる場合であっても、最初に申込みを受けたときだけでよい、という理解でよいか。また、特定上場有価証券の場合についても同じ取扱いという理解でよいか。	貴見のとおり、金商法第40条の5第1項の規定による告知は金商法施行令第16条の7の2各号に掲げる行為を行う都度行う必要があると考えられます。なお、取引所における買付けの取次ぎを内容とする契約の締結等一定の取引については、告知を要しないものとされています(同項第1号イからへまで、同条項第2号イからニまで)。また、貴見のとおり、金商法第40条の5第2項の規定による告知は、特定投資家向け有価証券取引契約の申込みを初めて受けた場合にのみ行えば足り、同一顧客から受けた二回目以降の特定投資家向け有価証券取引契約の申込みについては、初回の申込みに係る有価証券とは異なるものを対象とした場合であっても、又は特定上場有価証券を対象とした場合であっても、同項の規定による告知を行うことを要しないと考えられます。
7	金商法第40条の5第1項、業等府令第125条の5に規定されている特定投資家向け有価証券に関する告知は、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う都度ではなく、複数の銘柄について包括的に告知することも可能との理解でよいか。 同様に、金商法第40条の5第2項に規定されている告知に関しても、複数の銘柄について包括的に告知することも可能との理解でよいか。	ご質問の「複数の銘柄について包括的に告知する」ことの趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第40条の5第1項に基づく告知は、金商法施行令第16条の7の2各号に掲げる行為を行う都度、行う必要があると考えられます。なお、取引所における買付けの取次ぎを内容とする契約の締結等一定の取引については、告知を要しないものとされています(同項第1号イからへまで、同条項第2号イからニまで)。 また、金商法第40条の5第2項の規定による告知については、特定投資家等から特定投資家向け有価証券取引契約の申込みを初めて受けた場合に行うこととされています。
No.	●業務に関する帳簿書類、事業報告書の提出等、届出書に添付すべき書類〔法第46条の3、第47条、第48条の2、第50条第1項〕	
1	金商業等府令第225条は、取引所取引許可業者が作成し、保存する帳簿書類について規定しているが、今回の改正により、金商業等府令で定める法定帳簿のほか、外国の法令に基づいて作成される書類であって法定帳簿に類するもの及びその様式の訳文についても、法定帳簿と同様の取扱いとすることとされている。 他方、金商業者に対しては、第225条と同様の規定として第157条及び第181条が規定されているが、今回の改正では第225条と同様の改正はなされていない。 日本国内に営業所等を有しない金融商品取引業者が	ご意見を踏まえ、国内に営業所等を有しない第二種金融商品取引業者のうち国内において取引所取引業務以外の業務を行わない者が作成すべき取引所取引業務に係る帳簿書類について、同様の改正を行います(金商業等府令第181条第2項、第3項)。

	作成する帳簿書類については、取引所取引許可業者と同様の規制を行うべきであり、取引所取引許可業者が作成する帳簿書類に係る第225条第1項の改正にあわせ、第181条を改正する等の同様の規制緩和を求めるものである。	
2	<p>金商業等府令案224条は、取引所取引許可業者が法に定められた届出を行う場合における添付書類の内容について規定している。このうち、今回の改正により、自己資本規制比率を記載した書面の添付については不要とされた。</p> <p>他方、金融商品取引業者に対しては、金商業等府令案第224条と同様の規定として第202条が規定されているが、今回の改正では第224条と同様の改正がなされていない。</p> <p>第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者については自己資本規制比率に係る規制はそもそも存在せず、これに関する届出を求める必要性はない。第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者について、取引所取引許可業者と同様に自己資本規制比率を記載した書面の届出を不要とするよう、必要な改正を求めるものである。</p>	ご意見を踏まえ規定を修正いたします(金商業等府令第202条第3号)。
▼別表、附則関係		
3	<p>特定投資家向けの活動についてのみ、別途集計欄を設ける必要性は必ずしもないと考える。それぞれ募集の取扱高、売出しの取扱高又は私募の取扱高の欄にあわせて報告すれば足りるものとする。</p>	<p>金商法上、「特定投資家向け売付勧誘等」は「有価証券の売出し」に包含されるものではないため、特定投資家向け有価証券の取扱いの実態把握の観点から、募集の取扱高等とは分けて報告していただく必要があると考えられます(別紙様式第12号、16号、17号)。</p>
4	<p>附則を見たところ、特定投資家向けの取引に関する業務に関する帳簿書類と事業報告書の変更について猶予期間が設けられていない。当該作業には、システム改修等が必要となることから、準備期間として1年程度の経過措置期間を設けてほしい。</p>	<p>特定投資家向け有価証券の取引の実態把握のため、ご指摘のような経過措置を設けることは適当でないと考えられます。なお、改正後の事業報告書様式(別紙様式第12号、別紙様式第16号)及び業務又は財産の状況に関する報告書様式(別紙様式第17号)については、施行日後に終了する事業年度から適用することとしています(整備府令附則第16条)。また、名称が変更された帳簿書類(金商業等府令第157条第1項第7号、第8号)についても、基本的に、従前の名称で作成することは可能と考えられます(監督指針Ⅲ-3-3(1)①)。</p>
No. ●会社関係者、公開買付者等関係者の禁止行為(インサイダー取引規制)[法第166条、第167条]		
1	<p>有価証券の質権実行、譲渡担保権実行についてインサイダー取引規制を適用するのは不合理である。一方で、質権実行についてインサイダー取引規制の適用を排除すれば、濫用する者が現れる可能性がある。そこで、インサイダー取引の適用除外規定において、質権設定の対抗要件が「売買等」の1年以上前に行われたものを除くという内容をいれてほしい。株券電子化に伴い、有価証券の券面が廃止され、上場企業については振替制度が強制されるので、1年前に対抗要件を備えたかどうかというチェックが容易になっていることから、このような制度を取</p>	<p>未公表の重要事実を知って行う有価証券の質権実行、譲渡担保権実行は、会社の重要な事実の存在と無関係に行われる取引とはいえないため、これを適用除外とすることは困難であると考えます。</p>

	りうる土壌は形成されていると思う。	
2	<p>公開買付けに応募する場合には、インサイダー取引規制の適用を排除すべきである。インサイダー取引規制は、情報の非対称性が著しい場合に、一般投資家を保護すべく、公平の観点から売買等を禁止しているものと理解しているが、大口投資家の典型とも言える公開買付を行うような者を情報の非対称性を理由に保護する必要はない。</p> <p>また、次のようなケースで極めて不都合である。例えばメインバンクは、重要事実に該当するかが判然としない情報(検討中情報)を有しているようなケースが多いが、検討中のものは、適時開示はされない。このような場合、金融機関は守秘義務があるので、公開買付者に当該重要事実(の恐れがある情報)を開示し、いわゆる知る者同士の取引として公開買付けに応募するというのも実務上は不可能である。そのため、条文上は、友好的な公開買付けの場合において、メインバンクが公開買付けに応じられないというようなことが起きうる。この状況では、発行会社、買付者、メインバンク、公開買付が不成立となるリスクを負わされるその他一般投資家のいずれにとってもマイナスになってしまう。</p> <p>このような不合理なことが起こらないためにも適用除外規定をいれてほしい。</p>	<p>未公表の重要事実を知って公開買付けに応募する行為は、会社の重要な事実の存在と無関係に行われる取引とはいえないため、これを適用除外とすることは困難であると考えます。</p> <p>なお、インサイダー取引規制は、相手方の保護のみを目的とするものではないと考えます。</p>
3	<p>企業においては、維持更新投資が必ず必要になる。しかし、そのような維持更新投資を行っても固定資産の取得であるため、インサイダー取引規制に形式的にかかってしまう。</p> <p>このようなケースにインサイダー取引規制をかけるのは不合理なので、金商法施行令第 28 条第3号の「固定資産の取得又は譲渡」は、「固定資産の譲渡又は新製品・新技術の起業化にかかる固定資産の取得」としてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、固定資産の取得は、投資者の投資判断に影響を及ぼすべき性質の事実であることから、重要事実として規定されており、これを適用除外とすることは困難であると考えます。</p> <p>なお、固定資産の取得については、軽微基準が設けられており、固定資産の取得による企業集団の増加額が当該企業集団の最近事業年度の末日における純資産額の 30%未満の場合、インサイダー取引規制から除外されることとなります(取引規制府令第 49 条第 1 項第 12 号口)。</p>
4	<p>取引規制府令第 58 条では、一部のクレジットイベントについて社債に関する重要事実として扱うことが規定されている。しかし、倒産申立決定上場企業は、倒産申立決定後すぐに公表するし、手形不渡り発生も上場企業はすぐ公表する。これらのことは適時開示規則上も規定されている。そのため、このような問題は実務上は発生しない。</p> <p>だが、かかる条文があるため、インサイダー取引を管理する側からは、形式的ではあっても管理対象に加えざるを得ない。条文をおいておく意義がほとんど見いだせないように思われるので、第 58 条は削除してほしい。</p>	<p>インサイダー取引規制は、未公表の重要事実を知った会社関係者や第一次情報受領者(会社関係者から直接情報の伝達を受けた者)が、当該重要事実が公表されるまでの間の取引を規制するもので、当該重要事実が公表されるまでの期間について、インサイダー取引規制を課す必要があると考えます。</p>
▼子会社の機関決定に係る重要事実の軽微基準		
5	<p>取引規制府令第案の施行前に受領した「子会社の解散」に関する情報について、新設される軽微基準を</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、子会社の解散に係る決定(金商法第 166 条第 2 項第</p>

	充足する場合には、施行後は重要事実該当しないとの理解でよいか。	5号へ)のうち改正後の取引規制府令第52条第1項第5号の2に該当するものを改正前に知った会社関係者が、改正後に売買等を行うことは、金商法第166条第1項による禁止の対象とならないと考えられます。
▼重要事実等の公表措置		
6	重要事実の公表措置について、特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券の発行者が金商法第27条の31第1項又は第27条の32第1項に基づき提供又は公表する「特定証券情報」又は「発行者情報」に重要事実が記載されている場合、当該「特定証券情報」や「発行者情報」の提供又は公表を以って、金商法施行令第30条に規定される公表措置がとられたものとみなしてほしい。	特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表については、現行の公衆縦覧型の開示制度と異なり、取引参加者等に対して広く当該情報が周知されることが制度上必ずしも担保されていないため、「多数の者の知りうる状態に置く措置」(金商法第166条第4項)として政令指定することは適当でないと考えられます。
▼その他		
7	プロ向け市場においては、法定の開示規制が緩いため、投資家としては発行会社について相当なデューデリジエンス、審査が必要になってくる。したがって、重要事実又はその疑いのある事実を知ってしまう可能性が極めて高い。したがって、取引所規則において、現在の上場会社以上に適時開示情報がある場合に適時開示をする体制にしない場合は、プロ向け市場上場銘柄について、売買が促進されないと思われる。	改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。
No. ●投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項〔法第172条の4〕		
1	課徴金府令案では、臨時報告書の法定記載事項ほぼ全てが指定されており、範囲が広すぎるのではないかと。例えば、取引所において既に適時開示した事項であれば、投資者の投資判断に大きな影響を与えることはないと考えられるから、そのような記載事項を除外すべきである。そうでないと、例えば、悪質性が全く存しないにもかかわらず、臨時報告書の提出を失念したような場合にも課徴金の対象になってしまう。	課徴金府令第1条の5で定める事項は、いずれも投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものであり、これらの事項を記載すべき臨時報告書を提出しない違反があった場合は、課徴金を賦課することにより違反抑止を図る必要があると考えられます。
No. ●大量保有・変更報告書を提出しない者等に対する課徴金納付命令〔第172条の7、第172条の8〕		
1	金商法第172条の7、第172条の8で大量保有報告書や変更報告書(以下「大量保有報告書等」という。)を提出しない者、虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者に対する課徴金納付命令が規定されたが、共同保有者がおり、連名の形式で報告書の提出を行っている場合は、課徴金の勧告は、一義的に報告書の提出に当たり共同保有者から委任を受けて提出を行っている者が受けるのか。または、提出者全て(共同保有者全て)の者が課徴金勧告を受取るのか。課徴金勧告を受取る者の定義が、内閣府令等で規定されていないので明確にほしい。	金商法第172条の7及び第172条の8の規定による課徴金納付命令の対象となり得る者は、金商法上の大量保有報告書等の提出義務を負う大量保有者です。共同保有者がある場合には、共同保有者のうち自ら大量保有者として提出義務を負う者が対象となります。
No. ●顧客の計算において不公正取引をした場合の課徴金の計算方法〔法第173条、174条、174条の2、174条の3、175条〕		
1	投資運用業者が顧客(権利者)の計算において不公正取引行為を行った場合に、投資運用業者に賦	例えば、インサイダー取引の場合であれば、課徴金の額は、成功報酬金額のうちインサイダー取引が

	課される課徴金の計算対象となる報酬が成功報酬体系であって、契約終了の際に契約期間中の運用成果(累積損益)に基づき成功報酬金額が計算されるケースにおいて、報酬金額が確定しない契約期間中(例えば5年契約の2年目)に不公正取引を行った場合の課徴金の計算方法及び納付時期について確認したい。	行われた月に係るものとして、当該月の末日に契約期間が終了したもののみならず合理的な方法により算出した額(例えば、月末時点の運用成果に基づき算出した成功報酬金額の1月分)に、運用財産に含まれる算定対象取引の銘柄の総額が運用財産の総額に占める割合を乗じて得た額となります(課徴金府令第1条の21第1項第1号、第2項第1号)。 課徴金の納付期限は、原則として課徴金納付命令決定書の謄本を発した日から2月を経過した日です(金商法第185条の7第19項)。
No.	●会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令〔法第175条〕	
1	金商法第166条第1項第4号は「上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(その者が法人であるときはその役員等を…含む。)」と規定しているが、法人が金商法第175条第1項の「第166条第1項に違反して…売買等をした者」に該当し得るとすると、特定の個人が知って買ったものでなくても他の部門がインサイダー情報を知っていれば課徴金を課されるか。他の部門がインサイダー情報を知っていたとしても特定の個人が知らずに会社のために売買する場合には、金商法第175条の課徴金の対象とはならないことを確認したい。	金商法第166条第1項第4号は法人を含むものとして規定されており、法人の役員等が当該法人の計算でインサイダー取引をした場合は、当該法人が「第166条第1項…に違反して…売買等をした者」に該当し、金商法第175条第1項の規定による課徴金を課されることになります。 どのような場合に法人に課徴金が課されるかについては個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、同一法人内の他の部門の従業員がインサイダー情報を知っていたことをもって直ちに当該法人が課徴金を課されるものではありません。 一方で、法人内部で当該法人のために株の売買を執行した実務担当者がインサイダー情報を知らなかったからといって、必ずしも当該法人が課徴金の対象外となるわけではなく、例えば、インサイダー情報を知った別の部門からインサイダー情報の報告を受けた役員が法人の計算で株の売買を行うよう当該実務担当者に指示した場合には、当該法人は課徴金の対象となり得ます。
No.	●課徴金の計算における売買等をした者と密接な関係を有する者等〔法第175条第10項〕	
1	課徴金府令第1条の23第1項や第2項に掲げる者が、本人と何の連絡もなく、勝手にインサイダー取引を行った場合は、金商法第175条第1項、第10項、第11項の文言の「自己の計算において」に該当せず、本人は課徴金の対象にならないとの理解でよいのか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第175条第1項及び第2項の規定(同条第10項又は第11項においてみなして適用する場合を含む。)による課徴金納付命令の対象となる者は、自己又はその特定関係者(課徴金府令第1条の23第1項又は第2項各号に掲げる者)の計算においてインサイダー取引を行った者に限られます。 どのような場合に課徴金が課されるかについては個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、例えば、甲の親族乙が甲に何の連絡もなくインサイダー取引を行ったものであり、甲がインサイダー取引を行っていない場合には、甲は、課徴金納付命令の対象とはなりません。

II. 投信法関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲〔法第2条第1項、令第2条〕	
1	外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行うとともに商品投資顧問業を行っているものに対し、商品及び商品投資等取引に係る権利についての運用の指図を委託することは、投信法施行令第2条第1号及び金商法施行令第16条の12第2号に該当し可能であることを確認したい。	<p>外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行うとともに商品投資顧問業に相当する業務を行っている者は、投信法施行令第2条第1号、金商法施行令第16条の12第2号に該当し、当該者に対して商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資運用の指図に係る権限を委託することは可能と考えられます。</p> <p>なお、外国において商品投資顧問業に相当する業務の許可等を受けている者についても、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資運用の指図権限を委託することができるよう、規定を修正いたします。</p>
2	また、当該外国の法令に準拠して設立された法人が委託者指図型投資信託の委託者の総株式の過半数の議決権を保有する者であっても、商品及び商品投資等取引に係る権利についての運用の委託が可能であることを確認したい。	ご指摘のような場合には利益相反等にあたらないよう留意する必要がありますが、投信法施行令第2条においては、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資運用の指図に係る権限を委託することができる者について、投資信託委託会社に対する出資状況に関する特段の要件は設けておりません。
3	第3号では商品投資顧問業者は、外国法人の場合商品投資に係る事業の規制に関する法律では「主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの)」と限定されているが、海外では通常は投資運用業と商品投資顧問業に分かれていないため商品投資専門の業者であっても投信法施行令第2条第1号の金商法施行令第16条の12各号に含まれていると解してよいか。	<p>個別具体的なケースに即して判断する必要がありますが、外国において投資運用業を行う者に該当する場合には、投信法施行令第2条第1号に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、外国において商品投資顧問業に相当する業務の許可等を受けている者についても、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資運用の指図に係る権限を委託することができるよう、規定を修正いたします。</p>
4	投信法施行令第2条第3号において、「次条第9号又は第10号に掲げる資産のみに対する投資として行われる場合」とあり、運用指図が、商品及び商品投資等取引に限定されている。金銭債権は含まれていないが、商品投資等取引に係る証拠金の出し入れの指図は特定資産への投資の指図に含まれず商品投資顧問業者が行える付随業務として解釈してよいか。	商品投資等取引に係る証拠金の出し入れの指図は、通常、商品投資等取引に係る権利に対する投資運用を行うために不可欠なものと考えられ、基本的に、商品投資顧問業者に委託することは可能と考えられます。
5	金融商品取引業者と信託会社は投信法施行令第3条の特定資産すべて(第9号及び第10号含む、ただし別途商品投資顧問業者としての承認等を要する)について運用権限の委託を受けることができるとの理解でよいか。	<p>投資運用業を行う金融商品取引業者等は、投信法施行令第2条第1号の規定に基づき、同令第3条第9号及び10号を含め、同条各号に掲げる特定資産に係る運用指図権限の委託を受けることができると考えられます。</p> <p>一方、信託会社等については、同令第2条第2号の規定に基づき、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する運用指図権限の委託を受けることができると考えられます。</p>

		<p>なお、投資運用業を行う金融商品取引業者等又は信託会社等が、同令第3条第10号イに規定する商品投資取引に係る権利に係る運用指図権限の委託を受ける場合には、商品投資顧問業の規制の適用除外の対象となっていることから(商品ファンド法第40条第2項)、商品投資顧問業者の許可を受けることは不要と考えられます。</p>
6	<p>投信法第2条第1項に規定する政令で定める者として投信法施行令第2条第3号において商品ファンド法第2条第4項に規定する商品投資顧問業者が定められているが、委託者が当該商品投資顧問業者に投信法施行令第3条第9号及び第10号に掲げる資産に関する運用指図権限を委託する場合における両当事者間の契約関係は、商品投資に係る事業の規制に関する法律において規定される商品投資顧問契約を締結するという解釈でよろしいか(運用指図権限の委託先である商品投資顧問業者は商品ファンド法の適用を受けて運用を行うとの解釈でよい)。</p> <p>また、投資信託財産の投資対象が商品(投信法施行令第3条第9号)・商品投資等取引に係る権利(同条第10号)以外の特定資産を含むものである場合においても、同条第9号及び第10号の特定資産に係る運用指図権限については商品投資顧問業者に委託することができるとの解釈でよい。</p>	<p>商品投資顧問業者に対して投信法施行令第3条第9号、第10号に掲げる資産に関する運用指図権限を委託する場合、その契約関係に関する商品ファンド法(商品投資に係る事業の規制に関する法律)の適用については、同法の規定に照らして判断されることとなります。</p> <p>投資信託財産の投資対象が商品又は商品投資等取引に係る権利以外の特定資産を含む場合であっても、商品投資顧問業者に対して委託する運用指図の対象が商品又は商品投資等取引に係る権利に限定されているものであれば、当該商品投資顧問業者に対して当該委託を行うことは可能と考えられます。</p>
No.	●特定資産の範囲〔法第2条第1項、令第3条第10号〕	
1	<p>投信法施行令第3条第10号に掲げる「商品投資等取引に係る権利」は、商品投資に係る事業の規制に関する法律において規定される商品投資取引(同号イ)に加え、同号ロ、ハ及びニに規定されているが、同号ロは国内外商品市場によらない相対取引、同号ハはスワップ取引、同号ニはスワップション取引(同号ハ)であるとの理解でよい。</p>	<p>投信法施行令第3条第10号は、「商品投資等取引に係る権利」として、</p> <p>イ:商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項(第3号を除く。)に規定する商品投資に係る取引(商品先物取引、商品指数先物取引、商品オプション取引)、</p> <p>ロ:(1)商品先渡取引(いわゆる現物決済型)、(2)商品先渡取引(いわゆる現金決済型)、商品指数先渡取引、</p> <p>ハ:商品スワップ取引、商品指数スワップ取引、</p> <p>ニ:ロ又はハのオプション取引</p> <p>に関するものを規定しています。</p>
2	<p>金商業等府令第130条第8号にあるデリバティブ取引に係る禁止規定について、ここで「デリバティブ取引」とあるのは金商法第2条第20項の「デリバティブ取引」を指していると理解している。</p> <p>したがって、今般投信法施行令第3条第10号において特定資産として追加される「商品投資等取引に係る権利」は当該デリバティブの禁止規定の対象外との理解でよいと確認したい。</p>	<p>投信法施行規則第266条の規定により、商品投資等取引についても、金商業等府令第130条第8号における運用行為の禁止対象となります。</p>
No.	●委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲〔法第2条第2項〕	
1	<p>投信法施行令第4条において、商品投資顧問業者は投信法施行令第3条第9号及び第10号に対する投資についてのみ委託を受けられるという理解</p>	<p>投資信託財産の投資対象が商品又は商品投資等取引に係る権利以外の特定資産を含む場合であっても、商品投資顧問業者に対して委託する運用指図</p>

	でよいか。	の対象が商品又は商品投資等取引に係る権利に限定されているものであれば、当該商品投資顧問業者に対して当該委託を行うことは可能と考えられます。
No.	●適格機関投資家私募等の範囲〔法第2条第9項、令第8条〕	
1	投信法施行令第8条第2項第2号の「特定取得者」は、金商法第2条第3項第2号ロ(2)「政令で定める者」と実質的に同一のものと考えてよいか。	貴見のとおり、投信法施行令第8条第2項第2号の「特定取得者」は、金商法第2条第3項第2号ロ(2)の「政令で定める者」と同義であると考えられます。
2	定義府令第11条の2第1項第2号及び投信法施行規則案第5条第2項第2号をふまえると、投資信託受益証券においては定義府令第11条の2第1項第2号イ及びロの場合については契約の内容に含まれる必要がないという認識で問題ないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、定義府令第11条の2第1項第2号においては、原則として同号イからニまでに掲げる事項を転売制限契約に定めることとされているところ、投資信託受益証券については役職員持株会により取得することが想定されず、また公開買付け規制の適用もないことから、投信法施行規則第5条第3項第2号においては定義府令第11条の2第1項第2号イ及びロに掲げる事項に相当する事項を定めていません。
3	投信法施行規則案第5条第2項第2号において、「受益証券の発行者、取得申込みの勧誘を行う者及び取得しようとする者の間において」とあるが、「受益証券の発行者又は取得申込みの勧誘を行う者と取得しようとする者の間において」に修正してほしい。改正案では、「受益証券の発行者、取得の申込みの勧誘を行う者及び取得しようとする者の間において」契約を締結することが要件であるが、発行会社である委託者は通常取得しようとする者と直接の契約は締結できないためである。	譲渡制限の実効性を高める観点から、その発行者を受益証券の譲渡に係る契約の当事者に含め、発行者及び勧誘者のいずれもが、取得者との間で当該契約を締結する必要があると考えられます。 なお、当該契約の締結方法として、「発行者及び取得者」、「勧誘者及び取得者」のそれぞれの間で締結することも要件を満たすこととし、その旨を明確にするため、規定を修正いたします。
No.	●投資信託約款の記載事項〔法第4条第2項〕	
1	定義府令の今回の改正案により、関係外国運用業者のために投資運用業者が行うことができるトレーディング行為の範囲が更に広がるが、これと同様のトレーディング行為を日本の投資運用会社が海外の関係運用業者に委託する場合は、投資信託約款への記載等が必要となる「運用の指図に係る権限の委託」とみなさないこととして差し支えないか。	コメントにある「これと同様のトレーディング行為」に運用指図に係る権限が含まれているのであれば、従来どおり、「運用の指図に係る権限の委託」に該当し、投資信託約款への記載等が必要になると考えられます。
No.	●金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外〔法第8条第1項〕	
1	先物が Underlier である ETF を当社自己勘定が保有している場合、償還して商品先物を受ける行為は、商品取引業のライセンス上の問題があるか(なくても可能か)。	今般の改正において、現物交換の対象とすることが可能な資産は、一定の有価証券又は商品(現物)に限定されており、商品先物を含む商品投資等取引に係る権利については、現物交換を行うことはできません。
2	投信法施行令では「外国商品市場(商品市場に相当する外国の市場をいう)」とあり、投信法施行規則では「外国商品市場(商品市場に類似する市場で外国に所在するもの)」とある。外国商品市場において上場されている商品には、規制された業者間店頭市場であるロンドンのロコンドンで取引されている金は含まれないと解してよいか。	外国商品市場は商品取引所が開設する市場に類似するものである必要があり、基本的には業者間での相対取引はこれに含まれないものと考えられます。ただし、当該商品が、他の商品市場又は外国商品市場において上場されている場合、当該市場での十分な換金性を有するものであれば、現物交換が可能の商品に含まれると考えられます。 なお、ご指摘を踏まえ、「外国商品市場」の定義を統一するよう、規定を修正いたします(投信法施行令第3条第10号ロ)。

3	<p>投信法施行規則案第 19 条第3項において、「令第 12 条第1号イ、第2号ハ及び第3号に規定する内閣府令で定めるもの」とあるが、令第 12 条第2号ハ及び第3号に規定する内閣府令で定めるものは、令第 12 条第1号イで定義され読み替えられ不要であるため、「令第 12 条第1号イに規定する内閣府令で定めるもの」に修正すべきと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします(投信法施行規則第 19 条第3項)。</p>
No.	<p>●外国投資信託の届出を要しない受託証券の募集の取扱い等〔法第 26 条第1項、令第 24 条第6号〕</p>	
1	<p>投信法施行令第 24 条第6号中「金商法第2条第8項第9号」とあるのは「第2条第6項」が正しいと考える。</p>	<p>投信法施行令第 24 条第6号が規定するものは「特定投資家向け売付勧誘等の取扱い」であるため、これを規定する金商法第2条第8項第9号を引用することが適当と考えられます(投信法施行令第 24 条第5号参照)。</p>
No.	<p>●外国投資信託の届出を要しない行為、外国投資法人の届出を要しない行為</p>	
1	<p>投信法施行規則案第 94 条の2において、外国投資信託の受益証券の発行者が届出を要しない場合は、外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券に係る第一種金融商品取引業者の行為に限定されている。同条は適格機関投資家を相手方とし又は適格機関投資家のために行う行為に限定されているが、適格機関投資家は有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者であるから、有価証券に関する情報が開示されているれば必ずしも外国金融商品市場に上場されていることを要求する必然性はないと考えられる。したがって、外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券に限定せず、外国において金融当局に届出が行われている外国投資信託の受益証券については、同条の適用対象としてほしい。</p>	<p>外国金融商品市場に上場されている外国投資信託については、その商品性について、外国の取引所の上場審査が行われ、その商品に係る情報が取引所において提供されていることが通常と考えられます。その上で、当該外国投資信託を購入できる者を適格機関投資家に限定するとともに、転売を制限することによって、投資者保護が図られると考えられることから、外国投資信託の届出を適用除外としているところです(投信法施行規則第 94 条の2)。</p> <p>外国金融商品市場に上場されていない外国投資信託については、上記の要素が備わっているとは限らず、投資者保護の観点から、監督当局として当該外国投資信託の実態を適切に把握する必要があることから、届出義務を適用除外することは適当ではないと考えられます。</p>
2	<p>投信法施行規則案第 94 条の2、第 259 条の2により、適格機関投資家による外国投資信託・外国投資証券の外国市場等における売買に関し、金融庁長官への届出が不要となることになった。当該外国投資信託・外国投資証券は外国金融商品市場に上場されていることが要件とされているが、株価指数連動型であることは求められていない。そこで、外国金融商品市場に上場されているリート(REIT、不動産投信)は、要件を満たすとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
3	<p>投信法施行規則案第 94 条の2第3号及び第4号、第 259 条の2第3号及び第4号では、外国金融商品取引市場外における、金融商品取引業者と適格機関投資家の相対取引につき一定の制限をかけているが、例えば適格機関投資家が行う売却は、外国市場での取引又は取得に関与した第一種金融商品取引業者への売却に限定されているなど、金融商品取引業者同士が取引をしたり、適格機関投資家との売買並びに売買の媒介、取次ぎ及び代理を行うことは制限されている。これらの行為を制限する根拠は乏しく、また実務上のニーズもあることから、これらのすべてが認められるよう所要の改正をしてほしい。</p>	<p>外国金融商品市場に上場されている外国投資信託の受益証券又は外国投資証券については、購入することができる者を適格機関投資家に限定し、さらに一般投資家への流通を防止するため購入後の転売を制限することにより、投資者保護が図られることから、外国投資信託又は外国投資法人の届出を適用除外としているところです(投信法施行規則第 94 条の2、第 259 条の2)。</p> <p>外国投資信託について金融商品取引業者同士が取引をしたり、適格機関投資家との売買並びに売買の媒介、取次ぎ及び代理が行われる場合には、国内での流通性が高まり、一般投資家へ流通する可</p>

	<p>また、当該問題点は、投信法施行令第 30 条第 2 号ハ・ニ、第 128 条第 2 号ハ・ニにも同様に見られることから、上記と同じ手当てを行ってほしい。</p>	<p>能性も高まること等から、投資者保護上、監督当局として適切にその実態を把握する必要があるため、届出義務を適用除外することは適当ではないと考えられます。</p>
No.	<p>●委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外等〔法第 223 条の 3〕</p>	
1	<p>投信法施行規則案第 265 条第 5 号に規定される「運用財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと」及び同条第 7 号に規定される「外国商品市場において行われる運用財産に係る取引であって商品市場における取引に類するものの委託を受けることを内容とした運用を行うこと」とは、具体的にどのような内容を指しているのか具体例を教示してほしい。</p>	<p>「運用財産の商品の売買の委託を受けることを内容とした運用を行うこと」とは、例えば、投資信託委託会社又は資産運用会社が運用財産の運用として商品に投資する場合に、自らに商品の売買取引の委託を行うよう指図し、それに基づいて売買を行う場合等が考えられます。</p> <p>また、「外国商品市場において行われる運用財産に係る取引であって商品市場における取引に類するものの委託を受けることを内容とした運用を行うこと」とは、例えば、投資信託委託会社又は資産運用会社が運用財産の運用として外国商品市場における商品先物取引に係る権利に投資する場合に、自らに当該市場における先物取引の委託を行うよう指図し、それに基づいて当該取引を行う場合等が考えられます。</p>

Ⅲ. 銀行法関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●外国銀行代理業務〔銀行法第10条第2項第8号の2〕	
	▼外国銀行の業務の代理又は媒介	
1	<p>銀行法施行規則案第13条の2第1項は、外国銀行代理業務の対象として、外国銀行の固有業務(銀行法第10条第2項)のほか、付随業務(同条第2項)も対象としておりますが、付随業務からは、「代理又は媒介に係る業務」及び「銀行が同項(第8号、第8号の2を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務」が除外されている。</p> <p>①「代理又は媒介に係る業務」とはいかなる業務が想定されているのか。</p> <p>②(i)「銀行が同項(第8号、第8号の2を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務」は、銀行法第10条第2項各号(第8号、第8号の2を除く。)で認められている代理・媒介業務(たとえば、デリバティブ取引や金融等デリバティブ取引の代理・媒介等(同項第13号、第15号))については外国銀行代理業務に該当しないという理解でよいか。</p> <p>(ii)また、本規定は、以前から銀行法第10条第2項各号で営むことができると解釈されてきた代理・媒介業務(たとえば、従前より「両替」(銀行法第10条第2項第11号)で読むことができると解釈されてきた外国為替取引の代理・媒介)も外国銀行代理業務に該当しないことを認めているという理解でよいか。</p> <p>(iii)さらに、本規定は、銀行法第10条第2項柱書の「その他の付随業務」として認められる代理・媒介業務についても外国銀行代理業務に該当しないことを認めているという理解でよいか。</p> <p>③「代理又は媒介に係る業務」又は「銀行が同項(第8号、第8号の2を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務」のいずれにも該当せず、外国銀行代理業務に該当する「付随業務の代理・媒介」とは、「銀行法第10条第2項各号に列挙された付随業務」の代理・媒介のうち、従前から同条各号によって付随業務に該当するとは解釈されてこなかった「代理・媒介」や「その他の不随業務」に該当しない「代理・媒介」という理解でよいか。</p>	<p>①「代理又は媒介に係る業務」とは、外国銀行が業務として行う「他の者の業務の代理又は媒介」自体をいいます。これは、外国銀行代理業務として当該「代理又は媒介」の「代理又は媒介(いわゆる複代理又は再委託)」を禁止する趣旨です。</p> <p>②(i)銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。</p> <p>(ii)銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。なお、銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当するか否かの判断は、個別事例に即して判断する必要があります。</p> <p>(iii)銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。</p> <p>③外国銀行代理業務に該当する「付随業務の代理・媒介」とは、銀行法第10条第2項に規定する業務のうち、従前から同項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の付随業務」に該当しない「業務の代理又は媒介」を意味するものと考えられます。</p>
2	<p>いわゆる本邦外資系銀行においては、外国銀行が本邦外資系の株式を直接保有するのではなく、外国銀行が子会社の株式を保有し、その子会社が本邦外資系銀行の株式を保有する形態がある(海外の法制により、そのような形態とすることが定められている場合がある。)がその形態においても、当該外国銀行は、銀行法第2条第8項に定める「子会社」の定義に照らして、「銀行を子会社とする外国銀行」(銀行法施行規則案第13条の2第1項第2号)に該当するとの理解でよいか。</p> <p>すなわち、外国銀行は、会社法上の「会社」(会社法第</p>	<p>銀行法施行規則第13条の2第3項の規定により、同条第1項第4号に規定する「親会社等」及び「子会社等」には、銀行法施行令第4条の2第2項に規定する「会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)」とされています。</p>

	2条第1号)ではないが、銀行法第2条第8項に定める「会社」に該当するとの理解でよいか。	
3	親会社等、子会社等の定義において、中間に持株会社が幾つか入っても、議決権ベースで50%超に換算できれば親会社等、子会社等に含めて差し支えないとの理解でよいか。	銀行法施行規則第13条の2第3項後段において「子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす」と規定されており、これに該当する限り、中間に親会社等・子会社等が幾つ入っても該当します。
4	固有業務の媒介のみで認可を取得し、後に固有業務の代理を追加する必要が生じた場合には、あらためて新たな認可を取得することは必要なく、年1回の報告書への追加記載などで済むのか。付随業務のみで認可をとる場合には、「後日、固有業務を追加する場合には、再認可を求める」など何らかの条件が付くのか。	外国銀行代理業務の認可は所属外国銀行(銀行法第52条の2に規定する所属外国銀行をいう。)毎に受ければ足りず。 したがって、基本的には、外国銀行代理業務の内容・方法の変更に当たり特段の手続きは不要です。 ただし、銀行法第54条の規定に基づき当該外国銀行代理業務に係る認可に条件が付されている場合には、当該条件に従った手続きが必要となります。
5	国内に、所属外国銀行の外国銀行支店と銀行子会社の双方が存在する場合、所属外国銀行から銀行子会社が外国銀行代理業務を受託するための認可申請に際しては、銀行法施行規則案第34条の2第2項(外国銀行支店であつて、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするもの)に当たるとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、銀行法施行規則第34条の2第2項を適用するものについて、「外国銀行支店であつて、当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするもの」を「外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行(当該「銀行」には「外国銀行支店」が含まれます。)」と規定を修正いたします。
6	国によっては、銀行預金口座と証券口座が一体化している口座が普通の場合がある。在日支店において証券口座部分の説明等、媒介となる行為をしない態勢、開設後も外国から証券口座部分についての個別具体的な勧誘を行わない態勢を整備すれば、証券口座がセットされた預金口座の開設の勧誘等の媒介を行うことには問題ないことを確認したい。	銀行預金口座と証券口座が一体化している口座開設の媒介等については、他の法令等の規定も踏まえ慎重に検討する必要があるものと考えます。
7	所属銀行の口座開設用紙が、銀行預金口座とともに投資信託口座等の銀行業務以外の契約も含めた一体型になっている場合は、海外銀行代理業務で許された部分のみについて記入を手伝い、許されていない部分については勧誘をせず記入も手伝わないといった対応で構わないか。それとも、許されていない部分については斜線を引き一切対応しないことが必要か。	銀行預金口座と銀行業務以外の契約が一体化している口座開設については、他の法令等の規定も踏まえ慎重に検討する必要があるものと考えます。
8	海外の銀行口座は、往々にして、当該銀行口座所在国の法制に基づき、顧客が有価証券の売買等、日本の銀行取扱商品以外の取引が不可避免的に可能となっている。かかる場合、在日外国銀行拠点は、銀行口座開設及び預金等の銀行取扱商品のみを代理媒介することを条件に、当座口座につき外国銀行代理業を営むことは可能と考えるが、如何か。	外国銀行が営む業務範囲に関わらず、当該外国銀行が営む銀行法第10条第1項及び第2項に規定する業務範囲内に限って外国銀行代理業務を営むことは可能であると考えられます。
9	また、口座開設後、顧客が在日外国銀行拠点を通さず、直接当該口座により証券取引等を行うことは、本法令・規則の適用外と認識しているが、如何か。	金融商品取引法等の他の法令で禁止される行為でない限り、外国銀行代理業務として口座開設後、顧客が外国銀行代理銀行を介さず、直接取引を行うことは可能であると考えられます。
10	顧客が外国銀行代理業を通じて海外に口座を開設した場合、その後、当該顧客が在日外国銀行拠点を通さ	他の法令で禁止される行為でない限り、外国銀行代理業務として口座開設後、顧客が外国銀行代理銀行を

	ず取引を行うことは、本法令上・規則の適用外であり、特段の制約は無いものと考えてよいか。	介さず、直接取引を行うことは可能であると考えられます。
▼外国銀行代理業務の再委託等		
11	外国銀行支店ないし外資系邦銀のために既に国内に銀行代理店がある場合には、その銀行代理店に対して外国銀行代理業を再委託してもよいのか。	銀行法第10条第2項第8号の規定に基づき外国銀行代理業務においては、再委託は認められていません。
12	また、復代理(所属外国銀行がグループ外の第三者である他銀行から代理した業務を外国銀行支店が復代理する)は認められるのか。	銀行法第10条第2項第8号の規定に基づき外国銀行代理業務においては、復代理は認められていません。
▼所属外国銀行による営業活動等		
13	委託元の外国銀行から、営業担当者が来日し、または、テレビ会議等を接続して、外国銀行在日支店の外国銀行代理業務担当者とともに、銀行法第10条第1項・第2項に記載される業務に関する商談を行うことは問題ないかを念のために確認したい。	国内に外国銀行代理銀行を有する所属外国銀行であっても、当該所属外国銀行自体が直接日本において業務を営んでいると認められる場合には、銀行法第47条第1項その他の法令違反に該当するものと考えられます。
14	顧客と接する委託元所属の担当者の行動が、在日支店の担当者の管理下にあることを担保する措置をとる場合には問題ないか、ご見解を確認したい。	外国銀行が日本において業務を営んでいるか否かの判断は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
15	所属銀行の従業員が、単独で店頭や訪問で勧誘をさせることは問題があるかどうかを確認したい。	所属銀行の従業員が、日本において単独で店頭や訪問で銀行業等の勧誘をする行為は、銀行法第47条第1項等の規定に抵触する可能性があるものと考えられます。
16	また、委託元銀行が、外国銀行在日支店と同一法人か別法人かで異なるかどうかを確認したい。	外国銀行が日本において業務を営んでいるか否かの判断において、委託元銀行が外国銀行在日支店と同一法人か別法人かに違いは無いものと考えられます。
17	固有業務ではない銀行法10条2項の業務について、海外の拠点の営業担当者が来日して、日本の顧客に営業を行うことが、(外国銀行代理業制度の枠外で)可能であることを確認したい。	銀行法上、外国銀行代理業務には該当しませんが、他の法令の規定の適用について検討する必要があるものと考えられます。
▼外国銀行代理業務の対象となる業務		
18	銀行法第10条第2項(付随業務)で明示列挙により認められている業務のなかには、有価証券に関連するものも含まれるが、これらの取扱いは同法第11条第1号に定める他業証券業務ではないとされるので、例えば、同法第10条第2項第2号(有価証券の売買(書面取次ぎ)、同項第5号の3(短期社債等の取得又は譲渡)、同項第6号(有価証券の私募の取り扱い)等について、所属銀行のために代理・媒介を行えることを、念のために確認したい。	銀行法第10条第2項及び第11条の規定は、当該業務に関する他の法令の規定の適用を排除するものではないと考えられます。
19	銀行が有価証券等管理業務の一環としてグローバルカस्टディアンである外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよいか。 ①配当金受領、利子・償還金の受領 ②議決権行使の届出事務 ③単元未満株の買取請求事務 ④公開買付応募事務	外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」III-4-2(3)を踏まえ個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 なお、銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。
20	以下に掲げる外国銀行の海外拠点およびその営業担	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべ

<p>当者の行為は、いずれも外国銀行代理制度を含む銀行法上の業務範囲規制の対象となるものではなく、これらを行うにあたり特段の許認可等を得なくても銀行法違反を構成するものではない(仮に以下の行為が銀行法違反となる場合には、銀行または外国銀行在日支店とは全く関係のない者が同種の行為を行う場合に比べて、不利な扱いを受けることになる)との理解でよいか。</p> <p>① 外国銀行在日支店ないし外資系邦銀と同一金融グループ内に属する外国銀行の海外拠点に属する営業担当者が、日本国内の本邦顧客を単独で訪問し、当該顧客に対して、当該海外拠点等が提供している、銀行法上は付随業務に属する具体的な商品・サービスについて、当該本邦顧客との間で当該商品・サービスに関する契約関係を成立させる目的で、営業活動、勧誘活動、説明行為をすること。</p> <p>② 外国銀行在日支店ないし外資系邦銀と同一金融グループ内に属する外国銀行の海外拠点に属する営業担当者が、当該外国銀行在日支店ないし外資系邦銀に属する国内営業担当者に伴って日本国内の本邦顧客を訪問した上で、当該海外拠点等が提供している、銀行法上は付随業務に属する商品・サービスのみについて、当該国内営業担当者とともに営業活動、勧誘活動、説明行為をすること(但し、銀行業免許を受けた銀行または外国銀行在日支店がかかる商品・サービスに係る契約成立についての代理ないし媒介を行うことが、従前より銀行法の明文上又は解釈上認められてきた場合、あるいは、当該外国銀行の当該商品・サービスの契約締結についての代理ないし媒介に関して外国銀行代理業務の認可等を取得した場合に限る)。</p> <p>③ 外国銀行在日支店ないし外資系邦銀と同一金融グループ内に属する外国銀行の海外拠点に属する営業担当者が、当該外国銀行在日支店ないし外資系邦銀に属する国内営業担当者に伴って日本国内の本邦顧客を訪問した上で、当該海外拠点等が提供している、銀行法上は付随業務に属するものの、外国銀行在日支店ないし外資系邦銀がそれに関する契約成立についての代理ないし媒介を行うことは銀行法の明文上も解釈上も認められていない商品・サービスについて、営業活動、勧誘活動、説明行為をすること(但し、当該国内営業担当者は当該商品・サービスについては、取次ぎや紹介行為を超えて、媒介ないし代理に相当する、営業活動をしたり、勧誘活動をしたり、説明行為をすることとはいずれも行わないものとする)。</p>	<p>きではありますが、仮に外国銀行在日支店ないし外資系邦銀に属する国内営業担当者の活動が、同一金融グループ内に属する外国銀行の付随業務に属する具体的な商品・サービスに関する契約関係を成立させる目的での営業活動や勧誘活動に該当する場合には、銀行法第 10 条2項各号(第8号及び第8号の2を除く。)に規定する業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介の場合を除き、外国銀行代理業務に該当する場合もあり得るものと考えます。</p>
<p>21 以下の行為は外国銀行代理業に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>①顧客の委託を受けて、顧客のために、外国銀行の預金等の受入れ等を内容とする契約の代理又は媒介を行う行為</p> <p>②媒介に至らない行為を外国銀行から受託して行う場合</p>	<p>①該当しないものと考えられます。</p> <p>②外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-1-1又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅳ-3-2-1-1を踏まえ個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付(ただし、外国銀行の連絡先等を伝えるが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明はしないものとする。)</p> <p>ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収(ただし、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘はするが、契約申込書の記載内容の確認等はしないものとする。)</p> <p>ハ. 金融商品説明会における外国銀行の一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明</p> <p>③外国銀行の預金開設に当たっての本人確認事務 外国銀行の本国で本人確認をするのは困難なので、日本において銀行や外国銀行支店が代わりに当該外国の法律で要求されている本人確認をすることは、外国銀行代理業に該当しない者として認めて欲しい(当該銀行にとっては、「その他の付随業務」として認められるものと考えられる)。</p>	<p>③本人確認事務自体は、外国銀行代理業務に該当しませんが、外国銀行代理銀行は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条第1項第1号ウの規定に基づき「外国銀行の業務の代理又は媒介として行う預金等、金銭の貸付等、為替取引」について、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条の規定する本人確認が義務付けられることとなります。</p>
22	<p>また、銀行代理業の監督指針同様にこれらの行為が外国銀行代理業に該当しないことを監督指針で明示してほしい。</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-1-1又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅳ-3-2-1-1を踏まえ個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
23	<p>銀行が有価証券等管理業務の一環として投資家である外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよい。</p> <p>・ディーラーとして販売した短期社債等(電子CP)の口座管理 ①振替、②記録保管、③償還期日管理、④償還金の代理受領、⑤入金指定口座への入金</p> <p>・ディーラーとして販売したコマーシャルペーパー(手形CP)の保護預り ①保管、②償還期日管理、③償還金の取立て、④償還金の代理受領、⑤入金指定口座への入金</p> <p>・ディーラーとして販売した国債等の公共債の保護預り ①保管、②償還期日管理、③償還金の代理受領、④入金指定口座への入金</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅴ-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)を踏まえ個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。</p>
24	<p>銀行が短期社債等(電子CP)の資金決済業務および発行・支払代理人業務の一環として発行体である外国銀行のために行う以下の行為は「外国銀行代理業務」に該当しないとの理解でよい。</p> <p>①発行・振替・償還に係る資金決済を日銀ネットにおいて行う業務</p> <p>②発行体に代わり、保振端末への発行情報入力および入金処理等を行う業務(発行代理人)</p> <p>③償還情報照会および償還処理等を行う業務(支払代理人)</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅴ-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)を踏まえ個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、銀行法第10条第2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当しないとの趣旨です。</p>
25	<p>監督指針Ⅴ-3-2(1)(注2)で「個人の資産形成に関する相談に應ずる業務」が、銀行法第10条第2項</p>	<p>銀行法第10条第2項柱書に規定する「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、銀</p>

	のその他の付随業務に含まれるとある。外国銀行の担当者が提供するフィナンシャル・プランナー業務担当者による、金融資産形成上のニーズの把握・資産形成に関するアドバイス提供の媒介をすることが可能であることを確認したい。	行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
26	外国銀行在日支店が、委託元の外国銀行の発行するクレジットカードを日本の顧客向けに扱うことは、監督指針のV-3-2(3)の4要件に該当する場合には、外国銀行代理業制度のもとにない銀行法第10条第2項のその他付随業務に該当し、そうでない場合も、外国銀行代理業の対象となる銀行法第10条第2項で読み込めることを確認したい。	基本的にクレジットカード会社によるクレジットカード販売の媒介は、従来より銀行の業務範囲に含まれていないと解されていることから、外国銀行代理業務の対象とはならないものと考えられます。
27	外国銀行在日支店のインターネットバンキングの顧客ごとのページから、海外の本支店または姉妹銀行のインターネットサイトにログインする仕組みを提供し、顧客の海外の拠点での取引状況を表示することは、外国銀行代理業務にはあたらないことを確認したい。	単に顧客の海外拠点での取引状況を表示するサービスの提供は、外国銀行代理業務に該当しないものと考えられます。
28	また同様な仕組みを提供し、顧客の海外の口座から日本の口座等への送金指示を可能にしたとしても、外国銀行代理業務にはあらず、当該外国銀行支店と取引をしていると誤解されないようになっていけば、日本の銀行法上は問題がないことを確認したい。	実質的に日本国内で外国銀行の業務に代理又は媒介を営んでいると認められる場合には、外国銀行代理業務に該当する可能性はあるものと考えられます。
29	外国銀行在日支店の海外の本支店または兄弟銀行が、当該外国銀行在日支店のために、海外において日本の銀行業務の媒介または代理を行うことは、日本の銀行法上は、外国銀行代理業にあらず、また、その他も特に問題ないことを確認したい。(例えば、在日支店で口座開設することを海外の本支店が海外の顧客に勧誘すること等)	外国銀行在日支店の海外の本支店または兄弟銀行が、当該外国銀行在日支店のために、海外において日本の銀行業務の媒介または代理を行う場合であっても、当該行為により外国銀行(当該外国銀行在日支店の母体の本支店を含む。)が実質的に日本国内で銀行業を営んでいると認められる場合には、銀行法第47条第1項の規定に抵触する可能性はあるものと考えられます。
30	外国銀行在日支店の海外の本支店または兄弟銀行に、当該外国銀行在日支店の行員を派遣し、海外において日本の銀行業務を行うことは、日本の銀行法上は、外国銀行代理業にあらず、また、その他も特に問題ないことを確認したい。(在日支店で口座開設することを、日本の行員が海外の支店に常駐して海外の顧客に勧誘すること等)	外国銀行在日支店の行員を派遣して、海外において銀行業務を行う場合であっても、当該行為により外国銀行(当該外国銀行在日支店の母体の本支店を含む。)が実質的に日本国内で銀行業を営んでいると認められる場合には、外国銀行代理業に該当する可能性はあるものと考えられます。
31	地銀等の別の会社に、所属銀行の商品案内チラシ、パンフレット、契約申込書等の単なる配布や交付を委託することは、銀行代理業に当たらないことを確認したい。	ご意見は今回のパブリックコメントの対象ではないものです。なお、銀行代理業に該当するか否かについては、主要行向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-1-1等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的には、商品案内チラシ、パンフレット、契約申込書等の単なる配布や交付は該当しないものと考えられます。
32	海外拠点が顧客に提供している商品・サービスや、海外拠点と顧客との間で契約条件等に関する合意等を見ている商品・サービスに関して、外銀国内支店(外資系邦銀)が、顧客からの要請・依頼に基づいて、以下の事項に対応することは、媒介や代理の対象となるべき法律行為に相当するものがないため、外国銀行代理業制	外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、ご指摘のような場合を含めて、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2及びⅧ-3-2-1-1(3)に照らせば、外国銀行代理業務に該当しない場合もあり得るものと考えますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質

<p>度の枠外において、今後も引き続き許容されるものとするが、如何か。</p> <p>(1) 顧客が海外拠点に開設・維持している口座(以下、海外口座。)の状況について回答すること</p> <p>(2) 海外口座から実行された取引等(送金等)の状況について回答すること</p> <p>(3) 開設された海外口座への取引の記帳状況について回答すること</p> <p>(4) 海外口座等から実行された取引内容(送金等)の調査依頼に応じて回答すること</p> <p>(5) 既に契約条件の合意が得られた、あるいは、契約締結された当該商品・サービスに係わる利用方法や技術的事項に関する一般的な情報に関する照会について回答すること</p> <p>更に、紛議の解決交渉や契約条件等の再交渉自体には直接関与しない限度で、以下のような対応を行うことも、外国銀行代理店制度の枠外において、今後も引き続き許容されるものとするが如何か。</p> <p>(6) 海外拠点が顧客または顧客の海外現地関係会社に対して提供している商品・サービスに関して、何らかの争点や問題が発生した場合、顧客保護の観点から苦情処理や緊急支援を通じて関与すること(例えば、海外拠点のクレジット・カード顧客が来日した際の照会対応、苦情処理、緊急支援などを国内拠点が行うことなど)</p> <p>(7) 顧客の海外口座からの送金の指示を当該海外口座のある海外拠点に取り次ぐこと</p>	<p>的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>33 外国銀行支店ないし外資系邦銀が行う、例えば、以下のような行為はいずれも、所属外国銀行の個別の商品・サービスに係る契約締結に関する代理行為、あるいはその媒介行為ないし尽力行為としての勧誘行為や説明行為とは全く性格が異なり、いわば、銀行の広い意味での付加価値の発揮・提供の一環としての、一般的な情報提供の類に属する行為ないし助言行為に過ぎないと評価すべきものであることから、外国銀行代理店制度の枠外において、今後も引き続き許容されるものとするが、如何か。</p> <p>(1) 顧客に対して、為替相場の動向・金利情勢といった国内外の金融市場の状況に係る一般的な情報を、個別面談、セミナーの機会、あるいは定期刊行物等を通じて、提供・説明すること。</p> <p>(2) 海外拠点が提供できる商品・サービスの範囲についての一般的な情報提供や説明を行うこと。</p> <p>(3) 海外現地グループ企業群の資金繰り(グローバル・キャッシュマネジメント)全般に関する効用、方法、留意点、現地規制・税務制度状況等について、情報提供や助言等を行うこと。</p> <p>(なお、当然のことながら、上記いずれの場合にも、専門資格等が求められる税務、法務等に係わる内容については、銀行として具体的な案件を前提とした説明を行</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、ご指摘のような場合を含めて、「主要行等向けの総合的な監督指針」V—3—2及びVIII—3—2—1—1(3)に照らせば、外国銀行代理業務に該当しない場合もあり得るものと考えますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	うことはない。)	
34	<p>外国為替のグローバルブッキング(代理・媒介)は従前から付随業務の一つである「両替」(銀行法第10条第2項第11号)又は「その他の銀行業に付随する業務」(同項柱書)として認められてきた(ないしは両者を併せて認められてきた。)</p> <p>(1)外国銀行代理業務に該当しないとされている「銀行が同項(第8号、第8号の2を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務」とは、銀行法第10条第2項各号(第8号、第8号の2を除く。)の規定により(当該規定の「代理又は媒介」との文言の有無にかかわらず)代理・媒介を行うことができる業務及び同項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理・媒介のことを指すという理解でよいか。</p> <p>(2)また、外国為替の代理・媒介もかかる場合に該当し、外国銀行代理業務に該当せず、従来どおり認可・届出なしに営むことができるという理解でよいか。</p> <p>(3)さらに、この場合の2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」に含める場合の基準は主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2などに書かれているとおりでよいか。</p> <p>(4)代理・媒介については、特に考慮すべき特別の要素があるか。</p>	<p>(1)銀行法第10条2項各号(第8号及び第8号の2を除く。)に規定する代理又は媒介及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当せず、従来とおり銀行法第52条の2の規定に関わらず営むことができます。</p> <p>(2)外国銀行の委託を受けて行う外国為替の契約の締結の代理又は媒介は、銀行法第10条第2項柱書に規定する「銀行業に付随する業務」に該当するものと考えられることから、外国銀行代理業務には該当しないものと考えられます。</p> <p>(3)銀行法第10条第2項柱書に規定する「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>(4)外国銀行代理業務における代理・媒介の判断については、銀行代理業と同様「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-1-1に沿って判断するものと考えられます。</p>
35	<p>外国銀行支店が、本邦において行ったデリバティブ取引や有価証券の売買等の市場性業務から生じるポジションを、当該外国銀行支店に係る外国銀行の本邦外の本支店に集中させる形態で業務を行う場合がある。当該業務形態における外国銀行支店と海外本支店との関係は、あくまでも同一エンティティ内における取引担当所在地と記帳地の関係にすぎず、リスクや収益は本邦外国銀行支店に属し、本邦外の本支店は事務処理は行うものの、実質的判断には関与しない。こうした記帳の形態は、グローバルに活動する金融機関として、各地域における業務から生じるリスク・ポジションを、グローバルなベースで集中管理するため、当該金融機関の一定の地域の本支店に集中させる、いわゆる、内外の金融機関で現在広く一般的に採用されている「グローバル・ブッキング」若しくは「オフショア・ブッキング」というリスク管理及び業務管理の一環として行っているものである。今回の外国銀行代理業制度の導入に際して当該取引が制限を受けることは無く、外国銀行代理業務の枠外であることを確認したい。</p>	<p>ご指摘のような場合を含めて、銀行法第47条第3項及び銀行法施行規則第29条の2に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介とみなされるものに該当しない場合もあり得るものと考えますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
36	<p>銀行法施行規則第13条の2第1項で「代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第8号及び第8号の2を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。」と規定する趣旨は、従来より外国銀行の代理・媒介が可能とされている付随業務については、これまでどおり外国銀行代理業務の枠外で営んでも差し支えないとの理解でよいか。すなわち、①「デリバティブ取引の代理・媒介」(12号)や「金融等デリバティブ取引の</p>	<p>銀行法第10条2項各号(第8号及び第8号の2を除く。)に規定する業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介は、外国銀行代理業務には該当せず、従来とおり銀行法第52条の2の規定に関わらず営むことができます。</p>

	代理・媒介」(14号)のように、従前から列挙されている付随業務、②解釈上銀行法第10条第2項各号で認められてきた代理・媒介、③「その他の付随業務」(銀行法第10条第2項柱書)として認められる代理・媒介、については外国銀行のために代理・媒介をする場合であっても、外国銀行代理業務の枠外で営んでも差し支えないとの理解でよいか。	
37	外国為替予約は、銀行法上の固有業務である「為替」には該当せず、外国銀行を含めた第三者のために行う、外国為替予約の契約の締結の代理又は媒介は、外国銀行代理制度の導入後も、当該規制の対象外として、引き続き許容されるものとの理解でよいか。	外国銀行の委託を受けて行う外国為替予約の契約の締結の代理又は媒介は、銀行法第10条第2項柱書に規定する「銀行業に付随する業務」に該当するものと考えられることから、外国銀行代理業務には該当しないものと考えられます。
38	銀行の貸出債権譲渡に係る代理・媒介行為は、「金銭債権の譲渡の代理」に該当するため、外国銀行の貸出債権譲渡に係る代理・媒介行為を含めて、第三者のために行う金銭債権の譲渡・媒介は、外国銀行代理制度の導入後も、当該規制の対象外として、引き続き許容されるものとの理解でよいか。	銀行法第10条第2項5号に規定する「金銭債権の譲渡の代理」に該当するものであれば、外国銀行の委託を受けて行う場合であっても、外国銀行代理業務には該当しないものと考えられます。
39	① 外国銀行の本邦支店において、顧客から依頼を受けた振込(外国送金)を所属外国銀行に行うのに際して、当該顧客からの依頼により、当該振込の受取人(非居住者であり、当該顧客の家族等を想定)となる者を名義人とする当該所属外国銀行における預金口座の開設に係る手続きの一部を補助・代行(当該顧客及び当該受取人に係る情報のシステム入力及び口座番号の事前割当て)する場合、当該補助・代行については、当該所属外国銀行と非居住者間の「外-外」取引に係るものであることから、「外国銀行の業務の媒介」(銀行法第10条第2項第8号の2)には該当せず、「その他の付随業務」(事務受託業務)又は当該所属外国銀行(同一法人)との間の「業務」にも該当しない(「対公衆性」を欠く)行為と考えられることを確認したい。なお、当該預金口座開設の審査及び手続きは、当該所属外国銀行が、口座開設依頼書を当該名義人(当該受取人)より提出を受け、本人確認を対面にて実施した上で行われる。	日本国内において、代理又は媒介行為を一切行っていない場合には、我が国の銀行法の規制の適用対象外となる可能性もあるものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する銀行法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
40	② 上記①と同様であるが、受取人が所属外国銀行に預金口座を開設せず、外国送金額の支払いを当該所属外国銀行の窓口でなくATMで受ける場合、そのための引き出し専用ATMカードの発行につき、顧客からの依頼・申込みにより、外国銀行の本邦支店がその一部を補助・代行(当該顧客及び当該受取人に係る情報のシステム入力及びATMカード番号の事前割当て)することについては、被仕向銀行となる当該所属外国銀行と非居住者間の「外-外」取引に係るものであることから、「外国銀行の業務の媒介」には該当せず、「その他の付随業務」(事務受託業務)又は当該所属外国銀行(同一法人)との間の「業務」にも該当しない(「対公衆性」を欠く)行為と考えられることを確認したい。なお、カード発行・受渡しは、当該所属外国銀行が、当該受取人の本人確認を対面にて実施した上で行われる。	日本国内において、代理又は媒介行為を一切行っていない場合には、我が国の銀行法の規制の適用対象外となる可能性もあるものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する銀行法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

41	<p>いわゆるグローバル・カストディ業務については、「有価証券の保護預かり、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決裁、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務」(銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3)に該当するが、外国銀行が行うこのようなグローバル・カストディ業務も、「有価証券の貸付け、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券等の保護預り」等(銀行法第10条第2項第3号、第9号、第10号等)の銀行の付随業務に該当するものとして、外国銀行の代理・媒介を行うことができるとの理解でよいか。</p>	<p>従来より、外国銀行からの委託により行ういわゆるグローバル・カストディ業務の代理・媒介は、銀行法第10条第2項に規定する業務には該当しないと解されているものと考えられます。</p>
42	<p>第2項の『外国銀行支店に係る法第10条第2項第8号の2に規定する内閣府令で定めるもの』に関して、認可の下で代理・媒介を営めることとなる付随業務についての貴庁の見解を伺いたい(例えば、いわゆるグローバル・カストディ業務がこれに該当するや否やについての見解如何)。</p>	<p>具体的な適用については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、所属外国銀行の委託を受けて行ういわゆるグローバル・カストディ業務は、「外国銀行支店に係る法第10条第2項第8号の2に規定する内閣府令で定めるもの」に該当し得るものと考えます。</p>
43	<p>本邦顧客の海外現地法人と外国銀行(本支店または現地法人)との間で契約締結され、提供される商品・サービスに係る提案書等に関して、当該海外現地法人の親会社である本邦顧客から、本邦内のグループ外資系邦銀や外国銀行支店に対して、その内容の概略説明を求められる場合がある。この場合は、そもそも対象となる契約関係は現地で完結する取引関係であって、当該概略説明は外国銀行から本邦顧客の海外現地法人に対して別途行われる説明内容と比較しても、あくまで副次的なものないし重複するものに過ぎないこと等に鑑みれば、外国銀行代理業務には該当しないものと考えるが、如何か。</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、ご指摘のような場合を含めて、本邦(日本)において、外国銀行の代理又は媒介行為を行っていないと評価される場合には、当該グループ外資系邦銀や外国銀行支店の行為は外国銀行代理業務に該当しないものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する銀行法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
44	<p>国内銀行代理業制度の導入時に実施・公表された、「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)に対するパブリックコメント」(平成18年5月17日公表)において示された御庁の考え方(銀行法第2条第14項(定義)関係)に従えば、外国銀行代理業務においても、外国銀行支店ないし外資系邦銀が以下のような行為を行うことは、単なる紹介行為ないし取次ぎ行為に止まるものであるため、外国銀行代理業制度の枠外において、今後も引き続き許容されるものとするが、如何か。 (1) 本邦顧客からの依頼に基づき、海外本支店またはグループ内外国銀行に対して提供する商品・サービスに係る商品説明書・口座開設申込書等を、当該本邦顧客に対して直接送付することを依頼すること、また、取り寄せた商品説明書等を必要な場合には翻訳し、当該顧客に対して交付すること</p>	<p>外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、ご指摘のような場合を含めて、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅳ—3—2及びⅧ—3—2—1—1(3)に照らせば、外国銀行代理業務に該当しない場合もあり得るものと考えますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>(2) 本邦顧客から、依頼に基づき転送ないし交付した説明資料等について質問等が提起された場合に、その回答方について、海外本支店またはグループ内外国銀行に対して単に取次ぐこと</p> <p>(3) 本邦顧客が、海外本支店またはグループ内外国銀行との契約締結に際して、必要書類への記入や何らかの書面(例えば、本人確認書類)の提出が必要な場合において、当該書類を回収した上で、海外本支店またはグループ内外国銀行に単に転送すること、この場合に、単純な誤記入・記入漏れ・添付漏れをチェックし、不備があった場合にはその点を当該顧客に単に指摘すること(但し、指摘を行うに際して、当該書類の記載内容の適切性や受入可能性を顧客に対して確認するといったことは行わない)</p> <p>(4) 海外本支店またはグループ内外国銀行から、送付された契約書等に何らかの不備等がある旨の連絡があった場合、その不備内容を該当する本邦顧客に対して単に連絡すること</p> <p>(5) 本邦顧客から、海外本支店またはグループ内外国銀行の商品・サービスに関する情報提供に関する要請を受けた場合、当該要請を、該当する海外本支店またはグループ内外国銀行に対して、単に伝達すること</p> <p>(6) 本邦顧客から、海外本支店またはグループ内外国銀行の商品・サービスに関する質問を提起された場合、当該質問を海外本支店またはグループ内外国銀行に対して単に転送すること、また、質問に対する海外本支店またはグループ内外国銀行からの回答内容を、該当顧客に単に還元ないし伝達すること</p> <p>(7) 本邦顧客からの依頼に基づき、海外本支店またはグループ内外国銀行が当該本邦顧客の現地関係会社と既に検討している提案書等を取り寄せ、当該本邦顧客に単に交付すること、また、この場合において、提案書等を交付する際に、顧客からの要請により顧客に対して、提案書等の概要を説明すること</p> <p>(8) 本邦顧客からの依頼に基づき、当該本邦顧客ないし本邦顧客の海外現地関係会社を、海外本支店またはグループ内外国銀行に対して、単に紹介すること</p> <p>(9) 海外本支店に代わり、預金口座開設等のための本人確認をすること</p>	
No.	●外国銀行代理業務の届出[法第 52 条の2第2項]	
1	<p>各号(第1号および第7号を除く)に掲げられている書面について、</p> <p>(1)「証明する書面」は、公的機関が発行する書面である必要があるか。</p>	<p>「証明する書面」は、各国の法制度にもよりますが、原則として公的機関が発行する書面である必要があります。</p>
2	<p>銀行法施行規則案第 34 条の2の2第2項各号(第1号および第7号を除く)に掲げられている書面について、</p> <p>(2) 一方、単に「書面」とある場合は、当該所属外国銀行または外国銀行代理銀行が作成した書面でのよい。</p>	<p>作成自体は、所属外国銀行が外国銀行代理銀行を問いませんが、記載事項の責任は外国銀行代理銀行にあるものと考えられます。</p>
3	<p>銀行法施行規則案第 34 条の2の2第2項第 2 号～第 5 号に掲げられている書面は、所属外国銀行所在地の</p>	<p>原則、原本のほか、その日本語訳を記載した書面を併せて添付してください。</p>

	言語で記載されたものでよいか。	
No.	●外国銀行代理業務の認可〔法第 52 条の 2 第 1 項〕	
1	委託契約書にはすべての営業所を記載する必要があるか。	銀行法施行規則第 34 条の 2 の 3 第 1 号の規定は、委託契約書に営業所の名称や所在地の記載を求めているものではありません。
2	外国銀行代理業務の内容において、代理と媒介との区別は、一般的な区別に沿って適切に判断することでよいか。	「代理」とは、代理人が本人に代わって第三者に対して意思表示をし、又は相手方からの意思表示を受けて、その法律効果をすべて直接に本人に帰属させるものであり、「媒介」とは、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為であると考えられます。
3	委託契約書に記載すべき事項として、所属外国銀行による、外国銀行代理銀行に係る情報の第三者への開示を禁じる旨が規定されているが、所属外国銀行が属する国の現地監督当局から求めがあった場合その他現地法令等に基づき必要な場合を当該禁止の除外規定として設けることは問題ないとの理解でよいか。	所属外国銀行が属する国の現地監督当局から法令に基づき求めがあった場合その他現地法令等に基づき必要な場合を当該禁止の除外規定として設けることは問題ないものと考えられます。
4	外国銀行代理銀行が、所属銀行のために、顧客との間で媒介を行い、所属外国銀行と顧客とが直接契約を締結する場合、この場合の顧客情報の守秘義務は、所属外国銀行と顧客との間の契約によって決められ、また、外国銀行代理銀行ではなく、所属外国銀行が負うという理解でよいか。	当該規定は、所属外国銀行ではなく、外国銀行代理銀行に対し、所属外国銀行における外国銀行代理業務に関する顧客情報の適切な取扱いを確保させる義務を課すものです。
5	銀行法施行規則案第 34 条の 2 の 3 第 3 号の外国銀行代理業務の営業日及び営業時間を、それ以外の業務と特段の差異を設けずに営む予定である場合には、不特定多数の顧客に対して営業所で取引を受け付けるべき営業日と営業時間を記載することで足りるか。	貴見のとおり、営業日及び営業時間は、いつでも取引者や利用者との取引に応じる態勢としている営業日と営業時間を記載することで足りるものと考えます。
6	個別訪問・電子メール・電話等による法人顧客との間でのやりとりや、時差のある所属外国銀行とのやり取りの過程で、当該営業時間以外の時間帯において、顧客からの照会や依頼等に回答する等の対応を行うこと自体は問題ないとの理解でよいか。	銀行法施行規則第 34 条の 2 の 3 第 3 号に規定する営業日及び営業時間はいつでも取引者や利用者との取引に応じる態勢にしていることを意味しており、当該営業時間帯以外の時間帯で顧客からの照会や依頼等に回答する等の対応を行うことを妨げるものではありません。
7	銀行法施行規則案第 34 条の 2 の 34 号に「業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項」を漏らし、利用することを禁じている。 しかしながら、外国銀行代理業においては、委託元となるのは同一金融グループ内企業であり、外国銀行代理銀行の属する同一金融グループ内においては、不正に漏洩したり利用したりするのでなければ、適切な管理のもとで当該情報を、利用することを禁止することまでは必要ないのではないのか。	「業務上の秘密」については、所属外国銀行が委託先である外国銀行代理銀行に対して業務上の秘密保持を定めるべきことを法令上義務付けものである。 また、「取引先の信用に関する事項」については、顧客自身が情報共有を承認した場合には、同一金融グループ内企業で情報を共有することを妨げる趣旨ではなく、また、海外において現地の法制における顧客情報の取り扱いを否定する趣旨ではないことから、ご意見を踏まえ、この趣旨が明らかとなるよう規定を修正いたします。
8	銀行法施行規則案第 34 条の 2 の 3 第 4 号の規定では、所属外国銀行と外国銀行代理銀行との間の委託契約書の案に、所属外国銀行が、外国銀行代理銀行の業務上の秘密等を漏えいすること等を禁止する旨の規定を設けることが求められている。この点、顧客情報については、委託契約書案に、「所属外国銀行が、顧客との	「業務上の秘密」については、所属外国銀行が委託先である外国銀行代理銀行に対して業務上の秘密保持を定めるべきことを法令上義務付けるものである。 また、「取引先の信用に関する事項」については、顧客自身が情報共有を承認した場合には、同一金融グループ内企業で情報を共有することを妨げる趣旨ではな

	間の守秘義務契約に従って顧客情報を取り扱うこと」を記載すれば、本規定に反しないか。	く、また、海外において現地の法制における顧客情報の取り扱いを否定する趣旨ではないことから、ご意見を踏まえ、この趣旨が明らかとなるよう規定を修正いたします。
9	銀行法施行規則案第 34 条の2の3第5号の現金、有価証券等の取扱基準については、例えば、外国銀行代理業務に関して、顧客から現金、有価証券等を預かることがない場合は、「現金(有価証券)は扱わない」旨の記載をすることでよいか。	「現金(有価証券)は扱わない」旨の定めについても、銀行法施行規則第 34 条の2の3第5号に規定する「現金、有価証券等の取扱基準」の一つとなり得るものと考えられます。
10	銀行法施行規則案第 34 条の2の3第7号の店頭掲示すべき内容は、「外国銀行代理業務の営業日及び営業時間」だけではなく、「外国銀行代理業務の内容」も記載しなければならないという理解でよいか。	銀行法施行規則第 34 条の2の3第7号は、「外国銀行代理業務の営業日及び営業時間」のほか、「外国銀行代理業務の内容」の店頭掲示を確保するためのものです。
11	銀行法施行規則案第 34 条の2の4第1項に、第 34 条の2第2項第2号の「業務の内容及び方法を記載した書面」が含まれていないのは、どういう整理によるものかを、確認させていただきたい。	ご意見を踏まえ、銀行法施行規則第 34 条の2の4第1項柱書に同第 34 条の2第2項第4号を追加するよう規定を修正いたします(銀行法施行規則第 34 条の2の4第1項)。
12	「業務の内容及び方法を記載した書面」の記載内容(取り扱う業務の種類や実施体制)に変更があった際の規程が見当たらないが、業務の種類については、年次の報告があるため、業方書自体の変更については事後報告も不要と理解してよいものか確認したい。	「外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面」の記載事項の変更に伴うに銀行法上の手続きは特にありません。
No.	●金商法の準用[法第 52 条の2の5]	
1	銀行法第 52 条の2の5の規定により、外国銀行代理銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理・媒介について準用される金融商品取引法の規定は、金商法の規定はいわゆる外-外の取引には適用されないという考え方にに基づき、外国において行われる取引(銀行の海外支店等が外国銀行代理業務を非居住者たる顧客を相手方として行う場合)については適用されないとの理解でよいか。	日本において、代理又は媒介行為を一切行っていない場合には、当該グループ外資系邦銀や外国銀行支店が銀行法の規制の適用対象外となる可能性もあるものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する銀行法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
2	銀行法施行規則案第 34 条の2の 37~44 の規定は、外国において行われる取引(銀行の海外支店等が外国銀行代理業務を非居住者たる顧客を相手方として行う場合)については適用されないとの理解でよいか。	日本において、代理又は媒介行為を一切行っていない場合には、当該グループ外資系邦銀や外国銀行支店が銀行法の規制の適用対象外となる可能性もあるものと考えられますが、いずれにせよ、具体的な取引に対する銀行法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
3	特定預金の媒介を複数の所属銀行のために行う場合には、契約締結前書面の記載を、複数の所属銀行名が記載された単一のものを使用しても、求められた要件が記載されていて、顧客に混乱を招かないものであれば問題ないことを確認したい。	契約締結前交付書面は、各所属外国銀行ごとに独立したものである必要があると考えられます。
4	特定預金について、媒介しか行わない場合には、契約締結時書面の交付義務(銀行法 52 条の2の5において準用する金商法 37 条の4)の適用がないこと(在日支店にも、所属外国銀行にも義務がないこと)を確認したい。	銀行法第 52 条の2の5において準用する金融商品取引法第 37 条の4第1項の規定に基づき、外国銀行代理銀行は、媒介しか行わない場合であっても、当該媒介に係る特定預金等契約が成立したときは、銀行法施行規則第 34 条の2の 29 第1項各号に掲げる場合を除き、同規則第 34 条の2の 28 に規定する契約締結時交付書面を交付しなければならないこととされています。

5	<p>銀行法第 52 条の2の5により、外国銀行代理銀行が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の代理又は媒介については、金融商品取引法の規定が準用されることとされている。そして、「特定預金等契約」とは、特定預金等の受入を内容とする契約をいう(銀行法第 13 条の4)。「特定預金等」には、「預金等のうち、外国通貨で表示されるもの」(同法施行規則第 14 条の 11 の4第2号)が含まれる。</p> <p>外国銀行が提供する「円建て預金」は、「特定預金」に該当しないので、本規定の適用はないとの理解でよい。</p>	<p>外国銀行が提供する銀行法第 13 条の4に規定する「特定預金等」に該当しない「円建て預金」であれば、銀行法第 52 条の2の5の規定の適用はないものと考えられます。</p>
<p>No. ●所属外国銀行の説明書類等の縦覧〔法第 52 条の2の6〕</p>		
1	<p>外国銀行代理銀行に縦覧が義務付けられている「縦覧書類」につき、「法第 21 条第1項及び第2項並びに第 52 条の 29 第1項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するもの」と規定されているが、「これに類するもの」とは、現地法令等に基づき作成されている書類であればよいとの理解でよい。</p>	<p>現地法令等に基づき作成されている書類であればよいのではなく、銀行法第 21 条第1項及び第2項並びに第 52 条の 29 第1項に規定する事業年度に係る説明書類と同程度の記載事項を満たしている必要があります。</p>
2	<p>所属外国銀行の「縦覧書類」が英語で作成されている場合、「日本語で記載された書面を作成」とあるが、(1) 外国銀行代理銀行が所属外国銀行に指示して「日本語で記載された書面を作成」させる等の対応でもよい。</p>	<p>「日本語で記載された書面」の作成は、外国銀行代理銀行又は所属外国銀行のいずれも妨げられていないものと考えられますが、記載事項の責任は外国銀行代理銀行にあるものと考えられます。</p>
3	<p>所属外国銀行の「縦覧書類」が英語で作成されている場合、「日本語で記載された書面を作成」とあるが、(2) 外国代理銀行が日本語資料を作成する場合に負うべき責任は、所属外国銀行が作成している日本語資料をそのまま縦覧に供する場合(同条第1項)と、同程度の理解でよい。</p>	<p>「日本語で記載された書面」の作成は、外国銀行代理銀行又は所属外国銀行のいずれも妨げられていないものと考えられますが、記載事項の責任は外国銀行代理銀行にあるものと考えられます。</p>
4	<p>外国銀行代理銀行が縦覧に供すべき縦覧書類は、「所属外国銀行が作成した縦覧書類」又は「外国銀行持株会社が作成した縦覧書類」のいずれか一方という理解でよい。</p>	<p>銀行法施行規則第 34 条の2の 32 に規定する所属外国銀行が縦覧しなければならない縦覧書類は、「所属外国銀行」及び「外国銀行持株会社」がそれぞれ作成した両方です。</p>
5	<p>英語の読める顧客相手にしか、外国銀行代理業を行わないこととする場合には、英文のものについての和訳作成の要件について、削除をお願いしたい。</p>	<p>銀行法第 52 条の2の6及び銀行法施行規則第 34 条の2の 32 の規定は、所属外国銀行の説明書類の公衆の縦覧を定めるものであり、特定の顧客に対するものではないので、規制の趣旨を踏まえ困難であると考えられます。</p>
6	<p>所属外国銀行のディスクロージャー資料を紙で提供する場合、書類は普段は来店者からは見えない場所(カウンターの下等)に保管をしておき、依頼があれば直ちに目にする旨を店内に表示した上で、依頼に応じて書類をみせることは、「公衆の縦覧に供する」にあたるかと考えてよい。</p>	<p>ご意見の所属外国銀行に係る説明書類を普段は来店者からは見えない場所(カウンターの下等)に保管をしておき、依頼があれば直ちに目にする旨を店内に表示した上で、依頼に応じて書類をみせることは、「公衆の縦覧に供する」にあたるものと考えられます。</p>
7	<p>第6項の内閣府令で定める措置のうち、紙面とは、縦覧書類が刊行物として準備できていない時にその代替として電磁的記録を紙に打ち出したものを、また映像面に表示とは、店頭で置かれたパソコンで検索が可能な環境を用意することを意味するという理解でよい。</p> <p>FAX 等で取り寄せない限り、縦覧できないといったこと</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	は認められないとの理解でよいのか。	
No.	●外国銀行代理業務の健全化措置[法第 52 条の2の7]	
1	銀行法施行規則案第 34 条の2の 33 第4号における顧客情報の扱いは、所属外国銀行および外国銀行代理銀行が、代理及び媒介に必要な顧客情報の取得までを妨げるものではないとの理解でよいのか。	銀行法施行規則第 34 条の2の 33 第4号は、所属外国銀行および外国銀行代理銀行が、代理及び媒介に必要な顧客情報の取得までを妨げるものではないものと考えられます。
2	また、不必要ないし不正な目的による顧客情報の取得・流用は防止されるべきではあろうが、グローバルなグループ内銀行間での共通のインフラ活用等の必要性を考慮すれば、所属銀行毎の顧客情報の分別管理までは不要であると考えられる。 これらに鑑みれば、例えば、顧客情報へのアクセス権限を適切に管理するなどして、顧客が委託した業務と無関係な目的で情報が漏れるといった事態を防ぐ措置をとることを求める趣旨であって、物理的遮断(情報サーバーを分離するなど)までを求める趣旨ではないとの理解でよいのか。	銀行法施行規則第 34 条の2の 33 第4号に規定する「顧客情報の適切な管理を確保するための措置」とは、必ずしも物理的遮断(情報サーバーを分離等)までを求める趣旨ではなく、顧客情報へのアクセス権限を適切に管理するなどの措置も含まれるものと考えられます。
No.	●所属外国銀行に関する公告等[法第 52 条の2の8]	
1	銀行法第 52 条の2の9第2項の規定に基づき内閣府令で定めるところにより行うべき「公告」については、日本国内における公告を行うことで足りるとの理解でよいのか。	銀行法第 52 条の2の9の規定に基づき行う「公告」は日本国内における公告をいいます。 また、ご意見を踏まえ、「法第 52 条の2の9第2項(第3号から第6号までに係る部分に限る。)による公告及び掲示をするときは、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示す」旨規定を修正いたします(銀行法施行規則第 34 条の2の 34 第3項)。
2	銀行法施行規則案第 34 条の2の 34 が参照している銀行法第 52 条の2の9第2項において「前項(第2号から第6号までに係る部分に限る。)の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに(以下略)」との規定があるが、具体的にはどのような方法で公告すればよいのか。	ご意見を踏まえまして、「法第 52 条の2の9第2項(第3号から第6号までに係る部分に限る。)による公告及び掲示をするときは、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示す」旨規定を修正いたします(銀行法施行規則第 34 条の2の 34 第3項)。
3	掲示については当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行の国内のすべての営業所において行うことで足りるとの理解でよいのか。	銀行法第 52 条の9第2項に規定する掲示については、同条第1項の届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む外国銀行代理銀行の「国内」のすべての営業所で足りるものと考えられます。
No.	●銀行代理業に関する銀行法の規定の準用[法第 52 条の2の 10]	
1	銀行法第 52 条の2の 10 の規定により準用される法 52 条の 40(標識の掲示)の規定は、外国の営業所・事務所については適用されないとの理解でよいのか。	銀行法第 52 条の2の 10 の規定により準用する銀行法第 52 条の 40 第1項に規定する標識の掲示は、外国銀行代理業務を営む外国銀行代理銀行の国内の営業所又は事務所について適用され、外国銀行代理銀行の外国の営業所又は事務所には適用されません。
2	外国銀行代理業務に関し、外国銀行代理銀行が顧客に対して明示すべき事項として、「所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨」と規定されているが、「同種」の定義については、同一国内に2以	「同種」とは、顧客が取引しようとする目的に照らして判断することになるものと考えられます。したがって、必ずしも同一国内に2以上の所属銀行が存在する場合のみに限られるものではないと考えられます。

	上の所属外国銀行が存在する場合にのみ適用されるとの理解でよいか。	
3	銀行法施行規則案第34条の2の37第2号および3号にいう複数の所属外国銀行に係る「同種の契約」とは顧客が希望する範囲において、複数の所属外国銀行が存在する場合を指すものと考えてよいか。 例1)顧客がニューヨークやロンドンといった各地域での口座開設を希望する場合、当該地域に複数の所属銀行がない場合は同種の契約はないものとして明示は不要。 例2)顧客が米ドルの口座開設を希望する場合、米ドルの口座開設が可能な複数の所属外国銀行について、同種の契約とする。	「同種」とは、顧客が取引しようとする目的に照らして判断することになるものと考えられます。 したがって、同じ種類の口座開設であっても、顧客の希望する地域以外のものは「同種」には該当せず、また、顧客が地域を問わない場合には、同じ種類の口座開設が可能な複数の所属外国銀行の全てが「同種」に該当するものと考えられます。
4	また、手数料が異なる場合に該当するかどうかは、個々の顧客単位でよいか。例えば、基本ないし標準料率が異なる場合でも、当該顧客に対しては同一料率の手数料を請求する場合は、こうした場合に該当しないという理解でよいか。	結果として当該顧客に対しては同一料率の手数料を請求しようとする場合であっても、同種の契約について複数の所属外国銀行があるときは該当するものと考えられます。
5	さらに、「その旨を明示する」とは、例えば、複数の所属外国銀行のために代理業務を営んでおり、その対象となる同種の契約間での手数料は異なるという事実のみを告知(明示)することで十分であり、全ての所属外国銀行とその手数料水準を明示することまでは必要とせず、明示事項を記載した書面を交付しながら説明する等の対応までは不要と考えるが、それでよいか。	「その旨」を明示するとは、同種の契約について「手数料が異なる」(第2号)、外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を「他の所属外国銀行のために行っている」という事実関係を明示すれば足り、具体的な契約の内容までの明示は求められていないものと考えられます。なお、銀行法施行規則第34条の2の41の規定に基づき、「銀行法施行規則第34条の2の37第3号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」とこととされています。
6	「法第52条の2の10において準用する法第52条の45第3号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者」には、外国銀行外国営業所が所属外国銀行である場合の当該営業所(当該所属外国銀行)は、含まれないという理解でよいか。	ご意見を踏まえ外国銀行外国営業所が所属外国銀行である場合の密接な関係を有する者は、銀行法施行令第9条において読み替えられた銀行法第13条の2本文に規定する「特殊関係者」と規定を修正いたしました(銀行法施行規則第34条の2の42)。
7	銀行法施行規則案第34条の2の45第1号で「総勘定元帳」、第2号で「外国銀行代理勘定元帳」の作成・保存が求められているが、代理の結果開設された海外銀行口座に係る、本邦拠点(委託先)を経由しない取引についてまで記帳義務があるとすれば、外国銀行支店では、実務上、代理勘定を別途作成・保存することは困難な場合が多いと考える。例えば、グローバル企業・邦銀等の外貨決済口座においては、入出金相手が国外にも存在し(結果として本邦を経由しない取引となる)、その取引数も膨大であることに鑑みれば、取引件数・金額等の記帳・記録には、相当の手間がかかると同時に、外国法の制約を受ける可能性も否定出来ない。 こうしたことから、外国銀行支店自身が代理業務についての勘定処理を行わない場合には、勘定元帳の作成・保存は不要、との理解でよいか。	必要な場合に、代理に係る取引記録を捕捉できる措置を講じておくことで足りるものと考えられます。

	従って、また、必要な場合には、所属外国銀行を通じるなどの方法により、代理を行った取引の記録を捕捉できる措置を講じておけば足りる扱いとしてほしい。	
8	銀行法施行規則第34条の2の45、46の規定は、外国銀行代理銀行が行う外国銀行代理業務のうち、所属外国銀行の付随業務の代理・媒介については対象外としていただきたい。	外国銀行代理業務に関する帳簿書類(銀行法施行規則第34条の2の45)及び外国銀行代理業務に関する報告書(同第34条の2の46)は、外国銀行代理業務の実態等を把握し、適切な検査監督に資するためのものであり、全ての外国銀行代理業務に該当するものを対象とする必要があるものと考えられます。
9	銀行法施行規則案第34条の2の45第1号・第2号において、代理行為を行った場合には「総勘定元帳」「外国銀行代理勘定元帳」の作成・保存が義務付けられているが、締結の代理のみを遂行し、外国銀行代理銀行においてブックイングが発生しない場合(金銭その他の財産の授受が発生しない場合)については、当該帳簿の作成・保存は不要との理解でよいか。	外国銀行代理銀行自身が勘定処理を行わない場合には、「勘定元帳」の作成は不要です。
10	外国銀行代理業に基づき、在日外国銀行拠点が媒介して開設した海外銀行口座について、顧客が在日外国銀行拠点を通さず、直接取引を行った場合、当該取引については、在日外国銀行拠点は把握することは不可能であるが、かかる取引について、取引記録の作成は不要と考えてよいか。	外国銀行代理業務に関する帳簿書類(銀行法施行規則第34条の2の45)は、外国銀行代理業務の実態等を把握し、適切な検査監督に資するためのものであり、全ての外国銀行代理業務に該当するものを対象とする必要があるものと考えられます。なお、この場合、所属外国銀行に帳簿作成事務等を依頼し、外国銀行代理銀行が管理することは可能であると考えられます。
11	銀行法施行規則案第34条の2の45第3号において、「媒介の内容を記録した書面」の作成・保存が義務付けられているが、これは、外国銀行代理銀行による媒介により締結に至った案件が対象となるとの理解でよいか。	銀行法施行規則第34条の2の45第3号に規定する書面には、契約の締結に至った媒介の実績を記載する必要があるものと考えられます。
12	帳簿書類につき、銀行法施行規則案第34条の2の45第3号の「媒介の内容を記録した書面」とは、どのようなものをさすのかを確認したい。後に成約にいたったもののみを記載すればよいのか、それとも「見込み顧客Aに勧誘を行った」という事実行為をも記録する必要があるのか。住所変更届けを取次いだといったようなものも必要か。記録の仕方は、電磁的記録でもよいかどうか確認させていただきたい	銀行法施行規則第34条の2の45第3号に規定する書面には、契約の締結に至った媒介の実績を記載する必要があるものと考えられます。 なお、住所変更届けを取次いだというような事項の記載は必要ないものと考えられます。また、記録は電磁的記録も含まれるものと考えられます。
13	外国銀行代理業務に関する報告書の「6. 外国銀行代理業務の実施状況」において、為替取引関係・付随業務関係については「契約の締結の媒介行為を行った契約件数」を記載することとされているが、この「契約件数」は、預金・貸出金関係と同様に、「契約の締結に至った件数」との理解でよいか。	別紙様式第10号の2の2の外国銀行代理業務に関する報告書の「6. 外国銀行代理業務の実施状況(3)為替取引関係・付随業務関係」の「契約の締結の媒介行為を行った契約件数」は、契約の締結に至った件数であると考えます。
No.	●その他	
1	銀行法第10条第2項第8号の2等において、銀行及び外国銀行在日支店に対して、外国銀行の業務の代理又は媒介が認められたこととあわせて、銀行子会社の業務範囲についても、同様の手当てを行って頂きたい。 特に、委託元である外国銀行と委託先(受託者)である銀行子会社が、いずれも国内銀行の子会社である場合には、当該国内銀行に対する当局による監督を通じ	外国銀行代理業務がクロスボーダー取引であり契約主体である外国銀行には直接当局の監督が及ばないことを踏まえれば、外国銀行代理業に係る規制の実効性の確保、顧客保護の観点から、銀行法上、直接の監督が行えない国内銀行の子会社について、外国銀行代理業務を認めることは困難と考えられます。

	<p>て、業務の健全性・適切性を実効的に確保し得ることから、少なくとも斯かる場合については手当を行ってほしい。</p>	
2	<p>銀行子会社には、銀行法施行規則案第17条の3第2項第1号の3かつこ書にて、国内において、銀行業を営む外国の会社のいわゆるカストディ業務の媒介に係る業務を営むことが認められているところであるが、カストディ業務の代理に係る業務も営むことが可能となるよう、手当を行って頂きたい。</p> <p>特に、委託元である外国銀行と委託先(受託者)である銀行子会社が、いずれも国内銀行の子会社である場合には、当該国内銀行に対する当局による監督を通じて、業務の健全性・適切性を実効的に確保し得ることから、少なくとも斯かる場合については手当を行ってほしい。</p>	<p>外国銀行代理業がクロスボーダー取引であり契約主体である外国銀行には直接当局の監督が及ばないことを踏まえれば、外国銀行代理業に係る規制の実効性の確保、顧客保護の観点から、銀行法上、直接の監督が行えない国内銀行の子会社について、外国銀行の委託によるいわゆるカストディ業務の代理まで認めることについては慎重な検討を行う必要があるものと考えられます。</p>
3	<p>この度の銀行法改正により新たに導入される外国銀行代理業制度については、我が国の顧客に対して、グローバルなネットワークバンキングを通じて、国際的な事業展開を図る法人顧客グループに対して複数のグループ内銀行という面的な広がり(ネットワーク)を通じて提供される銀行のサービス(例えば、いわゆるグローバル・キャッシュマネジメント)を含めて、海外で行われているものと同様の商品・サービスを適正なコスト(事務負担)で提供することが可能になるものと期待していた。</p> <p>しかし、改正銀行法と今般公表された政令案・内閣府令案等を併せ見ると、当協会が予想していた以上に、認可申請や届出に必要とされる添付書類の負担、代理勘定の別管理の困難性、定例的な計数報告負担などが重いとわざるを得ない。なぜなら、銀行業以外の業を営んでいる一般事業法人に対して新規に銀行代理業を許容する制度である国内の銀行代理業制度を、全く文脈や実態が異なる外国銀行支店や外資系邦銀にそのまま当てはめることが困難なためである。従って、本件については、あくまで同一銀行グループ内の取引を対象としていることに鑑みれば、「競争力強化プラン」の一翼を担う当制度が現実的に活用されるといった観点から、上記諸点に関する思い切った簡素化を強く要望するとともに、将来における更なる規制緩和を要請する。</p>	<p>外国銀行代理業務については、国際的に事業展開する企業への効率的なサービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況を是正するため、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことやマネーロンダリング、脱税等の不適正な取引を防止する観点にも留意しつつ、金融審議会第二分科会における議論を踏まえ、新たに銀行の業務範囲として認めることとしたものです。その趣旨からして、従来許容されていた業務や顧客ニーズへの対応活動に新たに制限を加えるものではありません。まずは、当該業務の円滑な実施に努めるとともに、その実施状況を踏まえながら更なる規制緩和については引き続き検討していく必要があるものと考えます。</p>
4	<p>銀行法施行規則の一部改正により、外国銀行業務の代理・媒介が委託元外国銀行と親子関係等にある国内銀行により可能となるが、認可を受けた親子関係にある国内銀行以外の者が、外国銀行が行う業務で国内銀行法上固有業務に当たる業務の(契約締結のための)代理・媒介行為を、日本国内の預金者・投資家等に対して、外国銀行との間の委託契約に基づき行った場合には、委託元の外国銀行は、国内銀行法上の無免許営業に該当すると理解するが、その理解でよいか。</p> <p>外国銀行が、本邦機関投資家等のために行う業務として、(グローバル)・カストディ業務が挙げられるが、</p>	<p>銀行法第52条の2の2各号に掲げる場合のほか、外国銀行は、その委託により日本国内で銀行法第2条第2項に規定する銀行業の代理又は媒介を行わせたときは、当該外国銀行は銀行法第47条第1項の規定に違反するものと考えられます。</p>

	<p>(グローバル)・カストディ業務においては、有価証券の管理に加え、証券決済と資金決済(つまりは為替取引)が併せて提供されている。しかも、資金決済は大口決済であり(機関投資家による証券投資のため)、証券決済と資金決済は表裏一体の関係(証券を決済相手へ引き渡して、その代金を受け取る等)にあり、決済に伴う資金は通常預金口座で管理されている。昨今、日本においては、銀行以外の者(金商法上の業者、事業法人等)が、親子関係にある外国銀行のために、本邦投資家へ提供する「(グローバル)・カストディー」業務に関して媒介行為を行っているケースが散見されるようだが、(グローバル)・カストディ業務が、(大口)資金決済及び預金の受入れ・金銭の貸付を伴う限り(故に、カストディ業務は通常銀行によって行われるのであるが)、それらは、委託元である外国銀行による国内銀行法上の無免許営業に該当すると理解するが、いかがか。</p>	
5	<p>銀行法第 47 条第3項のみなし規定により、外国銀行支店は外国銀行の本店及び海外営業所の固有業務・付随業務の代理・媒介が可能になるものと理解しているが、これとは逆に、本邦銀行の外国支店による居住者からの預金の受入や貸出を、当該国内銀行の本店・国内営業所が代理・媒介することは認められないのか？(認められないとした場合、銀行が外国に現地法人形式で拠点設立するか、支店形式で拠点設立するかで外国銀行代理業務の取扱いの可否に差が生じることとなり、不合理と考えられる。)</p>	<p>銀行法上、外国銀行の在日支店については、取引の主体である外国銀行に対する監督・検査権の実効性を確保する観点から、外国銀行の在日支店を一の銀行とみなして、銀行法が適用されているものです。一方、銀行法上、取引主体である本邦銀行の本支店間には代理又は媒介という概念はなく、海外支店でブックする取引について、当該本邦銀行の日本国内の本・支店で勧誘することは認められています。</p>
6	<p>外国銀行代理業務の特例に基づく、外国銀行の預金の販売については、金融商品の販売等に関する法律の適用はあるか。</p>	<p>金融商品の販売等に関する法律(以下「金融商品販売法」という。)に基づき、金融商品販売業者等は、預金契約の締結等の金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を業として行おうとするときは、顧客に対して重要事項の説明等を行う必要があります(金融商品販売法第2条第1項第1号、第2項、第3項、第3条等参照)。 なお、外国との取引に関する法律の適用については、法の適用に関する通則法に基づき判断することとなりますが、金融商品販売法は民法の不法行為に関する特別法として位置づけられることにも留意しつつ法律の適用について判断する必要があります。</p>
7	<p>第 169 回国会で衆議院に送付された「衆議院議員階猛君提出金融商品取引法改正案等に関する質問に対する答弁書における「国内において」、「業として行う」とはそれぞれどのような場合をいうか。</p>	<p>貸金業法において「業として行う」とは、反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されているものと考えられます。また、「国内において」行っているか否かは実態に即して判断されるものと考えられます。</p>
8	<p>外国で銀行業に相当する業務を行っていない外国貸金業者については外国銀行代理業務の制度を利用することができないので、国内に営業所を置いて、貸金業登録をしない限り、国外からの「資金の貸付け」ができないという理解でよいか。かかる解釈は、本改正の施行前になされた貸付けについても同じか。</p>	<p>貸金業法第2条第1項及び第3条の規定により、国内で同法第2条第1項に規定する貸金業を営もうとする者は、本改正の施行前を含め、国内に営業所を設置して、同条第3条の登録を受ける必要があります。</p>
9	<p>平成20年5月23日提出の階猛衆議院議員の「今回の改正案では、銀行等による外国銀行の業務の代理・媒</p>	<p>国内において、外国銀行の委託を受けて貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸借の媒介を業として行</p>

	<p>介制度が導入され、この制度を利用して外国銀行が国内で貸付けを行う場合、貸金業に該当しないとの特則が置かれている(銀行法第 52 条の 2 の 4)。然らば、当該制度を利用しない外国銀行の貸付けはすべて貸金業に該当し、貸金業法に基づく登録など、所定の規制を受けるという理解でよいか。」との質問に対して、平成 20 年 6 月 3 日に「国内において外国銀行が業として行う貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸付けのうち同項各号に掲げるもの以外のもので、外国銀行の業務の代理又は媒介に係る貸金業法の特例の規定(本法案による改正後の銀行法第 52 条の 2 の 4 等)の適用を受けないものは、同項に規定する貸金業に該当し、貸金業法の適用を受けることとなる。」との政府答弁が出されているが、貸金業登録をしている貸金業者(貸金業登録をしている金融商品取引業者を含む。)は、銀行ではないので外国銀行代理業務の特例の適用を受けることができず、親会社や兄弟会社が外国銀行の国内での資金の貸付けの媒介をしても、当該外国銀行は、銀行法第 52 条の 2 の 4 の貸金業の特例の適用を受けることができない結果、貸金業法違反の共犯、または、業務の運営上不適切な行為を行ったものとして、貸金業法第 24 条の 6 の 3 の業務改善命令の対象となり得るという理解でよいか。かかる解釈は、本改正の施行前になされた貸付けについても同じか。</p>
<p>10</p> <p>非居住者である外国銀行又は外国において金銭の貸付けを業として営む者が、わが国の居住者を相手方として金銭の貸付けを行う場合、たんに借入人が国内にある者であることのみをもって当該行為が「国内において」業として行うに該当するものではないことを確認したい。</p> <p>この点、金商法における外国証券業者(同法 58 条)に対する規制においては、外国証券業者が国内にある者を相手方として同法第 28 条第 8 項各号に掲げる行為を行う場合であっても、単に国内にあるものを相手方としてかかる行為を行うのみでは「金融商品取引業」(同法第 2 条第 8 項)に該当しないことを前提として、あえて(同法第 29 条に加えて)同法第 58 条の 2 を設けてこのような国内にある者を相手方とする規定がないことから、単に借入人が国内にある者であることのみをもって同法による規制の対象となるものではないと考えられる。</p>	<p>う者で、外国銀行の業務の代理又は媒介に係る貸金業法の特例の規定(銀行法第 52 条の 2 の 4)の適用を受けない者は、貸金業法の適用を受けることとなります。当該金銭の貸借の媒介を業として行う者は、貸金業法第 3 条の登録が必要であるとともに、無登録で貸金業を営む者の委託を受けて金銭の貸借の媒介を業として行った場合には、本改正の施行前も含め、同法第 24 条の 6 の 3 (業務改善命令)等の処分の対象となり得るものと考えられます。</p> <p>貸金業法において「業として行う」とは、反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されているものと考えられます。また、「国内において」行っているか否かは実態に即して判断されるものと考えられます。</p>
<p>11</p> <p>法令解釈に係る照会手続で公表されている貸金業法に関する照会・回答(平成 13 年 9 月 3 日照会/同年 10 月 28 日回答・平成 18 年 7 月 10 日照会/同年 7 月 21 日回答・平成 20 年 5 月 28 日照会/同年 6 月 26 日回答)によれば、議決権 50% 超の保有関係にある親子会社間の貸付は貸金業に該当しないが、兄弟会社間の貸付は貸金業に該当するとされている。</p> <p>したがって、外国銀行が、(直接・間接の)親子関係に</p>	<p>国内において外国銀行が、親子関係にある国内の会社に対して貸し付けることは、個別に判断されることとなりますが、特段の事情がない限り貸金業法の適用はないものと考えられます。</p> <p>国内において外国銀行と親子関係にある国内の会社が、当該外国銀行の金銭の貸借の媒介を業として行うことは、貸金業法が適用されるものと考えられます。</p> <p>国内において外国銀行が、兄弟関係にある国内の会</p>

	<p>ある国内の会社に対して貸し付ける場合は、貸金業に該当しないという理解でよいか。この場合、国内の証券会社(第一種金融商品取引業・有価証券関連業を行う金融商品取引業者)がこれを媒介することは、金融商品取引法第35条第2項第3号の「その他... 金銭の貸借の媒介」に該当するものとして、当該証券会社が届出をすれば認められるという理解でよいか。これに対して、外国銀行が、兄弟関係にある国内の会社に貸し付ける場合は、貸金業に該当するという理解でよいか。</p>
<p>12</p>	<p>国内金融機関による貸し渋りが問題化している中、海外の金融機関(外国銀行、外国において金銭の貸付を業として営む者等)が資金難に陥った上場会社等に対する融資を検討する場合もあり得るが、非居住者が行う国内にある者に対する貸付けが全て「貸金業」に該当すると解すると、国内に営業所・事務所のない非居住者による貸金業登録が制度上予定されていない現行貸金業法においては、かかる海外の金融機関等による貸付けが過度に制限されることにもなりうる。かかる現在の経済状況と、海外金融機関による居住者への資金提供に対する規制との関係について貴庁の見解如何。</p>
<p>13</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。</p>
	<p>①銀行法施行規則第13条に規定する業務範囲を変更するものではありません。 ②銀行法第10条第2項柱書に規定する「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2(3)又は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2(3)を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 ③銀行の業務範囲規制については、銀行の経営の健全性を確保する観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨や決済機能を有するその公共的性格から、セーフティネット(預金保険制度)が存在することも考慮して、検討していくことが必要であると考えられます。</p>

	金融機関による貸し渋り等が問題化しており、また金融関係法令の改正等による「官製不況」が指摘されている中、銀行に許容されるべき金融仲介機能の範囲と業務範囲規制との関係について貴庁の見解如何。	
14	外国銀行代理業を通じて開設された海外口座に関わる税務申告は、あくまで顧客の義務であり、外国銀行代理業を営む在日外国銀行拠点には申告義務は生じないものと理解してよいか。	税務申告については税当局にご確認願います。
15	本邦居住者が外国銀行に預けた預金の利子については、一定の条件を満たす場合には本邦での税務申告は免除されるものと理解している。(国税庁に照会したところそのような回答であった。)海外に拠点を有する外資系銀行やメガバンクが、国内銀行向け預金と外国銀行向け預金の税務上の取り扱いの差異をセールスポイントとして、外国銀行代理業務を利用して、利子課税のない、又は本邦対比軽税率の国に所在する海外グループ銀行の預金へと本邦顧客の資金を誘導することが懸念される。この場合、地銀等のように海外に拠点を持たない銀行は、海外に拠点を有する銀行に比し、預金獲得において著しく不利な競争条件にさらされる懸念があるが、上記のような税務上の取扱いに関して、貴庁として今後税務当局と何らかの調整を行う予定はあるか。	法令の枠組みの中で銀行がどのような事業展開を行うかは各行の経営判断によるものと考えます。
No.	●金融等デリバティブ取引〔法第10条第2項第14号〕	
	▼商品デリバティブ取引〔法第10条第2項第14号〕	
1	「商品デリバティブ取引」自体は、商品投資に係る事業の規制に関する法律における「商品投資顧問業」に該当しない、また、「商品デリバティブ取引」自体は、商品取引所法上の「商品取引受託事務」に該当しないとの理解でよいか。	個別具体的な事例によって判断されることが必要ですが、たとえ商品デリバティブ取引の一環として行われた場合であっても、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第3項に規定する営業を行う場合には商品投資顧問業に該当し、商品取引所法第2条第17項に規定する営業を行う場合には商品取引受託業務に該当します。
2	「商品デリバティブ取引」について、上記〈ご質問1〉の他にその取引を規制する業法等の規制はないと考えるが、そのような理解でよいか。	銀行法施行規則第13条の2の3第1号の規定は、他の法令の規定の適用を排除するものではないと考えられます。
3	「商品及びその対価の授受を約する売買取引」として、一部解禁される現物決済を伴う商品デリバティブ取引には、取引所取引とOTC取引、業者間取引と対顧客取引等、取引態様による制約が設けられない事を確認したい。	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号に規定する商品デリバティブ取引について、銀行法上は取引所取引でなければならない等の特段の制約は設けられていませんが、当該取引に関する他の法律の適用を排除する趣旨ではありません。
4	「商品を決済の終了後に保有することとしない」ための手段として、取引所取引における反対取引とオフセット申請や、OTC取引における合意解約等、当該売買取引のポジションを解消する各種方法に加えて、商品に対する権利を移転する契約の締結や現物取引等、その他の方法であって商品の保有が回避される場合は認められることを確認したい。	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号口(1)に規定する「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと」とは、結果的に決済の終了後に商品を保有しつづければよく、その手段には制限はありません。
5	銀行が商品取引所において商品デリバティブ取引(商品取引所法第2条第8項第1号に規定されている現物先物取引の場合。)を行う場合、取引を行った時点で	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号口(1)に規定する「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと」とは、結果的に決済の終

	は、あらかじめ、いつ転売又は買戻しを行うかは定まっていなくても、結果的に差金決済が行われれば銀行法に抵触しないと考えてよいか。	了後に商品を保有しつづけなければよく、その手段には制約はありません。
6	銀行が商品取引所法に基づいて商品取引清算機関の清算参加者となって、商品清算取引を行う場合、清算の委託を受けた者が破綻等をしたことから当該者に対する債権を回収するために、当該者に引き渡す予定であった商品を遅滞なく換価処分する間に限り当該商品を保有することは、銀行法に抵触しないと考えてよいか。この場合、換価処分を商品先物取引で売建玉することで行う場合はどうか。 なお、商品市場で売建玉をした場合、その時点で売却価格は確定し、かつ決済の相手方は商品取引所法に規定されている商品取引清算機関であることから、価格変動リスク及び債務不履行リスクはないものと考えられる。	いかなる理由であろうとも「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有する」とこととなった場合は、銀行の業務範囲違反に該当するものと考えられます。
7	多くの商品先物取引では、現物の商品によってではなく、倉荷証券によって受渡決済が行われています。受渡決済後に現物の商品ではなく倉荷証券を保有することは、銀行法に抵触しないと考えてよいか。	倉荷証券によって受渡決済が行われても、銀行がその対象となる商品を商品デリバティブ取引の決済の終了後に保有することとなる場合は、銀行の業務範囲違反となるものと考えられます。
8	銀行が商品取引所法に基づいて商品取引員(商品取引所法第2条第18項に規定)の許可を得た上で、商品取引所において商品デリバティブ取引(商品取引法第2条第8項第1号に規定されている現物先物取引の場合。)の委託取引を行う場合、受渡決済で商品を現受けしたとしても、当該商品はすぐに当該委託者に引き渡されることから銀行法に抵触しないと考えてよいか。	銀行法第10条第2項第15号に規定する金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理に該当する業務であれば、銀行法上、銀行は営むことができます。
9	また、現渡しの場合も、委託者が銀行へ引き渡した商品は、すぐに受渡決済に供されることから、銀行法上の抵触はないと考えてよいか。なお、受渡決済を円滑に行うために、商品取引員である銀行のもとに商品が受渡決済前の数日間滞留することがある制度となっている。	銀行法第10条第2項第15号に規定する金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理に該当する業務であれば、銀行法上、銀行は営むことができます。ただし、この場合であっても、銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号口に掲げるような商品の取扱いに伴う固有のリスクが遮断されていることが前提と考えられます。
10	銀行が商品取引所法に基づいて商品取引清算機関(商品取引所法第2条第13項に規定)の清算参加者となって、商品取引所法第2条第15項に規定されている商品清算取引を行う場合、受渡決済で商品を現受けしたとしても、当該商品はすぐに当該清算を委託した者に引き渡されることから、銀行法に抵触しないと考えてよいか。	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号口に規定する商品の現物の取り扱いに伴う固有のリスクが遮断されているのであれば、抵触しないものと考えられます。
11	また、現渡しの場合も、清算を委託した者が銀行へ引き渡した商品は、すぐに受渡決済に供されることから、銀行法に抵触しないと考えてよいか。 なお、受渡決済を円滑に行うために、清算参加者である銀行のもとに商品が受渡決済前の数日間滞留することがある制度となっている。	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第1号口に規定する商品の現物の取り扱いに伴う固有のリスクが遮断されているのであれば、抵触しないものと考えられます。
12	銀行が商品デリバティブ取引(商品取引所法第2条第8項第1号に規定されている現物先物取引の場合。)において、商品を現受けした場合、例えば、銀行の兄弟	銀行法第52条の23の2第3項の認可を受けた同条第1項に規定する持株特定子会社であれば商品の売買を営むことは可能である。また、銀行法施行規則第

	<p>会社などに商品の現物を引き取らせることで実質的に差金決済を担保すれば、銀行法に抵触しないと考えてよいか。</p> <p>この場合、受渡決済を行う前に、兄弟会社への引渡しに係る契約等が整っている必要があるものなのか。また、受渡決済後に引渡しの契約等を整えても良い場合、受渡決済を行った時点から兄弟会社などに商品の現物を引き取らせるまでの許容されるのはどの程度の期間か。</p>	<p>13条の2の3第1項第1号口(1)に規定する「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと」とは、結果的に決済の終了後に商品を保有しつづけなければよく、その手段には制限はありませんが、この場合において、受渡決済を行った時点から持株特定子会社などに商品の現物を引き取らせるまでの許容される期間はありません。</p>
13	<p>銀行が商品デリバティブ取引(商品取引所法第2条第8項第1号に規定されている現物先物取引の場合。)において、商品を現受けした場合、商品市場で売建玉をしていることを条件に、当該売建玉の受渡決済日まで銀行が当該商品を保有することは、銀行法に抵触しないと考えてよいか。</p> <p>商品市場で売建玉をした場合、その時点で売却価格は確定し、かつ決済の相手方は商品取引所法に規定されている商品取引清算機関であることから、価格変動リスク及び債務不履行リスクはない。</p>	<p>商品市場で売建玉をしていることを条件に、当該売建玉の受渡決済日まで銀行が当該商品を保有することは認められません。</p>
14	<p>銀行が商品取引所法に基づいて商品取引員の許可を得た上で、商品取引所において商品デリバティブ取引の委託取引を行う場合、当該委託者が破綻等をしたことから当該委託者に対する債権を回収するために、当該委託者に引き渡す予定であった商品を遅滞なく換価処分する間に限り当該商品を保有することは、銀行法に抵触しないと考えてよいか。この場合、商品市場で売建玉することで換価処分を行う場合はどうか。なお、商品市場で売建玉をした場合、その時点で売却価格は確定し、かつ決済の相手方は商品取引所法に規定されている商品取引清算機関であることから価格変動リスク及び債務不履行リスクはないものと考えられる。</p>	<p>いかなる理由であろうとも「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有する」とこととなった場合は、銀行の業務範囲規制違反に該当するものと考えられます。</p>
15	<p>いわゆる商品デリバティブ取引(金商法第35条第2項第1号、2号)については、平成19年9月30日に施行された証券取引法の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)等により、差金決済に限るものであるか現物決済を許容するものであるかにかかわらず、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の届出業務(同項)の範囲に含まれる限り、すべて証券専門会社(銀行法第16条の2第1項第3号)の業務範囲に含まれることとなったが、今回の改正により一定の現物決済によるものが禁止されることとなっている。このように規制緩和をしてからわずか1年強の間に再度規制強化を行う理由如何。</p>	<p>今回の銀行法施行令、銀行法施行規則の改正は、部分的には規制強化となっているが、規制の整合性を確保し、全体として規制緩和を推進する観点から見直しを行ったものです。</p>
16	<p>今回の改正により一定の現物決済によるものが禁止されることとなっている。現物決済型商品デリバティブ取引を行っている証券専門会社を子会社としている銀行がある場合、現物決済型商品デリバティブ取引を中止させるか、当該証券専門会社の議決権を処分する必要が生じる。このような措置を今回の改正府令の公布後施行までのわずかな期間に行うことは必ずしも容易</p>	<p>今回の意見公募手続において、現物決済型商品デリバティブ取引の経過措置を要請する意見はありませんでした。仮に改正前の法令に基づき、既に行われた取引については問題はないものと考えます。</p>

	ではないため、一定の経過措置が必要ではないか。	
17	銀行の「特定子法人等」及び「特定関連法人等」(主要行等向け監督指針Ⅴ-3-3-1(3))についても、現物決済型商品デリバティブ取引については、主要行等向け監督指針Ⅴ-3-3-1(3)①又は中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-7-1(3)①の規定により、営むことができないとの理解でよいか。ただし、銀行の「子会社」・「特定子会社」(主要行等向け監督指針Ⅴ-3-3(注1))に該当しない「特定子法人等」及び「特定関連法人等」の業務範囲を規制するこれらの監督指針の各規定は、銀行法第16条の2及び第16条の3に規定されているもの以上の義務を銀行に課そうとするものであるが、法令上の根拠がないため、法的拘束力を有さず、銀行の「特定子法人等」及び「特定関連法人等」が現物決済型商品デリバティブ取引を営んでいる場合であっても、そのことのみをもって直ちに法令違反(銀行法第27条参照)とされるものではないとの理解でよいか。	銀行法施行規則第13条の2の3第1号に規定する商品デリバティブ取引に該当しないいわゆる現物決済型商品デリバティブ取引は、銀行の「特定子法人等」及び「特定関連法人等」が行うことはできないものと考えられます。
18	銀行法施行規則案第13条の2の3第1号に規定される「商品デリバティブ取引」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条の特定取引にあげられていないため(委託を受けるわけではないので同法施行令第8条第1項第1号ヨにはあたらないものと思われる。)、 「商品デリバティブ取引」は、犯収法上の特定事業者が本人確認をおこなう必要はない取引という理解でよいか。	犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項に規定する銀行等の特定事業者が商品デリバティブ取引を業として行う場合に、取引の内容がその態様に照らして同法施行令第8条の特定取引のいずれかに該当するときは、顧客等の本人確認を行う必要があります。
19	銀行法施行規則案第13条の2の3第1号に規定される「商品デリバティブ取引」を、銀行が行う場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条第1項の特定業務に係る取引に該当するとして、取引記録(犯収法第7条第3項)が必要になるのか。	犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項に規定する銀行等の特定事業者が商品デリバティブ取引を業として行う場合には、同法第7条、同法施行令第13条、同法施行規則第12条に基づき、当該業務に係る取引について取引記録等を作成・保存する必要があります。
▼算定割当量デリバティブ取引〔法第10条第2項第14号〕		
20	金商業府令第68条第17号イと条文を比較すると、銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号口について、取引の結果として排出量の現物を取得する排出量スワップ取引は行えないかのように規定されているように解されるかがいかがか。 また、金商業府令第68条第17号口と比較しても、銀行法施行規則第13条の2の3第3号は銀行法第11条第4号(銀行法施行規則第13条の2の4)には掛からないことから、銀行は排出量売買取引及び取引の結果として排出量の現物を取得する排出量スワップ取引を対象とするオプション取引は出来ないと解されるかがいかがか。 これらについて、改正の本旨からして、銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号は金商業府令第68条第17号と同じ条文としてフィジカルセトルに制限をなくすこと、又、同第3号は銀行法第11条第4号(銀行法施行規則第13条の2の4)にも掛かるように改正し、オプション	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号口の規定は、デリバティブ取引(スワップ取引等)の結果として算定割当量を取得したとしても、保有し続けられない場合については、実質的にはイに規定する差金の授受によって決済されるものと同様と考えられることから、銀行の付随業務として整理したものです。 一方、算定割当量の取得、譲渡は、基本的には銀行の付随業務には該当しないものと整理した上で、銀行の業務としては認め得ると考えることから、銀行法第11条第4号及び銀行法施行規則第13条の2の4において算定割当量(現物)の取得、譲渡又はその媒介、取次ぎ、代理を規定したものです。 なお、概念上、デリバティブ取引の結果として算定割当量を保有することは、算定割当量の取得の一形態であるとの理解により、銀行法第11条第4号及び銀行法施行規則第13条の2の4に規定する算定割当量の取得については、デリバティブ取引の結果として取得し、

	の対象取引を現物取引及び(同第2号の改正案の修文と併せ)フィジカルセトルに制限のないスワップ取引を加えるべきと考えるがいかがか。	それを保有し続ける場合も含まれるものと考えられます。
21	銀行法施行規則案第13条の2の3第1項第2号ロに「当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの」とあるが、算定割当量を決済の終了後に保有する場合(当初より保有が予定されている場合およびデリバティブ取引締結後に保有することとなった場合を含む)は、銀行法施行規則案第13条の2の3第1項第2号ではなく、第13条の2の4を根拠とするとの理解でよいか。	算定割当量のデリバティブ取引であって、あらかじめ決済の終了後に算定割当量の保有を予定しているもの及び決済の結果として算定割当量を保有することとなったものについては、ご理解のとおり銀行法施行規則第13条の2の4に規定する業務に該当します。
22	第13条の2の3第2項第2号本文の「(次に掲げる取引に限る。)」並びにイ及びロを削除していただきたい。	本号において限定をしている趣旨は、銀行が付随業務として行いうる算定割当量に係るデリバティブ取引の範囲を画するためです。 なお、この範囲を超える算定割当量取引についても、銀行法第11条第4号の規定に基づく業務として行うことが可能です。
23	銀行法施行規則第13条の2の3第1項第2号の「その他これに類似するもの」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」(平成20年10月21日地球温暖化対策推進本部決定)に基づき取引される排出枠及び国内クレジットについては「その他これに類似するもの」に該当すると考えてよいか。	「その他これに類似するもの」に該当するか否かについては、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断される必要がありますが、この限りにおいて、法令(外国の法令、米国州法を含む。)に基づく排出枠やクレジットについては該当するものと考えられます。 また、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施について」に基づき取引される排出枠及び国内クレジットについては該当するものと考えられます。
24	いわゆるVER(Verified Emission Reduction)について「その他これに類似するもの」に含まれると解することは可能か。 また、広義のVERとされる場合もあるグリーン電力証書についてはどうか。	いわゆるVERのうち環境省が実施している自主参加型国内排出量取引制度で取引される排出枠については「その他これに類似するもの」に該当するものと考えられます。 これ以外のVERについては、現在環境省が進めているVERの認証基準に係る検討の成果等を踏まえ、個別具体的に判断されるべきものと考えられます。
▼算定割当量の会計処理		
25	現在、算定割当量は、金融商品会計基準上の金融資産には該当せず、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱」に基づき、「棚卸資産」として会計処理することとなっている。 また、証券業にあつては、証券業統一経理基準に基づき、「その他商品勘定」として会計処理されている。 今般、銀行法施行規則上、算定割当量の取得又は譲渡が特定取引(時価会計)として位置づけられているが、会計処理については、各社が、会計士等との協議により、決めることができるという理解でよいか。	銀行法施行規則は算定割当量の会計上の取扱いをなんら拘束するものではありません。 なお、銀行法施行規則第13条の6の3第2項第16号の趣旨は同号に規定する特定取引に該当する場合について、同条第1項に規定する特定取引勘定で経理することを定めたものであり、算定割当量をすべて特定取引勘定で経理することを義務付けるものではありません。
26	算定割当量を特定取引として取扱う場合の会計処理については、各社にて会計士等と協議により決めればよいという理解でよいか確認したい。	銀行法施行規則は算定割当量の会計上の取扱いをなんら拘束するものではありません。 なお、銀行法施行規則第13条の6の3第2項第16号の趣旨は同号に規定する特定取引に該当する場合について、同条第1項に規定する特定取引勘定で経理することを定めたものであり、算定割当量をすべて特定

		取引勘定で経理することを義務付けるものではありません。
	▼その他	
27	銀行法施行規則案第13条の2の3第1項第2号に算定割当量に関する取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条第1項の特定業務に係る取引に該当するとして、取引の記録(同法第7条第1項)が必要になるのか。	銀行は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項の特定事業者に該当し、銀行法施行規則第13条の2の3第2号に掲げる取引を行うことは同法第4条第1項の特定業務に該当します。このため、同法第7条第1項の取引の記録を作成する必要があります。
28	銀行法施行規則案第13条の2の3第1項第2号の算定割当量に関する取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条の特定取引にあげられていないため、算定割当量に関する取引は、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の特定事業者が本人確認をおこなう必要がない取引という理解でよいのか。	銀行は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項の特定事業者に該当し、銀行法施行規則第13条の2の3第2号に掲げる取引を行うことは同法第4条第1項の特定業務に該当します。このため、当該取引が同項の特定取引に該当する場合は、同項の本人確認を行う必要があります。
No.	●経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社等〔法第16条の2第1項、第16条の3第7項〕	
1	「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」に、「民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社」や「会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社」が含まれることとされているが、これらの会社を吸収合併する存続会社、これらの会社と新設合併後の新設会社、これらの会社から吸収分割を受ける承継会社、および、これらの会社から事業を譲り受ける会社もかかる会社に含まれるのか。	「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」に、「民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社」や「会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社」を吸収合併する存続会社やこれらの会社と新設合併後の新設会社、これらの会社から吸収分割を受ける承継会社、および、これらの会社から事業を譲り受ける会社は該当しないものと考えられます。
2	銀行等(VC子会社を含む)に対する議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の例外扱いとなっているベンチャービジネス(VB)会社の定義を、以下のように緩和してほしい。 ・中小企業者の「資本金要件」を撤廃する(「従業員数要件は残す」) ・銀行法上の子会社がGPとなっている投資事業有責組合で株式取得する場合、取得後に設立10年を迎えても、当該組合の期日までは引続き例外扱いとする	銀行に対する他業禁止、子会社業務範囲規制及び議決権保有制限規制の趣旨から制限しているものであり、ご要望については貴重なご意見として承ります。
3	議決権保有制限の例外の対象となる産活法の認定を受けている会社について、「事業再構築計画」だけでなく、「経営資源再活用計画」等の他類型も含めてほしい。	ご指摘を踏まえ、産業活力再生特別措置法に規定する経営資源再活用計画等も含めるように修正します(銀行法施行規則第17条の2第5項第5号)。
4	非上場企業だけでなく、上場企業も対象に含めてほしい。	銀行に対する他業禁止、子会社業務範囲規制及び議決権保有制限規制の趣旨から制限しているものであり、ご要望については貴重な意見として承ります。
5	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年10月1日施行)の認定を受けている会社も議決権保有制限の例外に加えてほしい。	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律は、代表者の死亡等に起因する経営の承継の支援措置を講ずるものであり、今回の改正の趣旨とは異なることから例外とはしていません。
6	「事業再生を行う会社」は、海外企業に関して適用されるのか、あるいは国内企業に限定されるのか。	地域密着型金融の一層の推進等という改正の趣旨からは、基本的に海外企業は想定されていないものと考えられます。
7	「相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善され	銀行法施行規則第17条の2第5項第3号から第7号

	ることが見込まれる者に限る」とされていることに関し、「相当の期間」とは。どの程度の期間を想定しているのか。	までに掲げる措置を踏まえ、概ね3年から5年程度を想定しています。
8	「他の債権に後れることとする措置」とは、対象会社の全ての債権に対する絶対劣後ではなく、一部の債権に対する相対劣後が実現していればよいとの理解でよいか。	「他の債権に後れることとする措置」とは、全ての債権に対して劣後するとの趣旨であると解しています。
9	「当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。」のはなぜか。	計画の実効性を確保する観点から、銀行法施行規則第17条の2第5項第3号から第7号までに掲げる認可等の決定の取消しができることを踏まえたものです。
10	やむを得ない事情により「当該会社の財務指標が当該特定金融機関及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回り、当該会社が期限の利益を喪失した場合」に保有株式の処分対応はどうすればよいか。	議決権保有制限規制に抵触している状況となるため、速やかに議決権を基準議決権数以下にする必要があります。
11	銀行法施行規則第17条の2第5項第3号から第7号については承認・認定・もしくは決定といった客観的な判断基準が明確であるが、「合理的な経営改善のための計画を実施している会社」イ、ロについては幅広い検討が可能である一方、客観的判断が難しいと考えられる。ガイドライン等は示されるのか。	「合理的な経営改善のための計画を実施している会社」の判断については、一律に定めることは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
12	「特定金融機関等」の範囲に属性の優良な貸金業者（ノンバンク社債法上のノンバンク、証券会社、サービサー、サービサーに委託を行っている会社（SPVを想定）、およびこれらの運用ファンドを想定）を含めていただきたい。	「特定金融機関等」の範囲については、銀行法等において、財務の状況の健全性が厳格に求められている銀行等とその子会社に限定したものです。
13	銀行等（子会社を含む。以下同じ）が自ら保有する債権につき同号に定める債権放棄等の措置を実施した場合も、同号に基づき、銀行法が規定する議決権保有制限の例外措置の対象になるとの理解でよいか。また、もし仮に、上記場合が上記例外措置の対象にならないのであれば、対象となるように変更してほしい。	銀行法施行規則第17条の2第5項第8号に規定する「特定金融機関等」が自ら保有する債権につき同号に掲げる措置を実施した場合も対象となるものと考えられます。
14	自らの債権を対象に、債権放棄・DES・DDSを行った場合も、本号の適用が受けられるとの理解でよいか。	銀行法施行規則第17条の2第5項第8号は、自らの債権を対象に、債権放棄・DES・DDSを行った場合も含まれるものと考えられます。
15	「相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれる者に限る」とされていることに関し、「経営の状況が改善されることが見込まれる」とは、どの程度の改善を想定しているのか。 併せて、監督指針等に判定基準等を明記する必要があるのか、確認させていただきたい。	一律の数値基準を想定しているものではなく、特定金融機関等が銀行法施行規則第17条の2第5項第8号に掲げる措置を講じることについての合理性が認められる程度のものを想定しています。 「相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれる者」の判断については、一律に定めることは困難であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
16	「合理的な経営改善のための計画」が実施されれば、議決権取得時点において債務免除等が未実施であってもよいとの理解でよいか（債務免除が将来の一定時期に予定されている前提）。	銀行法施行規則第17条の2第5項第8号に掲げる措置を実施することが盛り込まれている「合理的な経営改善のための計画」を実施している会社であればよく、必ずしも議決権の保有の際に当該措置が実施されている必要はないものと考えられます。なお、当該計画に盛り込まれている当該措置が計画内に講じられなかった場合は、議決権保有制限規制に抵触しているものと考え

		られます。
17	銀行法施行規則案の第 17 条の2第5項第5号以下において、いわゆる「事業再生を行う会社」が加わっているため、第 17 条の2第7項に定義する「新規事業分野開拓会社」という用語を、例えば「新規事業分野開拓会社等」と変更すべきではないか。	ご意見を踏まえ規定を修正いたします(銀行法施行規則第 17 条の2第7項、第 17 条の6第1項第9号、第 34 条の 16 第6項、第 34 条の 20 第 1 項第9号)。
18	また、同項によればベンチャービジネス会社の株式については取得後 10 年での処分が必要とされているが、銀行本体が DES により取得した株式については経営改善計画終了後まで保有することが認められている(主要行向けの総合的な監督指針 V-3-4(2)など)。したがって、ベンチャーキャピタル会社による事業再生会社の株式保有についても、経営改善計画の終了まで認めてほしい。	銀行法施行規則第 17 条の2第7項の規定に基づき同条第5項第8号に規定する場合も、取得後 10 年間の保有が認められています。
19	「専ら営む」の意義・判断基準をご教示いただきたい。具体的には、同項に定める会社(銀行法第 16 条の2第1項第 12 号にいう「特定子会社」)は、「銀行法第 17 条の3第2項第 12 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」以外の業務をどの程度まで実施することが許されるのかご教示いただきたい。 また、仮に、「特定子会社」に該当するというためには、「銀行法第 17 条の3第2項第 12 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」以外の業務を殆ど実施できないというのであれば、「専ら営む」を「重要な業務の一つとして営む」等に改正する等してほしい。	銀行法施行規則第 17 条の2第8項に規定する「専ら営む」とは、同項に規定する「次条第2項第 12 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」以外の業務は一切営まないという趣旨です。 また、当該規定は銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲及び銀行等による議決権の取得制限の特例に係るものであり、現行の業務範囲の拡大は困難と考えます。
20	銀行法施行規則案第 17 条の2第5項各号に規定される会社を子会社とできる会社は、銀行法により「特定子会社」のみとされており、「特定子会社」は、同法施行規則 17 条の2第8項において「同 17 条の3第2項 12 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社」と規定されている。上記業務を複数の重要な業務の一つとして行っている投資会社は「特定子会社」には含まれないことになるため、同法施行規則 17 条の2第8項の該当箇所を「同 17 条の3第2項 12 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を主として営む会社」と改正してほしい。	銀行に対する他業禁止、子会社業務範囲規制及び議決権保有制限規制の趣旨から制限しているものであり、ご要望については貴重なご意見として承ります。
No.	●特例子会社対象業務[法第 52 条の 23 の 2]	
1	銀行持株会社が認可を取得することにより、銀行の兄弟会社は商品現物取引を行うことが可能となるが、「銀行持株会社の関連会社(銀行と兄弟関係にある関連会社)」についても商品現物取引が可能となるとの理解でよいか。	銀行法施行規則第 34 条の 19 の4第2項に規定する基準に適合し、かつ、銀行法第 52 条の 23 の2及び銀行法施行規則第 34 条の 19 の5に規定する要件を満たすことを前提に、銀行持株会社の関連会社(銀行の関連会社を除く。)が銀行法施行規則第 34 条の 19 の3に規定する商品の売買を行うことは可能と考えられます。
No.	●イスラム金融[法第 16 条の2第2項第2号]	
1	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2に規定する業務は、いわゆるイスラム金融を指すとの理解でよいか。 また、イスラム教以外の宗教の規律に基づく類似の業務があった場合、同号の業務に含まれ得るのか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の業務としては、いわゆるイスラム金融のうち売買やファイナンス・リース等、金銭の貸付けと異なる契約形態を取りながら、これと同視できる効果を生じさせるものを想定しています。 イスラム教以外の宗教の規律に基づく類似の業務に

		係る本号の適用については、取引の規模、地域的な広がり等の観点から、慎重に検討されるべきものと考えられます。
2	銀行法施行規則案第17条の3第2項2号の2に規定される業務いわゆるイスラム金融については、同号によれば、金銭の貸付けではないという定義になっているが、当該業務を業として行う場合、貸金業法上の貸金業者の登録は必要となるのか。	銀行の子会社・兄弟会社が銀行法施行規則第17条の3第2号の2の業務として行う取引が貸金業法第2条第1項に規定する「貸付け」(「金銭の貸付け」より広い概念となります。)に該当する場合、国内においてこれを業として行うときは貸金業の登録が必要となります。
▼金銭の貸付けと同視すべきもの		
3	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務を行う銀行の子会社・兄弟会社は貸金業法上の貸金業者として同法の適用を受けるのか。	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務として行われる取引が貸金業法第2条第1項に規定する「貸付け」(「金銭の貸付け」より広い概念となります。)に該当する場合は、国内においてこれを業として行う銀行の子会社・兄弟会社は貸金業の登録が必要となります。
4	「金銭の貸付けと同視すべきもの」として、リース取引(ファイナンス・リース及びオペレーティング・リース)の形態を取るものは含まれるとの理解でよいか。	ファイナンス・リースの形態を取るものについては、特段の事情がない限り、「金銭の貸付けと同視すべきもの」と解される一方、オペレーティング・リースについては、通常、そのようには解されないと考えられます。
5	「イジャーラ」はリースに類似した取引とされているが、本号に依拠して取引を行う場合、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号のリース収入に関する制限の適用は、同号の潜脱にあたらない限りにおいて、ないとの理解でよいか。	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務として行われる取引がリースの契約形態をとる場合であっても、銀行法施行規則においては別種の取引と観念されるため、同項第11号の規定の適用を受けることはありません。
6	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の「金銭の貸付け以外の取引」として、「ムラーバハ」、「イジャーラ」、「イステスナ」等を行った結果、銀行の子会社・兄弟会社が商品や不動産を所有することになることも考えられるが、同号の業務として行われる場合、当然に許容されるものと理解してよいか。	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務によって、銀行の子会社・兄弟会社が商品や不動産を保有することについては、当該業務が金銭の貸付けと同視できる範囲において許容されるべきものと考えられます。
7	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2はいわゆるイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべき」一部の取引を行うことができることを定めたものに過ぎず、それ以外の取引を同号以外の規定を根拠に行うことは妨げられないと理解してよいか。	ある取引が「金銭の貸付けと同視すべきもの」とされ、銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務として行われる取引であると認められるかどうかは個別具体的に判断されることにはなりますが、一般に出資の形態をとるもの、有価証券の引受けの形態をとるもの及びこれらに類似する取引の形態をとるものは同号には該当しないものと考えられます。 これらの取引が銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲に含まれるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることにはなります。
8	金銭の貸付け以外の取引に係る業務とは、具体的には例えば平成20年9月付金融庁総務企画局作成に係る「平成20年金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令案の概要」5ページ記載の「ムラーバハ」や「イジャーラ」を指すものとの理解でよいか。他に具体例として挙げられる取引態様があれば示してほしい。また、上記はあくまで例であって、他の取引態様であっても本号の要件を満たす限りは許容されるとの理解でよいか。	銀行法施行規則第17条の3第2項2号の2の業務としては、いわゆるイスラム金融のうち売買や賃貸等、金銭の貸付けと異なる契約形態を取りながら、これと同視できる効果を生じさせるもの一般を想定しています。 通常、「ムラーバハ」や「イジャーラ」は該当するものと考えられますが、これらに限定する趣旨ではありません。
9	「金銭の貸付けと同視すべきもの」とは、資金需要者	ある業務が銀行法施行規則第17条の3第2項2号

	<p>にとって実質的に与信を受けるのと同様の経済的効果を持つものを意味するとの理解でよいか。また、もしも上記の理解では不正確又は不十分であれば、「金銭の貸付けと同視すべきもの」への該当性の判断に当たって考慮すべき要素として、どのようなものがあるかを示してほしい。</p>	<p>の2の「金銭の貸付けと同視すべきもの」に該当するかどうかは個別具体的に判断されることとなりますが、一般に出資の形態をとるもの、有価証券の引受けの形態をとるもの及びこれらに類似する形態をとるものは同号には該当しないものと考えられます。</p> <p>これらの業務が銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲に含まれるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることとなります。</p>
10	<p>「金銭の貸付けと同視すべきもの」が解禁の対象と理解されるが、「政令案・内閣府令案の概要」の P5の「銀行等の業務範囲の拡大②」に融資の代替として例示されているものは「ムラーバハ」、「イジャーラ」の2例のみである。「ムラーバハ」の変形である「イステスナ」、また、事業への投資の色彩が濃い「ムダーラバ」や「ムシャラカ」は含まれるのか。</p> <p>「ムシャラカ」をベースとするスクークの発行の拡大が見込まれているため確認したい。</p>	<p>ある取引が「金銭の貸付けと同視すべきもの」とされ、銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の業務として行われる取引であると認められるかどうかは個別具体的に判断されることとなりますが、通常、出資に類似した形態をとる取引は該当しないものと考えられます。</p> <p>出資に類似した形態をとる取引が、同号以外の業務として行われる取引として銀行の子会社・兄弟会社に認められるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることとなります。</p>
11	<p>銀行の証券子会社及び当該証券子会社の海外現地法人が注力していきたいビジネスの1つにスクークの引受け、募集、売出しやこれらに関連する業務がある。</p> <p>これらの業務は「金銭の貸付けと同視すべきもの」として今回の改正で銀行の証券子会社等に認められることになったと解してよいか。</p> <p>これらの業務の取扱いについて、銀行系証券会社と非銀行系証券会社に差はあるのか。</p> <p>ちなみに他の非銀行系海外現地法人は既に Sukuk の引受・販売行為を欧州で行っているが、銀行の証券子会社及び当該証券子会社の海外現地法人にも本改正案にて解禁が承認されたと考えてよいか。あるいは既存法の範囲内でも実行可能であったのか。</p>	<p>ある業務が「金銭の貸付けと同視すべきもの」とされ、銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の業務であると認められるかどうかは個別具体的に判断されることとなりますが、通常、有価証券の引受け、募集、売出しやこれらに類似した業務は該当しないものと考えられます。</p> <p>有価証券の引受け、募集、売出しに類似した業務が銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲に含まれるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることとなります。</p> <p>なお、これらの業務の取扱いについて、銀行の子会社・兄弟会社である証券会社とそうでない証券会社に差はないものと考えられます。</p>
12	<p>銀行法施行規則案第 17 条の3第2項第2号の2の業務として、銀行の子会社・兄弟会社に日本国内におけるスクーク(イスラム債)の発行が認められたと解してよいか。</p> <p>外国の発行体によるスクーク発行についてはどうか。</p>	<p>今回の改正においては、金融審議会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成 19 年 12 月 18 日)を踏まえ、銀行の子会社・兄弟会社に対し、「実質的に与信と同視しうる」業務を認めることとしたものです。</p>
13	<p>出資型のスキームである「ムダーラバ」や「ムシャラカ」は銀行法施行規則案第 17 条の3第2項第2号の「金銭の貸付けと同視すべきもの」として銀行の子会社・兄弟会社に認められるのか。そうでない場合、同項第3号で銀行の子会社・兄弟会社に認められる銀行法第 10 条第2項第2号の「有価証券の売買」として取り扱われる余地はあるか。</p>	<p>ある取引が「金銭の貸付けと同視すべきもの」とされ、銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の業務として行われる取引であると認められるかどうかは個別具体的に判断されることとなりますが、通常、出資に類似した形態をとる取引は該当しないものと考えられます。</p> <p>出資に類似した形態をとる取引が、同号以外の業務として行われる取引として銀行の子会社・兄弟会社に認められるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることとなります。</p> <p>いわゆる「ムダーラバ」や「ムシャラカ」による取引が銀行法第 10 条第2項第2号の「有価証券の売買」に該当するかどうかは、当該出資が金商法第2条第1項の有価証券(同法第2条第2項の規定により有価証券とみ</p>

		なされるものを含む。)に該当するかどうかにより判断されることとなります。
14	いわゆるスクーク(イスラム債)については、社債ないし信託受益権あるいは金融商品取引法上のいわゆる集団投資スキーム持分に類するものと捉えることも可能と考えられるが、銀行の子会社・兄弟会社がこれを取得することは銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「金銭の貸付けと同視すべきもの」に該当し、認められると理解してよいか。そうでない場合、同項第3号で銀行の子会社・兄弟会社に認められる銀行法第 10 条第2項第2号の「有価証券の売買」として取り扱われる余地はあるか。	ある取引が「金銭の貸付けと同視すべきもの」とされ、銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の業務として行われる取引であると認められるかどうかは個別具体的に判断されることとなりますが、通常、有価証券の取得に類似した形態をとる取引は該当しないものと考えられます。 有価証券の取得に類似した形態をとる取引が、同号以外の業務として行われる取引として銀行の子会社・兄弟会社に認められるかどうかは、同号以外の規定に照らして判断されることとなります。 いわゆる「スクーク」の取得が銀行法第 10 条第2項第2号の「有価証券の売買」に該当するかどうかは、当該「スクーク」が金融商品取引法第2条第1項の有価証券(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるものを含む。)に該当するかどうかにより判断されることとなります。
15	銀行法施行規則案第 17 条の3第2項第2号の2の判定とは、取引がイスラム法(シャリア)に適合していることにつき、シャリア・ボードの承認を受けることと解してよいか。 そうであるならば、その旨をより明確化するべきではないか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議体」が判定すべきものは、一義的には行おうとする取引が宗教上の規律により禁止される利息の受領を伴う金銭の貸付けに該当しないかどうかになりますが、結果として宗教上の規律全般への適合性も判定されることになるものと考えられます。 趣旨を明確化するため、規定に修正を加えることとします(第 17 条の3第2項第2号の2)。
▼合議体の判定		
16	「宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体」については、イスラム金融を営む銀行の子会社・兄弟会社の内部組織として設置される必要はなく、第三者である外部機関(他の金融機関等)に設置されるものへの委託も許容されるとの理解でよいか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議体」については、必ずしも銀行の子会社・兄弟会社の内部に設置される必要はなく、例えば外部の専門機関に判定を委託することは可能と考えられます。 一方、他の金融機関による判定を同号の判定として取り扱う場合、その妥当性が疎明できるものである必要があります。
17	銀行法施行規則案第 17 条の3第2項第2号の2の「合議体の機関による判定」は、個別案件ごとに必要なものなのか。同種案件であれば改めて判定を取得する必要はないと解することは可能か。	同一スキームの取引について、銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議体による判定」を包括的に受けることは、同号の趣旨を逸脱しない限りにおいて、許容されるものと考えられます。
18	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議体の判定」については、必ずしも銀行の子会社・兄弟会社の側のものである必要はなく、例えば資金調達する側の「合議体の判定」でも構わないと解してよいか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2に該当する取引を行うに際して、資金調達を行う側の「合議体の判定」を同号の「合議体の判定」として取り扱う場合、その妥当性が疎明できるものである必要があります。
19	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の「宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体」については、同号の業務として行われる取引が行われる国・地域、オリジネーター等の取引関係者の属性等を勘案し、銀行の子会社・兄弟会社の判断により組成することができるかと解してよいか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「宗教上の規律」については、国・地域や宗派により差があることが想定されます。 同号の「合議体」の組成については、規定の趣旨(宗教上の規律に反する取引を行ったと批判を受けるリスクの回避)を勘案し、銀行の子会社・兄弟会社において、適切に行われる必要があると考えられます。
20	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2の「合議

	体」の内部手続(招集手続や決議方法など)については、銀行の子会社・兄弟会社又は合議体自身の判断に委ねられているとの理解でよいか。	体」の招集手続や決議方法については、銀行の子会社・兄弟会社又は合議体自身が、同号の趣旨を逸脱しない範囲において定めることを想定しています。
	▼その他	
21	銀行法施行規則案第17条の3第2項2号の2に規定される業務いわゆるイスラム金融を、例えば第一種金融商品取引業者が行う場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律7条1項の特定業務に係る取引に該当するとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条第1項の取引の記録を作成する必要があるのか。	銀行の子会社・兄弟会社が犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項の特定事業者(同項第27号の貸金業者や同項第34号の業務を行う者が想定されますが、これらに限られません。)に該当し、当該子会社・兄弟会社の行う銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2の業務が同法第4条第1項の特定業務に該当する場合は、同法第7条第1項の取引の記録を作成する必要があります。
22	銀行法施行規則案第17条の3第2項2号の2に規定される業務いわゆるイスラム金融については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条の特定取引に列挙されていないため、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の特定事業者であっても本人確認を行う必要はないという理解でよいか。	銀行の子会社・兄弟会社が犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項の特定事業者(同項第27号の貸金業者や同項第34号の業務を行う者が想定されますが、これらに限られません。)に該当し、当該子会社・兄弟会社の行う銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2の業務が同法第4条第1項の特定業務に該当し、当該業務として行う取引が同項の特定取引に該当する場合は、同項の本人確認を行う必要があります。
23	イスラム金融を行う銀行の子会社・兄弟会社が、イスラム金融の方式により他の銀行から資金を調達すること(インターバンク市場における借入れ)が考えられる。 銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2に「金銭の借入れと同視すべきもの」を追加し、これを認めるべきではないか。	今回の改正においては、金融審議会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)を踏まえ、銀行の子会社・兄弟会社に対し、「実質的に与信と同視しうる」業務を認めることとしたものです。
24	イスラム金融を行う銀行の子会社・兄弟会社が、いわゆるムラーバ預金、ムダーラバ預金といったイスラム金融の方式により預金の受入れを行うことが考えられる。 今後の検討課題とならざるを得ないかもしれないが、早急に認めるべきである。	今回の改正においては、金融審議会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)を踏まえ、銀行の子会社・兄弟会社に対し、「実質的に与信と同視しうる」業務を認めることとしたものです。 なお、銀行法施行規則の改正によって銀行の子会社・兄弟会社に国内で預金と同視しうる業務を行うことを認めることは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条第1項との関係において困難であると考えられます。
25	銀行本体に属する人的資源の活用、業務の効率性、リスク管理や資本分配の理由等から、子会社・兄弟会社ではなく、銀行本体にイスラム金融を取扱いを認めることが適当である。 今後の検討課題とならざるを得ないと思われるが、早急に検討されたい。	今回の改正においては、金融審議会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日)を踏まえ、銀行の子会社・兄弟会社に対し、銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2の業務を認めることとしたものです。 なお、同報告においていわゆるイスラム金融が、金銭の貸付け等と同視しうるものの、別のものと整理されていることから、これらの業務を銀行本体に認めることについては、異なる勘定間のリスク遮断等の観点から、諸外国の動向等を踏まえ、さらなる検討が必要なものと考えられます。
26	国内の金融機関によるイスラム金融の取扱いを認めるだけでなく、海外の金融機関が国内の企業にイスラ	今回の改正においては、金融審議会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等

	ム金融による資金供給を行えるよう制度整備を図るべきではないか。	について」(平成 19 年 12 月 18 日)を踏まえ、銀行の子会社・兄弟会社に対し、「実質的に与信と同視しうる」業務を認めることとしたものです。
27	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2に掲げる業務に係る会計上・税務上の取扱いはどうなっているのか。 例えば、ムラーバハの場合、貸付金として取り扱われるのか、売買代金として取り扱われるのか。また、商品の売買が2度発生するが、それぞれに消費税が課税されるのか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号の2はこれに該当する取引の会計上・税務上の取扱いをなんら拘束するものではありません。
28	内閣府令で銀行の子会社・兄弟会社の業務としてイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は手当てされたが、現行の主要行監督指針V-3-3-3-3においては、銀行現法の業務について、「現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するもの」とされている。今回内閣府令でイスラム金融が部分的に解禁されたことに伴い、逆に明文で規定されたもの以外について、監督指針の「容認」のハードルが上がり、海外において銀行現法が行う「金銭の貸付けと同視すべきもの」以外の取引に係る業務(具体的には、金融庁資料(政令案・内閣府令案の概要)で挙げられている「ムラーバハ」、「イジャール」以外のスキームである、「イステスナ」、「ムダーラバ」、「ムシャラカ」など)を制約する方向でないとの理解でよいか。	今回の改正は、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-3-3の解釈を変更するものではありません。
29	銀行の子会社・兄弟会社が行う銀行法施行規則案第 17 条の3第2項第2号の2の業務の媒介、取次ぎ又は代理を銀行本体が行うことは認められるのか。	銀行法施行規則第 17 条の3第2号の2の業務を行う銀行の子会社・兄弟会社は銀行法第 10 条第2項第8号の「その他金融業を行う者」に該当すると考えられます。従って、当該銀行の子会社・兄弟会社の業務の代理又は媒介を銀行本体に認めるかどうかについては、銀行法施行規則第 13 条の規定により判断されることとなります。 例えば、当該銀行の子会社・兄弟会社が行う銀行法施行規則第 17 条の3第2号の2の業務が貸金業法第 2 条第1項に規定する「貸付け」に該当するのであれば国内においてこれを業として行う場合、当該子会社・兄弟会社は登録を受け貸金業者となる必要があります。この場合、当該業務は銀行法施行規則第 13 条各号に掲げる業務に該当せず、銀行本体は当該業務を代理又は媒介することはできません。 なお、取次ぎについては、銀行法第 10 条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」に該当するかどうかを主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2に照らし、個別に判断されることとなります。
No.	●リース業務〔法第 16 条の2第2項第2号、銀行法施行規則第 16 条の2第2項第 11 号〕	
1	リース会社集団におけるリース業務を営んでいない持株会社(銀行持株会社を除く。以下同じ。)は、どのような位置づけになるのか。	同じ持株会社の傘下でいわゆる兄弟会社の関係にあるリース会社同士は「リース会社集団」には属さないものと考えられます。
2	リース会社集団におけるそれぞれの会社間において、リース業務あるいは、中古物件等売買業務を行っ	リース会社集団に属する会社間におけるリース業務や中古物品等の販売収入については、当該会社間で

	た場合、リース会社集団の業務収入はどのように計算（総額で計算又は関係会社間取引として消去）するのか。	相殺せずに各会社の単体ベースで計算します。
3	「規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額」には、当該業務に付帯するリースアップ物品の売却にかかる収入、及び保守・点検・管理にかかる収入を含むものと理解してよいか。現在、リース会社が使用する財務諸表（「リース会社における主要な会計処理と計算書類開示」（昭和51年2月26日、最終改正平成20年3月31日））において、上記の収入は「リース売上高」に一括して含まれている。また、保守・点検等がリース契約に含まれているメンテナンス・リース契約においては、保守・点検等の費用は明示されず、リース料の中に含まれている。	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号イからハまでに掲げる要件を全て満たすリース契約（いわゆる所有権移転外ファイナンスリース契約）におけるリースアップの物品の売却は、同項第39号に掲げる業務と解しており、当該売却収入は当該告示第2条第2項第1号に規定する「規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額」には含まれないものと考えられます。また、いわゆる所有権移転外ファイナンスリース契約と一体となった保守・点検・管理にかかる収入は含まれるものと考えられます。
4	「中古物件売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」の判定に際して、リース会社集団に属する会社が、リース業務を営む会社の子会社であって、実質的にリース業務を営む会社の一部門と判断される場合には、リース会社集団として判断することとしてほしい。	ご意見の「実質的にリース業務を営む会社の一部門と判断される場合」が定かではないか、親・子会社の関係にある場合をリース会社集団としていわば一体的に取り扱っているところです。
5	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第10号（リース告示）において、リース会社集団のそれぞれの会社に「中古物件売買等業務収入がリース業務収入を上回らないこと」が定められている理由、趣旨はどのようなことか（同第1号のリース会社集団の要件だけでよいのではないか。）。	中古物品販売や保守・点検の業務については、利用者利便等のためリース業を補完する付帯的な業務として認めることとしたものであり、その趣旨に照らして、各リース会社の単体ベースで中古物品販売や保守・点検の業務による収入の額がリース業務による収入の額を上回らないこととするものです。
6	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第10号（リース告示）において、中古物件の売買・メンテナンス業務は「リース業務を営む場合に限る。」とされていますが、「リース業務を営む場合又はリース業務を営む会社の子会社に限る。」として頂きたい。	中古物品販売や保守・点検の業務については、利用者利便等のためリース業を補完する付帯的な業務として認めることとしたものであり、リース会社の子会社であっても、リース業を営まずに中古物品販売や保守・点検の業務を営む会社を認めることには、子会社業務範囲規制の趣旨に照らして慎重な検討が必要であると考えられます。
7	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第10号（リース告示）において、「当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務」の中には、保守・点検・管理に際して行う消耗品・付属品・部品の補充、供給も含まれると理解してよいか。	例えば、修理に必要な部品など保守・管理と一体として行われる消耗品・付属品・部品の供給等は「当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務」に含まれるものもあると考えられますが、例えば、コピー用紙等の単なる消耗品の販売等は該当しないものと考えられます。
8	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第10号（リース告示）において、「同種」については、統計法に基づく指定統計である「特定サービス産業実態調査」の物件区分（「産業機械」、「工作機械」、「土木・建設機械」、「医療用機器」、「商業用機械・設備」、「通信機器」、「サービス業用機械・設備」、「その他の産業用機械・設備」、「電子計算機・同関連機器」、「事務用機器」、「自動車」、「その他」の12区分）を参考として判定してよいか。	リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と「同種」か否かの判断にあたっては、例えば、ご意見の「特定サービス産業実態調査」の物件区分なども参考となるものと考えられます。
9	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第10号（リース告示）において、「同種」については、例えば、リース事業	リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と「同種」か否かの判断にあたっては、例えば、経済産

<p>協会の統計上使われている「土木建設機械」「工作機械」「情報通信機器」等の区分において同一の区分に属することが、1つの判断基準になるとの理解でよいか。</p>	<p>業省が行う「特定サービス産業実態調査」の物件区分なども参考となるものと考えられます。</p>
---	---

IV. 保険業法関連

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	●金融等デリバティブ取引	
1	<p>保険業法施行規則第 52 条の3第1項第1号口(1)、(2)は、契約上は現物決済と規定されている商品デリバティブ取引であっても、決済終了後に商品を保有せず、かつ、保管又は運搬に伴う危険を負担しなければ取引を可能とする趣旨の規定と思われる。一方で、当該取引の実態として、例えば取引日時点では決済期日までに反対売買を行う予定であったものの成立せず、期日に現物を受け取る事態も僅かながら想定されることから、以下について確認したい。</p> <p>①要件(1)について、「決済の終了後に商品を保有しない運営方針が採られていること」をもって充足しているとの理解でよいか。</p> <p>②要件(2)について、万が一実際に現物決済を行う事となった場合、保険により保管又は運搬に伴う危険を回避していることをもって充足しているとの理解でよいか。</p>	<p>①について</p> <p>保険業法施行規則第 52 条の3第1項第1号口(1)に規定する「当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと」とは、結果的に決済の終了後に商品を保有しつづけないものであることを求める趣旨ですので、「運営方針が採られていること」をもって当該要件を満たしているとはいえないものと考えられます。</p> <p>②について</p> <p>上記①のとおり、どのようなケースであれ、現物を保有することは認められませんが、同規則第 52 条の3第1項第1号口(2)に規定している危険とは、商品の転売等に係る保管・運搬に伴って発生しうる事故等の危険(コスト)を負担しないことを求める趣旨ですので、これらの危険を確実に回避することができる保険があるのであれば、当該要件を満たすことも可能と考えられます。</p>
No.	●その他	
1	<p>新旧対照表の改正案及び現行欄ともに「(略)」となっているが、現行の保険業法施行規則に第 56 条の2第2項第 33 号の4は見あたらないため、内容を明示してほしい。</p>	<p>平成 20 年 10 月 29 日に公布された電子記録債権法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令により、保険業法施行規則第 56 条の2第2項第 33 号の4として「電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第五十一条第一項(電子債権記録業を営む者の指定)に規定する電子債権記録業」が加えられています。</p>